

5 気象・災害履歴関係

資料〔5-1〕

気象等警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在 発表官署 松山地方気象台

今治市	府県予報区	愛媛県		
	一次細分区域	東予		
	市町村等をまとめた地域	東予西部		
警報	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準	頓田川流域=17.5, 蒼社川流域=28, 浅川流域=8.9, 山之内川流域=6.9, 菊間川流域=11.3	
		複合基準*1	浅川流域=(8, 8)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	頓田川流域=14, 蒼社川流域=22.4, 浅川流域=7.1, 山之内川流域=5.5, 菊間川流域=7.9	
		複合基準*1	頓田川流域=(5, 13.6), 蒼社川流域=(8, 17.9), 浅川流域=(5, 6.3), 山之内川流域=(5, 5.5), 菊間川流域=(7, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.2m	
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			
なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*2			
低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下			
霜	3月20日以降の晩霜最低気温3℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ: 20cm以上 気温: -1℃~2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は松山地方気象台の値。

【参考】

土壤雨量指数

土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1 km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

「大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準値」のご利用にあたって

大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準及び複合基準は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定していますが、気象庁ホームページの「警報・注意報発表基準一覧表」では、土壤雨量指数基準については市町村等の域内における最低値を、流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示しています。

大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとります。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合があります。この場合、「警報・注意報発表基準一覧表」では、市町村等の域内における最低値を示しています。

また、「(別添) 洪水警報・注意報の基準値 (1km 四方)」、「洪水警報の危険度分布の基準値 (1km 四方)」及び「大雨警報 (浸水害) の危険度分布の基準値 (1km 四方)」につきましては、以下の点に留意してご利用ください。

- ・「-1」は当該基準の設定がないことを示します。
- ・洪水予報指定河川においては、流域雨量指数基準及び複合基準が設定されていない格子が存在する場合があります。
- ・流域雨量指数基準は 10 倍した基準値が記載されています。0.1 倍した数値を基準値としてご利用ください。
- ・表面雨量指数基準は記載されている数値のまま基準値としてご利用ください。

「地域メッシュ」とは、総務省が各種統計に利用するため、国土を緯度・経度により方形の小地域区画に細分したものです。また、それぞれのメッシュを識別するために付与されたコードは「地域メッシュ・コード」と呼ばれ、このコードは日本工業規格 (JIS X 0410) です。

なお、「地域メッシュ」及び「地域メッシュ・コード」の詳細については、以下のホームページを参照してください。

総務省 (統計局) <https://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>

財団法人日本規格協会 <https://www.jsa.or.jp>

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

各基準と指標(発表条件)との関係

現象	特別警報の基準		
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※		雨を要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※	
高潮		高潮になると予想される場合※	
波浪		高波になると予想される場合※	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※		雪を要因とする 特別警報の指標 (発表条件)
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※		

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

種類	指標	
雨を要因とする特別警報の指標	大雨特別警報（土砂災害）の場合	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。
	大雨特別警報（浸水害）の場合	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等を要因とする特別警報の指標	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。	
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続けると予想される場合に、大雪特別警報を発表する。	

気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）

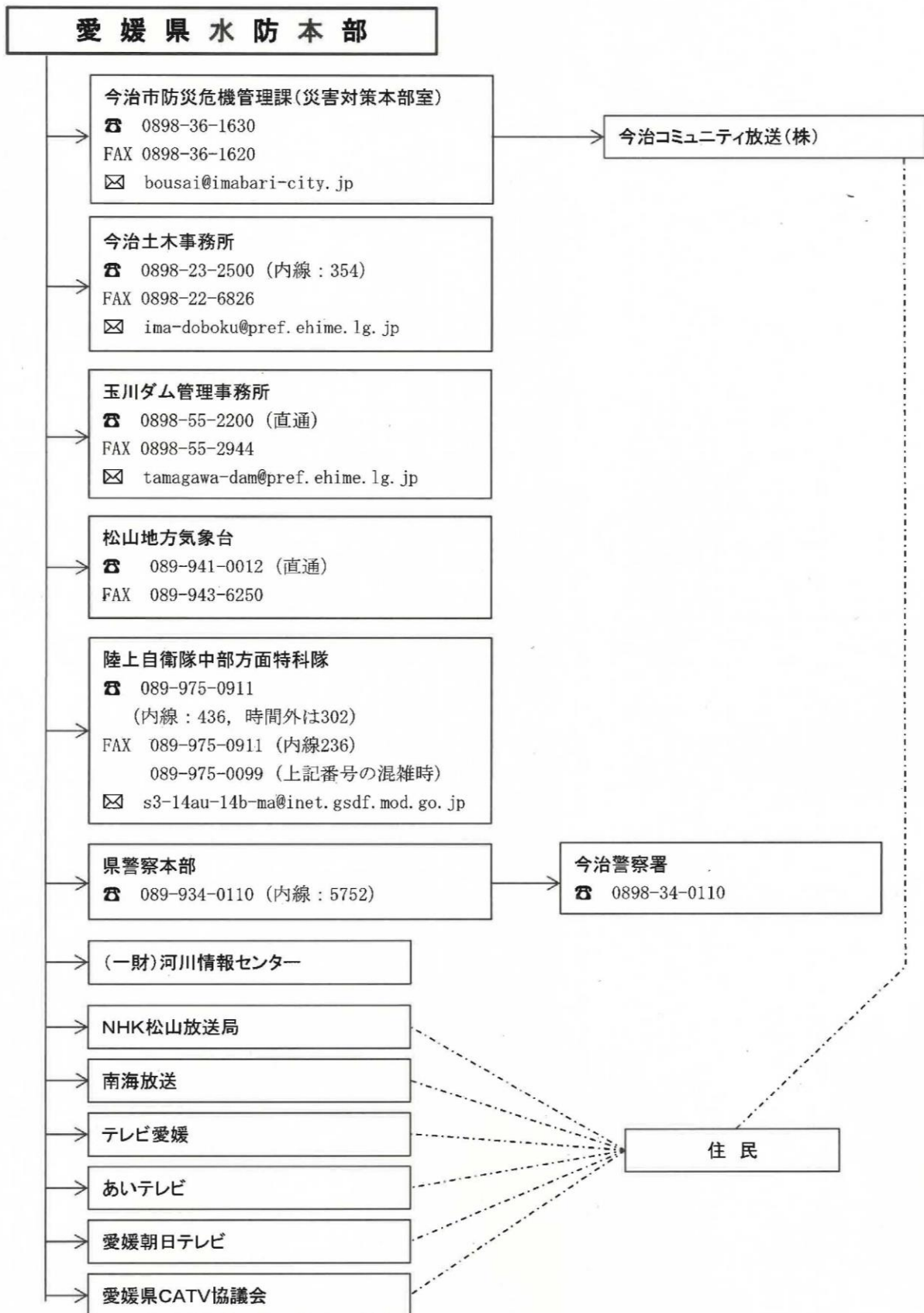
気象情報の役割

項目	内容
警報や注意報に先立つ注意の喚起	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割があります。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。また、線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、複数の県にまたがる広域を対象に、その可能性を半日程度前から気象情報において呼びかる。
警報や注意報の補完	「警報や注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する」役割があります。警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的にするために、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的にお知らせすることが必要であるときに発表。 「警報」「注意報」「気象情報」は一体のものとして発表。
顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときの、より一層の警戒呼びかけ	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」を発表。 また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「記録的短時間大雨情報」という情報を発表。
社会的に影響の大きな天候についての解説など	「社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりする」役割があります。長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表。

気象情報の種類

項目	内容
対象となる地域による種類	気象庁では、気象情報を、発表する地域によって3種類に分けています。まず、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」、都道府県（北海道や沖縄県ではさらに細かい単位）を対象とする「府県気象情報」がある。
対象となる現象による種類	「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「高波」「低気圧」「雷」「降ひょう」「少雨」「長雨」「潮位」「強い冬型の気圧配置」「黄砂」など、現象の種類によって様々な種類がある。また、「大雨と暴風」や「暴風と高波」、「雷と降ひょう」のように組み合わせる発表することもある。

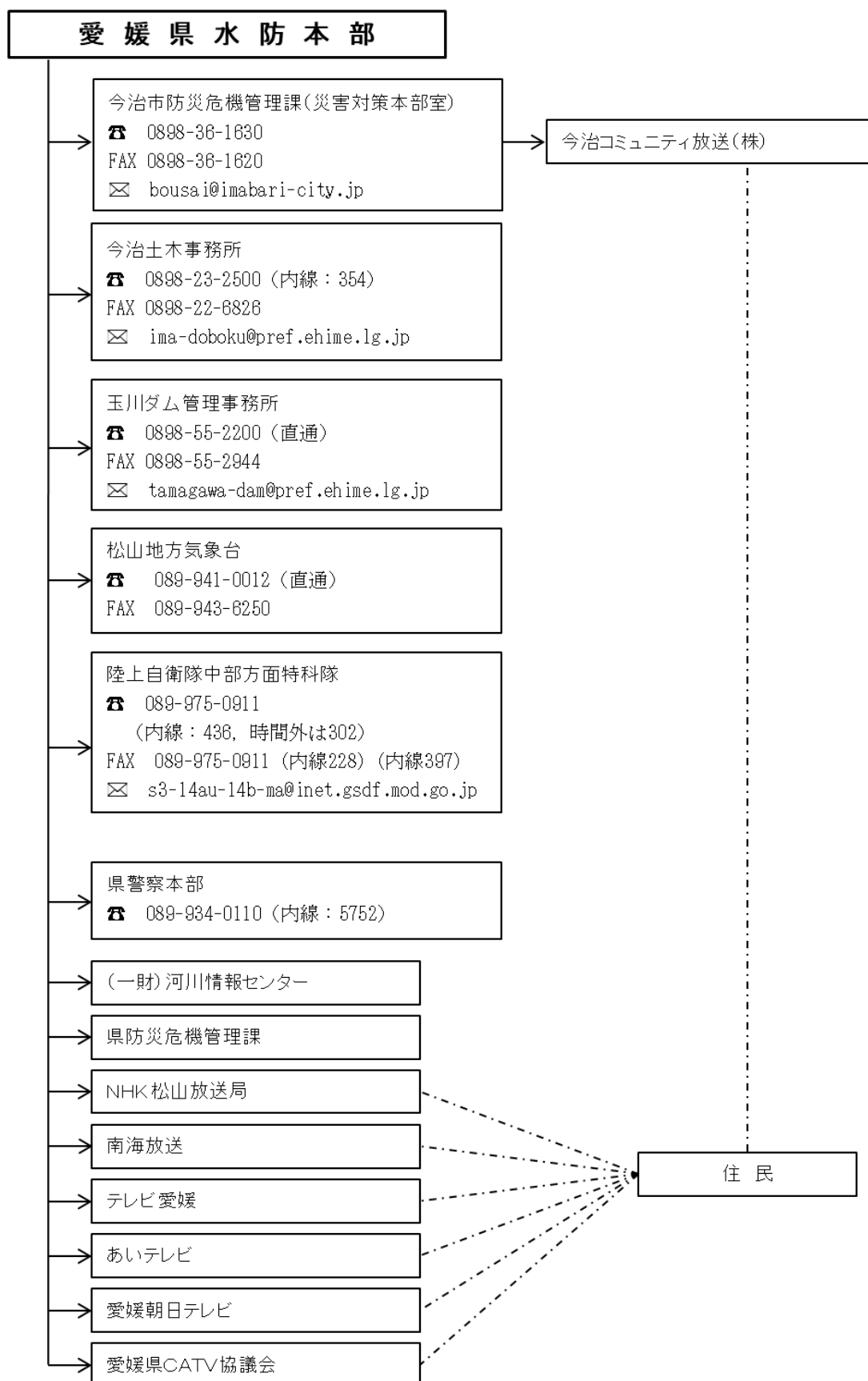
蒼社川の水防警報伝達系統図
(片山水位観測所)



資料〔5-3〕

蒼社川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(片山水位観測所)



資料〔5-4〕

雨量、水位観測所、危機管理型水位計、河川監視カメラ一覧表

■雨量観測所

区分	No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	種別	備考
特定雨量観測所	1	木地	蒼社川	玉川町龍岡上丙 86-2	玉川ダム管理事務所	テレメーター	水ヶ峠トンネル北約 300m
	2	玉川ダム	蒼社川	玉川町龍岡下丁 1-17	玉川ダム管理事務所	テレメーター	玉川ダム管理事務所
	3	片山	蒼社川	片山 4 丁目	玉川ダム管理事務所	テレメーター	片山水源地
	4	今治	蒼社川	旭町 1 丁目 4-9	今治土木事務所	テレメーター	愛媛県今治支局
	5	鈍川	木地川	玉川町木地己 171-6	玉川ダム管理事務所	テレメーター	千疋橋北西約 800m
一般雨量観測所	6	玉川	蒼社川	玉川町三反地甲 10-1	松山地方气象台	アメダス	玉川支所
	7	今治	蒼社川	山路	松山地方气象台	アメダス	市制 50 年記念公園
	8	今治	蒼社川	北宝来町 2 丁目	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 今治駅
	9	伊予桜井	中川	郷桜井 2 丁目	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 伊予桜井駅
	10	大西	品部川	大西町新町	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 大西駅
	11	菊間	菊間川	菊間町浜	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 菊間駅
	12	吉海	泊北谷川	吉海町泊 498-1	今治土木事務所	テレメーター	泊運動公園
	13	大三島	宮浦本川	大三島町宮浦 9106-1	松山地方气象台	アメダス	藤公園北側
14	台ダム	台本川	大三島町宮浦 6367	台ダム管理事務所	テレメーター	台ダム管理事務所	
その他	15	大西(道路)	—	大西町山之内乙 411-4	松山河川国道事務所	テレメーター	大深山

■河川水位観測所

区分	No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	種別	備考
特定水位観測所	1	高野	蒼社川	玉川町高野甲 446-3	玉川ダム管理事務所	テレメーター	木工館南約 150m
	2	片山	蒼社川	片山 4 丁目	玉川ダム管理事務所	テレメーター	片山水源地東側
一般水位観測所	3	中通	蒼社川	玉川町龍岡上甲 233-2	玉川ダム管理事務所	テレメーター	龍岡水源地南約 170m
	4	除川	除川	大三島町台	台ダム管理事務所	テレメーター	瀧山橋北約 130m
	5	山田	台本川	大三島町台	台ダム管理事務所	テレメーター	台橋東約 130m
	6	国分橋	頓田川	国分	今治土木事務所	テレメーター	国分橋

■危機管理型水位計

No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	観測開始年月日	備考
1	中川橋	中川	郷桜井	今治土木事務所	R1. 8. 30	
2	亥ノ谷橋	猿子川	桜井	今治土木事務所	R1. 8. 30	
3	天神橋	大川	〃	今治土木事務所	R1. 8. 30	
4	えびす橋	銅川	上徳	今治土木事務所	R1. 8. 30	
5	中竜登橋	竜登川	衣干町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
6	朝倉ダム	黒谷川	朝倉上	今治土木事務所	R4. 2. 24	
7	東門橋	蒼社川	東鳥生町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
8	永代橋	〃	玉川町法界寺	今治土木事務所	R1. 8. 30	
9	谷山川橋	谷山川	四村	今治土木事務所	R2. 3. 27	
10	玉川橋	木地川	玉川町鈍川	今治土木事務所	R2. 3. 27	
11	新浅川橋	浅川	北宝来町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
12	金子橋	樋之口川	中堀	今治土木事務所	R1. 8. 30	
13	一心川橋	一心川	大西町新町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
14	衣黒橋	山之内川	大西町大井浜	今治土木事務所	R2. 3. 27	
15	品部川	品部川	大西町紺原	今治土木事務所	R2. 12. 1	
16	有木橋	種川	菊間町種	今治土木事務所	R2. 3. 27	
17	瀬戸橋	菊間川	菊間町長坂	今治土木事務所	R1. 8. 30	
18	歌仙ダム	霧合川	菊間町川上	今治土木事務所	R4. 2. 24	
19	下通橋	舩大川	吉海町幸新田	今治土木事務所	R1. 8. 30	
20	薬師橋	中川	伯方町北浦	今治土木事務所	R2. 3. 27	
21	宮浦本川	宮浦本川	大三島町宮浦	今治土木事務所	R2. 12. 1	
22	本川橋	井口本川	上浦町井口	今治土木事務所	R2. 12. 1	

■河川監視カメラ

No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	備考
1	片山	蒼社川	片山	今治土木事務所	
2	国分橋	頓田川	国分	今治土木事務所	

資料〔5-5〕

震度等観測地点一覧

	観測地点名	所在地	設置機関	備考
1	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町2-1-1（消防本部）	気象庁	
2	今治市朝倉北	今治市朝倉北甲397（朝倉支所）	愛媛県	
3	今治市玉川町	今治市玉川町三反地甲10-1（玉川支所）	愛媛県	
4	今治市波方町	今治市波方町樋口甲250（波方支所）	愛媛県	
5	今治市大西町	今治市大西町宮脇甲506-1（大西支所）	愛媛県	
6	今治市菊間町	今治市菊間町浜822（旧菊間支所）	愛媛県	
7	今治市吉海町	今治市吉海町八幡137（吉海支所）	愛媛県	
8	今治市宮窪町	今治市宮窪町2668（宮窪支所）	愛媛県	
9	今治市伯方町	今治市伯方町木浦甲1235（伯方支所）	愛媛県	
10	今治市上浦町	今治市上浦町井口6605（上浦支所）	愛媛県	
11	今治市大三島町	今治市大三島町宮浦5708（大三島支所）	愛媛県	
12	今治市関前岡村	今治市関前岡村甲732（関前支所）	愛媛県	
13	EHM004 今治	今治市南宝来町1-6-1（日吉公園）	防災科研	K-NET
14	TGW 玉川	今治市玉川町鈍庚732-1	防災科研	F-net
15	EHMH10 宮窪	今治市宮窪町余所国1372-1	防災科研	K-NET

- 注) 1. 気象庁が震度情報を発表するのは1～12 の観測点12箇所
 2. 防災科研：国立究開発法人防災科学技術研究所の略称
 K-NET：全国強震観測網／F-net：広帯域地震観測網／KiK-net：基盤強震観測網

震度等計測位置図



資料〔5-7〕

災害履歴（風水害）

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
明治2 (1869)	—	前年の凶作により 農民困窮	米1500俵を下付(大山祇御頭記録)
明治6 (1873)	6～8月	大干ばつ	各所で雨乞、泉堀り(国府)
明治6 (1873)	8月29日	暴風雨	頓田川切れ流失40戸死者2人(国府)
明治13 (1880)	—	大雪	50年来の厳寒(大山祇御頭記録)
明治17 (1884)	7月5日	台風	波止浜大破(大山祇御頭記録)
明治17 (1884)	8月25日	暴風高汐	樹木、家屋の倒壊多し(大浜)
明治19 (1886)	8月21日 9月10日	大暴風雨	蒼社川決壊(大山祇御頭記録)
明治24 (1891)	8月12日	暴風雨	各村倒家多し(大山祇御頭記録)
明治26 (1893)	10月14日	大暴風雨	住家被害 全壊、127戸 半潰破損316戸 人的被害 死者5名 (市誌)
明治34 (1901)	6月7日 ～10日	暴風雨	蒼社川決壊
明治37 (1904)	10月5日	雹ふり	各地に雹ふり作物に害、桜井では直径12mm(県誌)
大正3 (1914)	8月	暴風雨出水	カラカイ堰流出(蒼社川)
大正4 (1915)	8月中旬	浅川筋堤防決壊	海水侵入(大山祇御頭記録)
大正7 (1918)	7月12日	台風	住家被害 全半壊25戸(県誌)
大正14 (1925)	3月14日	暴風	漁船の被害、死者多し(市誌)
大正15 (1926)	7月7日	洪水	浅川決壊、市街浸水(市誌)
昭和7 (1932)	7月2日	豪雨	住家被害 浸水300戸(県誌)
昭和7 (1932)	9月22日	室戸台風	住家被害 全半壊31戸 床上浸水229戸
昭和20 (1945)	9月17日	枕崎台風	波止浜で925ミリパール、高潮風水害(県誌)
昭和24 (1949)	6月19日	デラ台風	竜登川氾濫(県誌)
昭和25 (1950)	7月27日	ヘリーン台風	住家被害 倒壊1戸(県誌)
昭和25 (1950)	9月13日	キジア台風	金星川に潮水逆流して浸水、浅川決壊(県誌)
昭和29 (1954)	9月13日	台風12号	住家被害 全半壊70戸 商店街浸水1,700戸
昭和30 (1955)	1月19日	強風	住家被害 市営天保山住宅12戸焼失(県誌)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
昭和30 (1955)	9月30日	台風22号	住家被害 高潮浸水250戸 (県誌)
昭和33 (1958)	7月3日	集中豪雨	人的被害 死者1名 (県誌)
昭和35 (1960)	2月8日	高潮	人的被害 2名負傷 その他被害 漁船100隻破損
昭和35 (1960)	7月7日 ～8日	集中豪雨	総雨量154mm 住家被害 床下浸水153戸
昭和36 (1961)	2月23日	異常乾燥	中浜町で21戸全半焼 (県誌)
昭和36 (1961)	9月15日 ～16日	台風18号	総雨量104.4mm 最大時間雨量25.6mm 住家被害 全壊3戸 床下浸水9戸
昭和36 (1961)	10月26日 ～27日	高潮	総雨量37.6mm 最大時間雨量7.4mm 潮位3.3m 波高3.7m 住家被害 床上浸水2戸 床下浸水28戸
昭和37 (1962)	2月21日	火災	住家被害 蔵敷数字大浜更生寮、焼失、被災25世帯 (県誌)
昭和39 (1964)	9月24日 ～25日	台風20号	総雨量65mm 最大時間雨量14.8mm 最大瞬間風速37.5m/s 住家被害 家屋全壊1戸 家屋半壊1戸 一部損壊1戸 床上浸水114戸 床下浸水245戸
昭和42 (1967)	7月9日	集中豪雨	総雨量168mm 最大時間雨量68mm 住家被害 一部損壊12戸 床上浸水67戸 床下浸水550戸
昭和43 (1968)	2月15日	大雪	積雪15.9cm
昭和43 (1968)	7月2日	集中豪雨	総雨量136mm 最大時間雨量13mm 住家被害 床下浸水43戸
昭和43 (1968)	9月24日 ～25日	台風16号	住家被害 床下浸水36戸
昭和44 (1969)	6月29日	集中豪雨	総雨量135mm 最大時間雨量31mm 住家被害 床下浸水105戸
昭和45 (1970)	8月15日 ～21日	台風9.10号	最大瞬間風速 30.5m/s 住家被害 全半壊187戸 床上浸水135戸 その他被害 港湾施設破壊 (県誌)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
昭和45 (1970)	8月21日	台風10号	8月16日マリアナ諸島付近で発生し、20日朝から急に速力をあげ、21日午前9時高知県佐賀町に上陸した。11時には松山を通過して最大風速40mを越え、広島から中国山脈を横断して日本海へ抜けた。 今治では午前8時頃から烈風とうねりが海岸に押寄せ岸壁を破壊し海水は市役所付近まで進入した。床上浸水2000戸、市内の交通、電話、電気は止まって麻ひ状態となり被害は50億円以上といわれた。 市では市政50周年記念行事を延期して復旧に全力をあげた。 (今史現4)
昭和47 (1972)	9月7日 ～9日	集中豪雨	9月7日から降りはじめ、8日～9日においては173mmの豪雨を記録し、今治市、玉川町、朝倉村で合計約59億円の被害を出した。河川は氾濫し土砂崩れが長沢、乃万で発生、予讃線も2か所で不通となった。玉川町では鉄砲水で4人が死亡、市内でも重軽傷6名、市内の住宅の全半壊15戸、破損71戸、床上浸水972戸、床下浸水5454戸、被害は商工関係を中心に約21億円で災害救助法が発動された。 (今史現4)
昭和49 (1974)	7月15日	集中豪雨	住家被害 床下浸水85戸
昭和51 (1976)	9月8日 ～12日	台風17号	9月3日カロリン群島で発生して西北西に進み、鹿児島島の南西200kmに達したが、ここで12日まで停滞した。このため今治付近では8日頃から降りだした雨が12日までに鈍川で1001mm、玉川ダム762mm、片山564mmにも達した。その後台風は急速に北上し、九州西部に上陸して長崎から福岡を経て、日本海に抜けた。 玉川町では谷山川、与和木川が氾濫して死者4名、42億の被害を出した。今治市でも死者4名、負傷者2名、蒼社橋や頓田川の宮ヶ崎橋が落下して31億円の被害をうけた。 (今史現4)
昭和54 (1979)	4月14日	近見山火災	午後1時45分頃異常乾燥下の時、高部のワラビ山から出火して国立公園の近見山に燃え広がり15日午前8時まで18時間燃え中腹から頂上まで雑木林50haを焼損した。消火には市、近見の消防団と住民の約1000名、自衛隊167人があつた。
昭和54 (1979)	5月19日	近見山火災	午後0時47分、延喜片垣池付近から出火、西風にあおられ、103haを焼損、消防団等1100名。自衛隊員200名。今治署員80名出動 (今史現4)
昭和54 (1979)	6月27日 ～30日	集中豪雨	住家被害 床下浸水171棟 被害額 2.9億円 (災害報告)
昭和54 (1979)	10月19日	台風20号	住家被害 床下浸水18棟 被害額 1.14億円 (災害報告)
昭和55 (1980)	7月9日	集中豪雨	住家被害 床下浸水5棟 被害額 1.8億円 (災害報告)
昭和56 (1981)	7月3日	集中豪雨	住家被害 床下浸水15棟
昭和57 (1982)	7月14日～	集中豪雨	住家被害 床上浸水2棟 床下浸水76棟 被害額 0.72億円 (災害報告)
昭和57 (1982)	9月24日	台風19号	住家被害 床下浸水6棟 被害額 3.2億円 (災害報告)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
昭和60 (1985)	6月21日 ～7月4日	集中豪雨	総雨量387.5mm 住家被害 床下浸水8棟 被害額 1.48億円 (今史現4)
平成2 (1990)	8月17日	集中豪雨	雨量96mm(17時～24時) 住家被害 床下浸水113棟 被害額 0.17億円 (今史現4)
平成3 (1991)	6月30日 ～7月5日	集中豪雨	総雨量179mm 住家被害 床下浸水3棟 被害額 0.73億円 (今史現4)
平成3 (1991)	9月27日	台風19号	最大瞬間風速 43.4m/s 住家被害 一部破損、114棟 人的被害 軽傷4人 その他被害 農産物被害額3.15億円 (今史現4)
平成5 (1993)	9月3日 ～4日	台風13号	最大24時間雨量(3日3時～4日3時)109.5mm、 最大瞬間風速34.0m/s 住家被害 床上浸水17棟 床下浸水20棟 被害額 1.81億円 (今史現4)
平成7 (1995)	7月3日 ～6日	集中豪雨	総雨量283mm 住家被害 床下浸水6棟
平成9 (1997)	7月2日	集中豪雨	総雨量77.5mm 最大時間雨量45.5mm 住家被害 床下浸水99棟
平成9 (1997)	9月15日 ～17日	台風19号	総雨量168.5mm 住家被害 家屋浸水13戸 被害額 0.11544億円
平成10 (1998)	10月16日 ～18日	台風10号	総雨量192.5mm 住家被害 家屋半壊1戸 家屋浸水21戸 人的被害 死者1名 被害額 0.7512億円
平成11 (1999)	9月14日 ～15日	台風16号	総雨量75.0mm 住家被害 床下浸水14戸 被害額 0.70929億円
平成15 (2003)	7月21日	集中豪雨	総雨量82.0mm 住家被害 床下浸水6戸
平成15 (2003)	8月8日	台風10号	総雨量35.0mm 住家被害 一部破損1戸
平成16 (2004)	6月26日 ～28日	集中豪雨	総雨量227.5mm 住家被害 床下浸水6棟
平成16 (2004)	7月31日	台風10号	総雨量43.5mm 最大瞬間風速33.3m/s 住家被害 床下浸水6棟(6世帯7名) その他被害 第1栈橋沈下、漁船被害3隻
平成16 (2004)	8月23日	集中豪雨	総雨量79mm 最大時間雨量46mm 住家被害 床下浸水8棟
平成16 (2004)	8月30日 ～31日	台風16号	総雨量38.5mm 最大瞬間風速38.9m/s 住家被害 床上浸水9棟(9世帯24名) 床下浸水19棟(19世帯34名)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
平成16 (2004)	9月6日 ～7日	台風18号	総雨量48mm 最大瞬間風速34.0m/s 住家被害 床上浸水2棟(2世帯3名) 床下浸水12棟(12世帯20名)
平成16 (2004)	9月29日	台風21号	総雨量78.3mm 最大瞬間風速28.9m/s 住家被害 床下浸水2棟
平成16 (2004)	10月19日 ～20日	台風23号	総雨量206.5mm 最大瞬間風速24.3m/s 住家被害 床上浸水1棟(1世帯2名) 床下浸水4棟(4世帯6名)
平成17 (2005)	5月28日 ～6月2日	火災	今治市大三島町安神山山林火災 焼損面積133ha 消防団〔出動人員(延べ人員)4,208人、出動ポンプ台数184台〕 ヘリコプター34機(消防、防災、自衛隊)
平成17 (2005)	9月6日	台風14号	住家被害 床下浸水2棟(2名)
平成18 (2006)	6月22日 ～26日	集中豪雨	住家被害 床下浸水2棟(6名)
平成18 (2006)	9月10日	集中豪雨	住家被害 床下浸水 住居7棟(16名) 店舗兼住居30棟(89名) 店舗9棟
平成18 (2006)	11月10日	集中豪雨	住家被害 床下浸水1棟
平成19 (2007)	7月3日	集中豪雨	総雨量72.5mm 最大時間雨量52.5mm 住家被害 床下浸水2棟(3名) 浸水店舗1棟
平成19 (2007)	7月14日	台風4号	総雨量106.5mm 最大時間雨量20.0mm 住家被害 床下浸水4棟(14名) 停電1,271戸
平成20 (2008)	5月24日	集中豪雨	総雨量61.0mm 最大時間雨量19.5mm 家屋被害 納屋浸水1棟
平成20 (2008)	6月21日	集中豪雨	総雨量43.5mm 最大時間雨量17.5mm 住家被害 床下浸水1棟(1名)
平成20 (2008)	8月24日 ～29日	火災	今治市朝倉笠松山山林火災 焼損面積107ha 出動人員(延べ人員)3,037人、出動ポンプ台数163台 ヘリコプター30機(消防・防災、自衛隊)
平成20 (2008)	8月29日 ～30日	集中豪雨	総雨量97.0mm 最大時間雨量41.5mm 住家被害 床上浸水1棟(1名) 床下浸水7棟(26人) 床下浸水住居兼倉庫1棟
平成21 (2009)	7月25日	集中豪雨	総雨量118.0mm 最大時間雨量26.5mm 住家被害 床下浸水1棟
平成21 (2009)	8月1日	集中豪雨	総雨量97.5mm 最大時間雨量58.0mm 住家被害 床下浸水住居3棟(7人) 浸水店舗兼住宅1棟

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
平成21 (2009)	10月7日	台風18号	総雨量73.0mm 最大時間雨量5.5mm 住家被害 桜井地区で停電最大3,475戸
平成23 (2011)	7月18日 ～20日	台風6号	総雨量8.0mm 最大時間雨量1.0mm 住家被害 停電最大4,129戸 人的被害 重傷者1名 軽傷者1名
平成23 (2011)	8月21日	集中豪雨	総雨量66.5mm 最大時間雨量28.5mm 住家被害 床上浸水1世帯 床下浸水4世帯
平成24 (2012)	8月14日	集中豪雨	総雨量42.5mm 最大時間雨量38.0mm 住家被害 停電最大1,081戸
平成25 (2013)	6月19日 ～21日	集中豪雨	総雨量183.5mm 最大時間雨量11.0mm 住家被害 床下浸水1棟
平成25 (2013)	9月3日 ～4日	集中豪雨	総雨量123.0mm 最大時間雨量19.5mm 住家被害 床下浸水1棟
平成28 (2016)	6月21日 ～29日	集中豪雨	総雨量【今治】274.0mm、【玉川】291.0mm、【大三島】340.5mm 最大時間雨量【今治】22.5mm、【玉川】27.0mm、【大三島】44.5mm 住家被害 一部損壊4棟 床下浸水4棟 被害額 約6億円
平成29 (2017)	9月17日	台風18号	総雨量 【今治】160.0mm、【玉川】243.5mm、【大三島】94.0mm 最大時間雨量 【今治】45.5mm、【玉川】62.5mm、【大三島】28.0mm 住家被害 床上浸水4棟 床下浸水77棟 人的被害 軽傷2名 被害額 約11億円
平成30 (2018)	7月5日 ～9日	集中豪雨 (西日本豪雨)	総雨量 【今治】463.5mm、【玉川】427.5mm、【大三島】414.5mm 最大時間雨量 【今治】42.5mm、【玉川】39.0mm、【大三島】35.0mm 住家被害 全壊16棟 半壊35棟(大規模半壊13棟) 一部破損15棟 床上浸水12棟 床下浸水33棟 人的被害 死亡2名 重傷3名 その他被害 非住家被害1棟、土砂災害10か所、河川被害4か所、港湾海岸被害15か所 災害対策本部設置 自衛隊災害派遣 災害救助法及び被災者生活再建支援法適用 被害額 約50億円

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
令和2 (2020)	7月5日 ～14日	令和2年7月豪雨	総雨量 【今治】286.5mm【玉川】307mm【大三島】315mm 最大時間雨量 【今治】29.5mm【玉川】31.0mm【大三島】23.5mm 住家被害 一部損壊1棟(1世帯2人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	5月20日 ～21日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】87mm【玉川】86.5mm【大三島】74.5mm 最大時間雨量 【今治】13.5mm【玉川】12.0mm【大三島】10.5mm 住家被害 一部損壊1棟(1世帯1人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	7月8日 ～9日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】39.5mm【玉川】34.5mm【大三島】107.5mm 最大時間雨量 【今治】14.0mm【玉川】12.0mm【大三島】24.5mm 被害なし 災害対策本部設置 避難指示発令(上浦町盛)
令和3 (2021)	8月8日 ～9日	台風9号	総雨量 【今治】69mm【玉川】92mm【大三島】60.5mm 最大時間雨量 【今治】35.5mm【玉川】41.0mm【大三島】24.5mm 最大瞬間風速 【今治】24.7m/s【大三島】24.2m/s 被害箇所 非住家被害1棟 住家被害 一部損壊1棟(1世帯2人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	8月12日 ～20日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】240.5mm【玉川】252.5mm【大三島】311.5mm 最大時間雨量 【今治】20.5mm【玉川】21.0mm【大三島】27.0mm 住家被害 床下浸水3棟(3世帯9人) 災害対策本部設置 避難指示発令(上浦町盛、大三島町肥海)
令和3 (2021)	9月3日 ～4日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】81mm【玉川】76mm【大三島】81mm 最大時間雨量 【今治】26.0mm【玉川】23.5mm【大三島】15.0mm 住家被害 全壊1棟(1世帯2人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	9月17日 ～18日	台風14号	総雨量 【今治】31.0mm【玉川】57.0mm【大三島】27.5mm 最大時間雨量 【今治】7.5mm【玉川】16.0mm【大三島】12.0mm 最大瞬間風速 【今治】15.7m/s【大三島】14.4m/s 住家被害 一部損壊1棟(1世帯1人) 水防本部(災害警戒本部)設置

資料)「現代の今治」、「新今治市史」、「今治市地域防災計画(平成30年度修正版)」、消防機関作成資料、今治市水防活動状況、今治市浸水実績資料、愛媛県HP「過去の災害情報」等より集約した。

6 情報収集及び広報関係

【各広報文伝達の際の共通事項】

- (1) 広報文は全て2回繰り返し放送する。
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下避難指示等という。）の伝達文については、
冒頭に「緊急放送、緊急放送、（避難指示等）発令。こちらは、防災今治市です。」
を文末に「こちらは、防災今治市でした。」を挿入する。
- (3) それ以外の伝達文については
冒頭に「こちらは、防災今治市です。」を
文末に「こちらは、防災今治市でした。」を挿入する。

第一章 風水害**1 土砂災害に関する広報文例****(1) 避難指示等の伝達文の例**

- ①【警戒レベル3】高齢者等避難…………… P249
- ②【警戒レベル4】避難指示…………… P249
- ③【警戒レベル5】緊急安全確保…………… P250
- ④【警戒レベル5】緊急安全確保【土砂災害を確認したとき】…………… P250

(2) その他の土砂災害に関する伝達文の例

- ①大雨特別警報（土砂災害）発表に伴う伝達文の例…………… P250
- ②記録的短時間大雨情報発表に伴う伝達文の例…………… P250

2 洪水に関する広報文例**(1) 避難指示等の伝達文の例**

- ①【警戒レベル3】高齢者等避難…………… P251
- ②【警戒レベル4】避難指示…………… P251
- ③【警戒レベル5】緊急安全確保…………… P251
- ④【警戒レベル5】緊急安全確保【越水等を確認したとき】…………… P252

3 高潮に関する広報文例**(1) 避難指示等の伝達文の例**

- ①【警戒レベル3】高齢者等避難…………… P252
- ②【警戒レベル4】避難指示…………… P252
- ③【警戒レベル5】緊急安全確保…………… P253

- ④【警戒レベル5】緊急安全確保【越波・越流を確認したとき】…………… P253
- (2) その他の高潮に関する伝達文の例
 - ①高潮特別警報発表に伴う伝達文の例…………… P253
- 4 その他風水害に関する広報文例
 - ①台風接近に伴う伝達文の例（自主避難等の呼びかけ）…………… P253

第二章 地震・津波

1 地震に関する広報文例

- ①緊急地震速報（震度4から震度7まで共通）（J-ALERTによる自動放送）… P254
- ②震度速報（J-ALERTによる自動放送）…………… P254
- ③地震発生直後の注意事項（震度5強以上の場合）（J-ALERTによる自動放送後）
…………… P254
- ④地震情報（被害が著しい場合、余震が続く場合）…………… P254

2 津波に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

- ①避難指示【津波注意報が発表されたとき】…………… P255
- ②避難指示【津波警報・大津波警報が発表されたとき】…………… P255

(2) その他の津波に関する伝達文の例

- ①津波注意報（J-ALERTによる自動放送）…………… P255
- ②津波警報（J-ALERTによる自動放送）…………… P255
- ③大津波警報（J-ALERTによる自動放送）…………… P255
- ④各地の津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報…………… P256

第三章 その他応急対策等

1 災害対策本部設置時等広報文例

- ①災害対策本部設置時…………… P256
- ②災害対策本部解散時…………… P256
- ③避難誘導…………… P256
- ④避難所の開設状況…………… P256
- ⑤避難所の閉鎖…………… P257
- ⑥避難指示等の解除…………… P257

2 その他

①医療救護	P257
②火災地区住民への避難指示発令時	P257
③混乱防止の呼びかけ	P257
④道路交通情報	P257
⑤公共交通機関の運行状況	P258
⑥電気（電話）の復旧状況	P258
⑦ごみ・し尿の収集	P258
⑧応急給水の連絡	P258
⑨飲料水・食料等の供給	P258
⑩住民の安否情報	P259

第一章 風水害

1 土砂災害に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

①【警戒レベル3】高齢者等避難

○時○分
土砂災害に関する【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。
対象地区については次のとおりです。
○○、○○、○○…。
崖付近や沢沿いの地域は、土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、支援者と連絡を取り合うなどし、避難を開始してください。
それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

②【警戒レベル4】避難指示

○時○分
土砂災害に関する【警戒レベル4】避難指示を発令しました。
対象地区については次のとおりです。
○○、○○、○○…。
崖付近や沢沿いの地域は、土砂災害の危険性が高まっています。
速やかに避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

○時○分

土砂災害に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

崖付近や沢沿いの地域は、土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況にあります。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

④【警戒レベル5】緊急安全確保【土砂災害を確認したとき】

○時○分

土砂災害に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

現在、○○地区周辺で土砂災害の発生が確認されています。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

(2) その他の土砂災害に関する伝達文の例

①大雨特別警報（土砂災害）発表に伴う伝達文の例

○時○分、今治市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。

数十年に一度の大雨となるおそれがあり、重大な災害の危険性が著しく高まっています。

避難行動については、周囲の状況に応じて冷静な判断が必要です。

気象情報の収集に努め、災害から命を守る行動をとってください。

②記録的短時間大雨情報発表に伴う伝達文の例

○時○分、今治市で記録的短時間大雨情報が発表されました。

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測し、重大な災害の危険性が著しく高まっています。

避難行動については、周囲の状況に応じて冷静な判断が必要です。

気象情報の収集に努め、災害から命を守る行動をとってください。

2 洪水に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

①【警戒レベル3】高齢者等避難

○時○分
○○川洪水に関する【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。
対象地区については次のとおりです。
○○、○○、○○…。
○○川が氾濫のおそれのある水位に近づいています。
高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、支援者と連絡を取り合うなどし、避難を開始してください。
それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

②【警戒レベル4】避難指示

○時○分
○○川洪水に関する【警戒レベル4】避難指示を発令しました。
対象地区については次のとおりです。
○○、○○、○○…。
○○川が氾濫のおそれのある水位に到達しました。
速やかに避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

○時○分
○○川洪水に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。
対象地区については次のとおりです。
○○、○○、○○…。
○○川の水位が堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあります。
命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

④【警戒レベル5】緊急安全確保【越水等を確認したとき】

○時○分

〇〇川洪水に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

現在、〇〇地区で〇〇川の堤防から越水を確認しました。また、浸水により〇〇道は通行できない状況です。命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。

3 高潮に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

①【警戒レベル3】高齢者等避難

○時○分

高潮に関する【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

高潮の危険性が高まることが予想されます。

高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、支援者と連絡を取り合うなどし、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

②【警戒レベル4】避難指示

○時○分

高潮に関する【警戒レベル4】避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

高潮の危険性が高まっています。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

○時○分

高潮に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

まもなく高潮氾濫が発生することが予想されます。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

④【警戒レベル5】緊急安全確保【越波・越流を確認したとき】

○時○分

高潮に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

○○地区周辺で高潮による越波・越流の発生が確認されています。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

(2) その他の高潮に関する伝達文の例

①高潮特別警報発表に伴う伝達文の例

○時○分、今治市に高潮特別警報が発表されました。

数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により、海面の異常上昇のおそれがあり、重大な災害の危険性が著しく高まっています。

避難行動については、周囲の状況に応じて冷静な判断が必要です。

気象情報の収集に努め、災害から命を守る行動をとってください。

4 その他風水害に関する広報文例

①台風接近に伴う伝達文の例（自主避難等の呼びかけ）

台風○○号の接近に伴い、今夜から明日にかけて大雨・土砂災害・暴風・高潮等のおそれがあります。

お住まいの地域の川の増水、土砂崩れ、低地の浸水などに十分に注意してください。

また、高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、あらかじめ支援者と連絡を取り合うなどをし、心配な場合、危険だと思えば、迷わず避難をしてください。

それ以外の方についても、いつでも避難できるように避難の準備を整え、気象情報に注意してください。

現在、開設している避難所は次のとおりです。

○○校区○○避難所、○○避難所、…。

第二章 地震・津波

1 地震に関する広報文例

①緊急地震速報（震度4から震度7まで共通）（J-ALERTによる自動放送）

（例）「（緊急地震速報チャイム音）緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

②震度速報（J-ALERTによる自動放送）

（例）震度速報

ただいまの地震は震度〇と発表されました。

引き続き、今後の情報にご注意ください。

③地震発生直後の注意事項（震度5強以上の場合）（J-ALERTによる自動放送後）

先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

皆さん あわてて外に飛び出さないでください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

壊れた建物のそばや、狭い路地を通る時は、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れて、道のまん中を歩いてください。

たれさがった電線には絶対に触れないでください。

④地震情報（被害が著しい場合、余震が続く場合）

地震情報をお知らせします。

今後も余震が続くものと思われます。

落ち着いて行動してください。

避難の際には落下物にも注意してください。

ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としてください。

出火を確認した時は、大声を出し、みんなで協力して消火してください。

重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。

ラジオ等をつけて、ラジオ等からの情報を待ってください。

*必要に応じて、注意情報、被害情報、安心情報(学校の児童等の情報など)があれば加える。

2 津波に関する広報文例

(1) 避難指示の伝達文の例

①避難指示【津波注意報が発表されたとき】

○時○分

津波注意報が発表されたため、避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

②避難指示【津波警報・大津波警報が発表されたとき】

○時○分

(津波警報・大津波警報)が発表されたため、避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(2) その他の津波に関する伝達文の例

①津波注意報 (J-ALERTによる自動放送)

(例) 「(サイレン) 津波注意情報が発表されました。海岸付近の方は出来るだけ高い場所に避難してください。」

②津波警報 (J-ALERTによる自動放送)

(例) 「(サイレン) 津波警報が発表されました。海岸付近の方は直ちに高台に避難してください。」

③大津波警報 (J-ALERTによる自動放送)

(例) 「(サイレン) 大津波警報。大津波警報。直ちに高台に避難してください。」

④各地の津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

「(大津波警報・津波警報・津波注意報)が発表されています。
 海岸や川沿いにいる人は直ちに高台など安全な場所へ避難してください。
 津波の高さは(巨大・高い)と予想されています。
 今治市のうち、最も早く津波が到達する予想時刻は
 ○○地区で○○日○○時○○分頃です。
 場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。
 到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかる場合がありますので、観測された津波の高さにかかわらず、(津波警報等)が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

第三章 その他応急対策等

1 災害対策本部設置時等広報文例

①災害対策本部設置時

○時○分

今治市は災害対策本部を設置しました。
 市内では、○○等の被害が発生するおそれがあります。
 市民の皆さんは十分注意して下さい。

②災害対策本部解散時

○時○分

○○警報解除に伴い、今治市災害対策本部は解散しました。

③避難誘導

避難情報をお知らせします。
 現在、○○地区には○○による被害が発生するおそれがあります。
 ただちに避難してください。
 開設している避難所は○○、○○…です。

④避難所の開設状況

避難所の開設についてお知らせします。
 開設した避難所については次のとおりです。
 ○○校区○○避難所…

⑤避難所の閉鎖

避難所の閉鎖をお知らせします。
閉鎖した避難所については次のとおりです。
〇〇校区〇〇避難所…

⑥避難指示等の解除

【各気象情報名称】解除に伴い、【避難指示等】を解除しました。
解除した地区については次のとおりです。
〇〇地区…

2 その他

①医療救護

現在、臨時の医療救護所を開設しています。
医療救護所は、〇〇中学校、〇〇中学校…に開設しています。
ケガをされている方は、最寄りの医療救護所をご利用ください。

②火災地区住民への避難指示発令時

〇〇地区の皆さんに避難指示についてお知らせします。
現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方向へ) 燃え広がっています。(燃え広がる危険があります。) このため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して、避難指示を発令しました。
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ) 避難してください。(現場に警察官や消防職員などがいる場合、その指示に従ってください。]

③混乱防止の呼びかけ

(例：余震が続いております) が、住民の皆さん、落ちついてください。
市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。
テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。

④道路交通情報

道路交通情報についてお知らせします。
現在、
・国道〇〇号は地震の被害により、〇〇から〇〇の間で通行止めとなっています。
・県道〇〇線は地震の被害により、〇〇から〇〇の間で通行止めとなっています。
(迂回路の有無などの情報を盛り込む)

⑤公共交通機関の運行状況

公共交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、

- ・JRは〇〇線、〇〇線、全て運休しています。
(JRでは線路などの点検を行っていますが、運転の再開見通しはたっていません。)
- ・バスの運行については全て運休しています。
- ・高速道路は〇〇から〇〇間の上下線が通行止めとなっています。

⑥電気(電話)の復旧状況

電気(電話)の復旧状況についてお知らせします。

現在、

- ・市内全域(〇〇地区一帯)が停電していますが、(〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
- ・市内全域(〇〇地区一帯)で電話が不通になっています。
NTTでは、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。なお、〇〇避難所、〇〇小学校に特設公衆電話を設置していますのでご利用ください。

⑦ごみ・し尿の収集

ごみ(し尿)の収集についてお知らせします。

ごみ(し尿)については、〇〇日頃(〇〇地域については〇〇日頃)に収集作業が開始される見込みです。

収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に保管してください。

⑧応急給水の連絡

現在、市内全域(〇〇町、〇〇町付近)では、地震の影響で断水が発生しております。

市では、〇〇、〇〇に応急給水所を設置し、飲み水を配付しています。

応急給水所には、飲料水を入れる容器をご持参ください。

⑨飲料水・食料等の供給

被災された方々へ、食料、生活物資等の供給について、お知らせいたします。

〇〇公民館(〇〇町〇丁目)、〇〇小学校(〇〇町〇丁目)にて、被災された方々(自宅避難者含む)に食料・毛布などを配付しています。

(自主防災組織や自治会などを通じて、食料・毛布などを配付しています。)

⑩住民の安否情報

〇〇（地震・津波・土砂災害）で亡くなられた方（やケガをされた方）の収容先についてお知らせします。

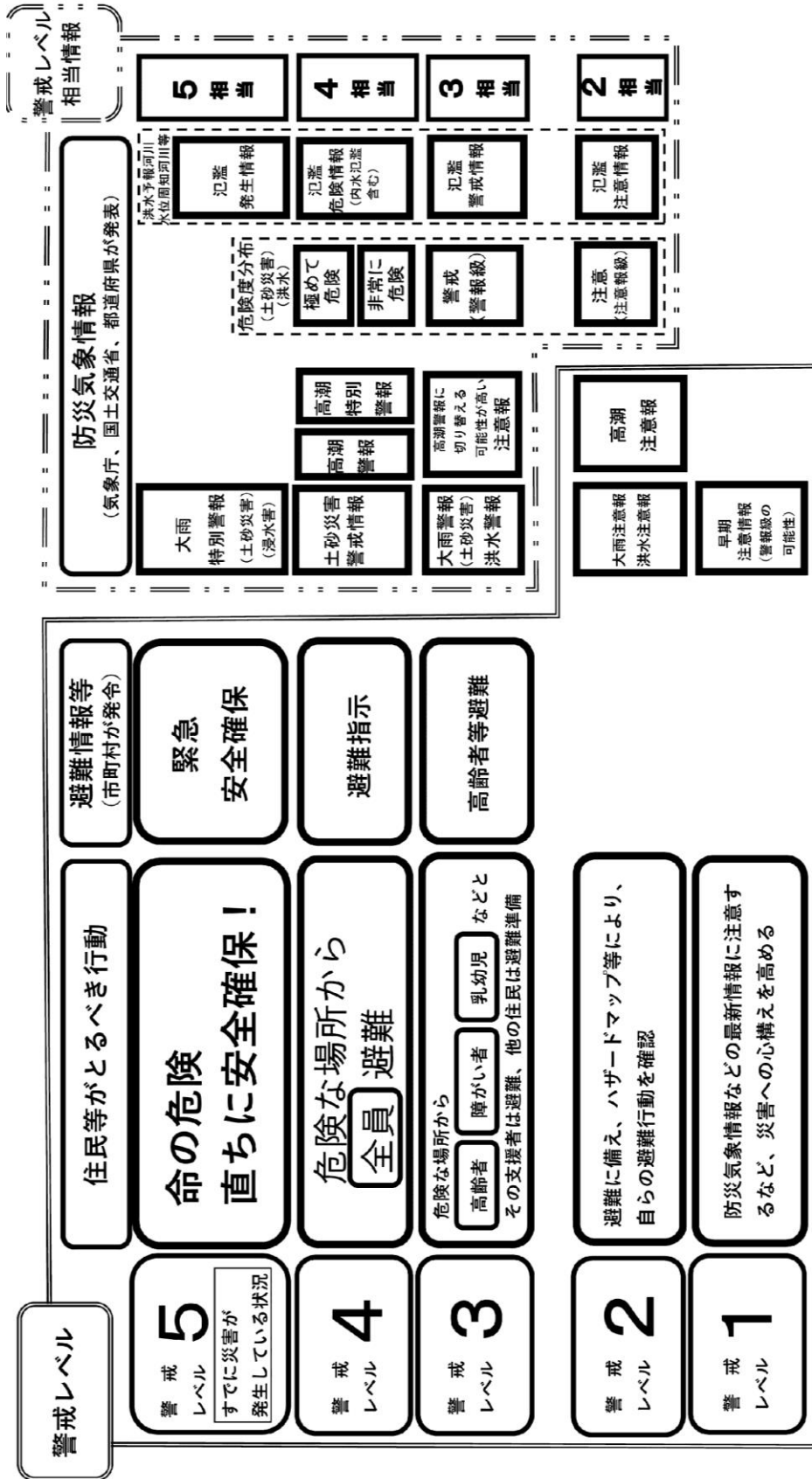
亡くなられた方の遺体は、〇〇町の〇〇寺、〇〇町の旧〇〇学校体育館などに安置されています。

遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。

なお、ケガをされた方は、〇〇病院、〇〇病院に収容されています。

資料〔6-2〕

警戒レベルと住民等のとるべき行動について



7 通信関係

資料〔7-1〕

災害時優先電話一覧表

名称	電話番号	所在地
今治市役所	0898-32-5191	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5203	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5204	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5205	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5206	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5207	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5208	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5209	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5210	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所 (FAX)	0898-32-5211	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5212	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5213	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5214	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5215	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5216	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5219	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5281	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5496	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5497	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5737	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所 (水道お客様センター)	0898-32-6762	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所 (学校給食課FAX)	0898-22-1302	今治市南大門町2丁目5-1
災害対策本部室 (本部総括班)	0898-33-2885	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室 (本部総括班)	0898-33-2886	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室 (避難所班)	0898-33-2887	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室 (応急対策班)	0898-33-2888	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室 (消防班)	0898-33-2889	今治市別宮町1丁目4-1
別名水防防災倉庫	0898-32-6356	今治市別名2-3
今治市クリーンセンター (バリクリーン)	0898-47-5375	今治市町谷甲394
衛生センター	0898-24-1431	今治市天保山町1丁目2-1
衛生センター	0898-24-1446	今治市天保山町1丁目2-1
学校給食センター	0898-22-1302	今治市大新田町3丁目5-49
馬越配水池	0898-22-6228	今治市馬越2番耕地74-1
片山水源地	0898-22-3315	今治市片山4丁目4-12
下水浄化センター	0898-23-5616	今治市天保山町4丁目6-2
北部浄化センター	0898-41-8451	今治市内堀1丁目185-15
塔ヶ谷下水処理場	0898-48-4859	今治市湯ノ浦19
大浜浄化センター	0898-22-2035	今治市砂場町1丁目丁662
天保山第1ポンプ場	0898-22-6296	今治市天保山町2丁目2-14
北浜ポンプ場	0898-31-9628	今治市北浜町甲1052-5
立花中継ポンプ場	0898-31-1610	今治市東鳥生町5丁目17
鳥生中継ポンプ場	0898-33-1404	今治市東鳥生町4丁目4-9
近見ポンプ場	0898-22-3090	今治市大新田町3丁目7-5
高部下排水ポンプ場	0898-41-5339	今治市高部甲11-14

名称	電話番号	所在地
北郷排水ポンプ場	0898-41-6599	今治市中堀3丁目9
桜井排水ポンプ場	0898-47-3746	今治市桜井1丁目6-25
吹揚小学校 (FAX)	0898-25-0053	今治市黄金町3丁目3
別宮小学校 (FAX)	0898-25-0026	今治市別宮町5丁目1-7
常盤小学校 (FAX)	0898-25-0028	今治市中日吉町2丁目6-55
近見小学校 (FAX)	0898-25-0032	今治市近見町1丁目5-1
立花小学校 (FAX)	0898-25-0034	今治市立花町4丁目3-45
鳥生小学校 (FAX)	0898-25-0038	今治市南高下町3丁目3-71
桜井小学校 (FAX)	0898-48-5062	今治市郷桜井1丁目8-26
国分小学校 (FAX)	0898-47-2021	今治市古国分2丁目7-1
富田小学校 (FAX)	0898-48-6132	今治市上徳甲394-4
清水小学校	0898-22-2572	今治市五十嵐甲13-3
日高小学校 (FAX)	0898-25-0047	今治市別名446-2
乃万小学校 (FAX)	0898-25-0051	今治市延喜甲349
波止浜小学校	0898-41-9034	今治市地堀1丁目3-40
日吉中学校 (FAX)	0898-25-0056	今治市中日吉町1丁目3-70
近見中学校	0898-22-1049	今治市近見町4丁目2-57
立花中学校	0898-32-1029	今治市立花町2丁目8-7
桜井中学校 (FAX)	0898-48-6510	今治市郷桜井1丁目8-8
南中学校	0898-48-2854	今治市松木349-1
西中学校 (FAX)	0898-25-0063	今治市山路554-3
北郷中学校	0898-41-9054	今治市中堀4丁目1-1
今治市営中央体育館 (FAX)	0898-24-1651	今治市別宮町6丁目2-2
本町児童館	0898-32-3952	今治市本町5丁目2-24
中央公民館	0898-32-2892	今治市南宝来町1丁目6-1
富田公民館	0898-48-5175	今治市上徳甲393-3
桜井公民館	0898-48-0001	今治市桜井3丁目6-8
鳥生保育所	0898-22-3749	今治市北鳥生町3丁目1-15
常盤保育所	0898-31-5058	今治市南日吉町2丁目2-8
城東保育所	0898-22-3451	今治市美須賀町4丁目1-48
乃万保育所	0898-22-6289	今治市延喜甲365-2
日高保育所	0898-23-1512	今治市別名549-1
富田保育所	0898-48-2323	今治市上徳乙287-7
桜井保育所	0898-48-0555	今治市登畑甲40
河野美術館	0898-23-3810	今治市旭町1丁目4-8
朝倉支所 (FAX)	0898-56-3513	今治市朝倉北甲397
朝倉支所 (消防一斉指令電話)	0898-56-3942	今治市朝倉北甲397
朝倉公民館	0898-56-2024	今治市朝倉北甲393
朝倉小学校 (FAX)	0898-56-2881	今治市朝倉北甲281
朝倉中学校 (FAX)	0898-36-7014	今治市朝倉北甲273
朝倉調理場	0898-56-2025	今治市朝倉北甲317-1
朝倉福祉センター	0898-56-3560	今治市朝倉下甲529
朝倉B&G海洋センター	0898-56-3466	今治市朝倉下乙104-2
玉川支所 (消防一斉指令電話)	0898-55-4979	今治市玉川町三反地甲10-1
玉川支所 (FAX)	0898-55-3123	今治市玉川町三反地甲10-1
九和小学校 (FAX)	0898-36-8023	今治市玉川町摺木甲71-1
鴨部小学校 (FAX)	0898-36-8026	今治市玉川町中村甲574-1
玉川中学校 (FAX)	0898-55-3181	今治市玉川町高野甲21
玉川調理場	0898-55-2147	今治市玉川町摺木甲38-1
鈍川収蔵庫	0898-55-3055	今治市玉川町鈍川丙226
波方支所 (FAX)	0898-41-5562	今治市波方町樋口甲250

名称	電話番号	所在地
波方支所（消防一斉指令電話）	0898-41-4979	今治市波方町樋口甲250
波方小学校	0898-41-9150	今治市波方町養老甲803-1
なみっこ交流館	0898-41-9770	今治市波方町波方甲2029
大西支所（FAX）	0898-53-4835	今治市大西町宮脇甲506-1
大西支所（消防一斉指令電話）	0898-53-4979	今治市大西町宮脇甲506-1
大西小学校（FAX）	0898-53-3682	今治市大西町大井浜103
大西中学校	0898-53-2038	今治市大西町九王甲2280-1
大西調理場	0898-53-2129	今治市大西町脇甲1831-5
大西体育館	0898-53-5040	今治市大西町新町甲797-2
菊間支所（消防一斉指令電話）	0898-54-4979	今治市菊間町浜840
菊間支所（FAX）	0898-54-5254	今治市菊間町浜840
亀岡小学校（FAX）	0898-54-5393	今治市菊間町種52
菊間小学校（FAX）	0898-54-5363	今治市菊間町長坂2001-1
菊間中学校	0898-54-2924	今治市菊間町浜2628-1
菊間保育所	0898-54-2209	今治市菊間町長坂1999
菊間調理場	0898-54-2497	今治市菊間町松尾35
吉海支所	0897-84-2111	今治市吉海町八幡137
吉海支所（FAX）	0897-84-2115	今治市吉海町八幡137
吉海支所（消防一斉指令電話）	0897-84-2181	今治市吉海町八幡137
吉海小学校（FAX）	0897-84-2648	今治市吉海町八幡157
大島中学校（FAX）	0897-84-3982	今治市吉海町幸新田250
宮窪支所	0897-86-2500	今治市宮窪町宮窪2668
宮窪支所（消防一斉指令電話）	0897-86-2502	今治市宮窪町宮窪2668
宮窪支所	0897-86-2504	今治市宮窪町宮窪2668
宮窪支所（FAX）	0897-86-3828	今治市宮窪町宮窪2668
宮窪小学校	0897-86-2117	今治市宮窪町宮窪4765
伯方支所	0897-72-1500	今治市伯方町木浦甲1235
伯方支所（消防一斉指令電話）	0897-72-1504	今治市伯方町木浦甲1235
伯方支所（FAX）	0897-72-2838	今治市伯方町木浦甲1235
伯方小学校（FAX）	0897-72-3331	今治市伯方町木浦甲3599-2
伯方中学校	0897-72-1055	今治市伯方町木浦甲4134-1
非常用トンネル電話（宝股山トンネル）	0897-72-0349	伯方町有津甲1092
上浦支所（FAX）	0897-87-2237	今治市上浦町井口6605
上浦支所	0897-87-3000	今治市上浦町井口6605
上浦支所（消防一斉指令電話）	0897-87-3008	今治市上浦町井口6605
上浦小学校（FAX）	0897-87-2981	今治市上浦町井口4497-1
大三島中学校（FAX）	0897-87-3401	今治市上浦町井口5610
大三島支所	0897-82-0500	今治市大三島町宮浦5708
大三島支所（消防一斉指令電話）	0897-82-0513	今治市大三島町宮浦5708
大三島支所（FAX）	0897-82-0661	今治市大三島町宮浦5708
大三島小学校（FAX）	0897-82-0034	今治市大三島町宮浦5145
越智諸島事務所	0897-82-1261	今治市大三島町台1330
関前支所	0897-88-2111	今治市関前岡村甲732
関前支所	0897-88-2112	今治市関前岡村甲732
関前支所（消防一斉指令電話）	0897-88-2126	今治市関前岡村甲732
関前支所（FAX）	0897-88-2350	今治市関前岡村甲732
岡村小学校	0897-88-2531	今治市関前岡村甲415
関前中学校	0897-88-2104	今治市関前岡村甲415
関前開発総合センター	0897-88-2211	今治市関前岡村甲5-2
岡村港務所	0897-88-2252	今治市関前岡村甲723-2

名称	電話番号	所在地
今治市消防本部	0898-24-6070	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-25-5780	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-31-2830	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-32-2779	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-33-8530	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-34-8061	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-36-1088	今治市南宝来町2丁目1-1
東分署	0898-47-4894	今治市旦甲264-1
東分署	0898-47-4994	今治市旦甲264-1
西消防署	0898-32-6119	今治市クリエイティブヒルズ3
西消防署	0898-32-6143	今治市クリエイティブヒルズ3
波方分署	0898-41-7594	今治市波方町樋口甲1551-1
波方分署	0898-43-0119	今治市波方町樋口甲1551-1
菊間分署	0898-54-2846	今治市菊間町浜1500-17
菊間分署	0898-54-4094	今治市菊間町浜1500-17
北消防署	0897-74-2233	今治市伯方町叶浦甲1667-4
北消防署	0897-74-2120	今治市伯方町叶浦甲1667-4
大島分署	0897-86-2119	今治市宮窪町宮窪4765-5
大島分署	0897-86-2189	今治市宮窪町宮窪4765-5
大三島分署	0897-87-2113	今治市上浦町井口5286
大三島分署	0897-87-4118	今治市上浦町井口5286

愛媛県防災通信システム(地上系)一覧表

(令和4年11月現在)

機関名	担当課・係名	担当者名	電 話			F A X	
			NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)
				内線接続	防災電話機 (発信特番なし)		
県庁	防災危機管理課 防災情報係	芝 浩次 岡本 大 高須賀 優花	089-912-2318	500-0-2318 500-1-2318 (発信特番: 6)	501-301~501-304 501-311~501-314 501-321~501-324	089-941-2160(課) 089-941-2170(OP 室) 089-941-2180(OP 室)	500-201~500-203 500-211~500-214 500-221~500-224 500-231~500-234
東予地方局	総務県民課 防災対策室	曾我部 英雄 松下 奨汰	0897-56-1300 (内線 213) 0897-47-0260	501-0-213 (発信特番: 6)	501-22~501-23	0897-56-3731	501-21
四国中央庁舎	四国中央土木事務所 用地管理課	神野 彰司	0896-23-2390 0896-24-4455	506-0-303 (発信特番: 6)	506-22	0896-23-5906	506-21
西条第二庁舎	農業振興課 企画調整係	永井 千秋	0898-68-7322	507-0-304 (発信特番: 6)	507-22~507-23	0898-68-3056	507-21
今治支局	総務県民室	松木 満志	0898-32-3732 (内線 300)	502-0-300 (発信特番: 6)	502-22~502-24、 502-31~502-34	0898-24-1586	502-21
中予地方局	総務県民課 防災対策室	長井 弘幸 山崎 崇正	089-909-8750 (内線 307・310)	503-0-310 (発信特番: 6)	503-22~503-24、 503-31、32	089-913-1140	503-21
久万高原庁舎	久万高原土木事務所 用地管理課	田中 創	0892-21-1210	508-0-417 (発信特番: 6)	508-22~508-24、 508-31~508-34	0892-21-0773	508-21
南予地方局	総務県民課 防災対策室	渡部 真也	0895-28-6103	504-0-207 (発信特番: 6)	504-22~504-24、 504-31、504-32	0895-22-3065	504-21
八幡浜支局	総務県民室	松田 正和 奥嶋 智代	0894-24-5288 (内線 207)	505-0-207/208 (発信特番: 6)	505-22~505-24、 505-31~505-34	0894-24-6271	505-21
大洲庁舎	大洲土木事務所 事業管理課	得居 志保美	0893-24-5121	509-0-352 (発信特番: 6)	509-22~509-24、 509-31、509-32	0893-24-7525	509-21
西予庁舎	西予土木事務所 用地管理課	川島 美沙	0894-62-1331	510-0-131 (発信特番: 6)	510-22~510-24、 510-31~510-34	0894-62-9277	510-21
愛南庁舎	愛南土木事務所 用地管理課	安部 達夫	0895-72-1145	511-0-205 (発信特番: 6)	511-22~511-24	0895-72-1147	511-21
県立新居浜病院	総務医事課 庶務係	松浦 弘樹	0897-43-6161		512-21(代表着信)	0897-41-2900	

機関名	担当課・係名	担当者名	電 話				F A X		
			NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)		
				内線接続	防災電話機 (発信特番なし)				
県	県立今治病院	総務課	熊本 博之	0898-32-7111		513-21(代表着信)	0898-22-1398		
	県立中央病院	総務医事課 庶務係	後藤 陸	089-947-1111		514-21(代表着信)	089-943-4136		
	県立南宇和病院	事務局 庶務係	篠崎 昂平	0895-72-1231		515-21(代表着信)	0895-72-5552		
	鹿森ダム管理事務所	管理課 管理係	穂吉 啓史	0897-41-6438		516-21	0897-41-0891		
	黒瀬ダム管理事務所	管理課	田所 眞尚	0897-56-3131		517-21(代表着信)	0897-53-0839		
	玉川ダム管理事務所	管理課 管理係	船本 紀博	0898-55-2200		518-21(代表着信)	0898-55-2944		
	台ダム管理事務所	管理課 管理係	清水 椋也	0897-82-1768		519-21(代表着信)	0897-82-1136		
	須賀川ダム管理事務所	管理課 管理係	濱本 忠	0895-22-8635		520-21	0895-25-5857		
	山財ダム管理事務所	管理課 管理係	村上 富美也	0895-32-4020		521-21(代表着信)	0895-32-4946		
	松山発電工水銅山川支所	保守管理グループ	三好 秀典	0896-23-3519		524-21(代表着信)	0896-24-7142		
	松山発電工水管理事務所	発電管理課 発電係	山本 勝	089-975-0901		522-21(代表着信)	089-975-0997		
	松山発電工水面河ダム出張所		佐藤 克也	0892-58-2021		523-21、523-22	0892-58-2459		
	消防学校	庶務係	松原 光紀	089-978-4000		525-21(代表着信)	089-978-4003		
	原子力センター	原子力安全課 放射線監視係	泉 圭紀	0894-20-6610	571-2-208 (発信特番:6)		0894-36-1150		
市町	松山市	消防局	通信指令課	野上 孝之	089-926-9202		089-926-9198		
		本庁	防災・危機管理課	村上 裕介	089-948-6795	601-0-6795 (発信特番:99)	601-22~601-24、 601-31~601-34	089-934-1813	601-21
	今治市	消防本部	警防課通信指令室	小林 憲生	0898-32-6666			0898-32-0119	
		本庁	防災危機管理課 総務企画係	村上 良太	0898-36-1558	602-0-30606 (発信特番:17)	602-22、602-23	(平時)0898-32-2765 (災害時)0898-36-1620	602-21

機関名		担当課・係名	担当者名	電 話				F A X	
				NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)	
					内線接続	防災電話機 (発信特番なし)			
市 町	宇和島市	本庁	危機管理課 危機管理係	井上 慎太郎	0895-49-7006	603-0-451 (発信特番: 82)	603-22、603-23	0895-24-6094	603-21
	八幡浜市	本庁	総務課 危機管理・原子力対策室	園部 亮	0894-22-5997	604-0-1323 (発信特番: 77)	604-22~604-24、 604-31~604-34	0894-24-0610	604-21
	新居浜市	消防本部	通信指令課	高橋 茂雅	0897-34-0119			0897-34-1179	
		本庁	危機管理課・企画情報係	薦田 則一	0897-65-1282	605-0-2384 (発信特番: 69)	605-22~605-24、 605-31~605-34	0897-33-5180	605-21
	西条市	消防本部	通信指令課	野口 桂司	0897-52-1436			0897-55-5558(緊急) 0897-55-0180(一般)	
		本庁	危機管理課 危機管理係	青野 さや香	0897-56-5151	606-0-3122 (発信特番: 7)	606-22~606-24、 606-31~606-34	0897-52-1725	606-21
	大洲市	本庁	危機管理課 防災係	井上 裕樹 福住 隼平	0893-24-1742	607-0-358 607-0-352 (発信特番: 87)	607-22~607-24、 607-31~607-34	0893-24-2122	607-21
	伊予市	本庁	危機管理課	木村 隆司	089-982-1218	608-0-1351 608-0-1352 608-0-1353 (発信特番: 49)	608-22~608-24、 608-31~608-34	089-983-3681	608-21
	四国中央市	消防本部	通信指令室	山下 久友	0896-28-9119	609-21、22 (発信特番: 8#)	609-22~609-24、 609-31~609-34	0896-23-6614	609-21
		本庁	防災まちづくり推進課	安藤 雅毅	0896-28-6934			0896-28-6057	
	西予市	消防本部	防災課	大竹 章由	0894-62-0119			0894-62-3780	
		本庁	危機管理課	藤代 大樹	0894-62-6491	610-0-10 (発信特番: 専)	610-22~610-24、 610-31~610-34	0894-62-6514	610-21
	東温市	消防本部	警防課通信指令係	池川 真史	089-964-5210			089-964-5503	
本庁		危機管理課	川崎 航	089-964-4483	611-22~611-24 (発信特番: 78)	611-31~611-34	089-964-1609	611-21	
上島町	消防本部	消防防災課	村上 英則	0897-77-3166	612-22、612-23 (発信特番: 専)	612-24、 612-31~612-34	0897-77-4111	612-21	

機関名		担当課・係名	担当者名	電 話				F A X	
				NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)	
					内線接続	防災電話機 (発信特番なし)			
市 町	久万高原町	消防本部	通信係	岡田 成志	0892-21-2411			0892-21-2656(通常) 0892-50-0095(緊急)	
		本庁	総務課危機管理室	片岡 伸也	0892-21-1111	613-22~613-24 (発信特番: 専)	613-31~613-34	0892-21-2860	613-21
	松前町		危機管理課 危機管理係	野嶋 彩奈	089-989-5103	614-0-2331 (発信特番: 99)	614-22~614-24、 614-31~614-34	089-984-6272	614-21
	砥部町	本庁	総務課 危機管理室	安岡 大貴	089-962-6110	615-0-215 (発信特番: 9)	615-22~615-24、 615-31~615-34	089-962-4277	615-21
	内子町	本庁	総務課 危機管理班	林 隆太郎	0893-44-2111	616-0-318 (発信特番: 6)	616-22~616-24、 616-31~616-34	0893-44-4300	616-21
	伊方町	本庁	危機管理係	土井 崇弘	0894-38-0211	617-0-212 (発信特番: 6)	617-22~617-24、 617-31~617-34	0894-38-1373	617-21
	松野町		防災安全課	山本 和幸	0895-42-1110	618-0-220 (発信特番: 6)	618-22~618-24、 618-31~618-34	0895-42-1102	618-21
	鬼北町	本庁	危機管理課 危機管理係	森下 秀二	0895-45-1111	619-0-235 (発信特番: 90)	619-22~619-24、 619-31~619-34	0895-45-1119	619-21
	愛南町	消防本部	庶務課	橋岡 政明	0895-72-0119			0895-73-1119	
本庁		防災対策課	近平 佳多朗	0895-72-0131	620-22~620-23 (発信特番: 専)	620-24、 620-31~620-34	0895-73-1119	620-21	
組 合 消 防	八幡浜地区施設事務組合消防本部		警防課 通信指令室	新 孝仁	0894-22-0119	623-0-300~623-0-304 (発信特番: 88)	623-22、623-23	0894-22-5227	623-21
	伊予消防等事務組合消防本部		通信指令課	岡田 孝弘	089-982-0119	621-0-240 (発信特番: 72)	621-22~621-24、 621-31~621-34	089-987-1119	621-21
	宇和島地区広域事務組合消防本部		警防課 通信係	渡邊勇次	0895-22-7500	624-0-311 (発信特番: 91)	624-22~624-24、 624-31~624-34	0895-24-1554	624-21
	大洲地区広域消防事務組合消防本部		警防課 通信指令室	高岡 裕二	0893-24-0119	622-22~622-24 (発信特番: 8)	622-31~622-34	0893-24-4583	622-21
防 災 機 関	陸上自衛隊中部方面特科隊		第3科	菅 真弘	089-975-0911 (内線 238)		556-21、556-22	089-975-0911 (内線 236)	
	松山海上保安部		警備救難課 救難係	竹田 政彦	089-951-1197		553-21、553-22	089-951-7796	
	今治海上保安部		警備救難課 救難係	檜垣 匡裕	0898-22-0118		552-21、552-22	0898-22-0118	

機関名	担当課・係名	担当者名	電 話			F A X		
			NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)	
				内線接続	防災電話機 (発信特番なし)			
防災機関	宇和島海上保安部	警備救難課 救難係	園田 知徳	0895-22-1256	/	554-21、554-22	0895-22-7978	/
	新居浜海上保安署	警備救難係	平井 隆棋	0897-32-0118	/	551-21、551-22	0897-33-4999	/
	松山地方気象台		岩田 奉文	089-933-3610	/	555-21、555-22	089-943-6250	/
	四国電力(株)伊方発電所	総務広報部 総務課	木下 仁志	050-8801-9013	/	557-21、557-22	0894-39-0686	/
災害拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院	総務課 保全係	石村 晋也	0896-58-3515	/	558-21、558-22	0896-58-3464	/
	愛媛大学医学部附属病院	医学部総務課	吉田 晋一朗	089-960-5122	/	559-21、559-22	089-960-5131	/
	松山赤十字病院	医療社会事業課	柱 正史	089-926-9581	/	560-21、560-22	(平時)089-926-9548 (災害時)089-922-6892	/
	市立八幡浜総合病院	事務局 用度管理係	西川 利一	0894-22-3211	/	561-21、561-22	0894-24-2563	/
	市立宇和島病院	総務管理課 施設用度係	横田 晃一	0895-25-1111	/	562-21、562-22	0895-25-5334	/

【愛媛県防災通信システム（地上系）の電話のかけ方】

①各局の内線電話機から県庁、県庁以外の各局内線電話、防災電話へ

県庁 内線電話機へ	県庁 防災電話機へ	他局及び自局の防災電話機へ
TN-500-0-xxxx又は TN-500-1-xxxx	TN-500-△△△	TN-000-△△

②各局の防災電話機から

県庁 内線電話へ	県庁 防災電話へ	他局及び自局の内線電話機へ
500-0-xxxx 又は 500-1-xxxx	500-△△△	000-0-xxx

③県庁の内線電話機から

各局 内線電話機へ	各局 防災電話機へ	県庁 防災電話機へ
6-000-0-xxx	6-000-△△	6-500-△△△

④県庁の防災電話機から

各局 内線電話機へ	各局 防災電話機へ	県庁 内線電話機へ
000-0-xxx	000-△△	500-0-xxxx 又は 500-1-xxxx

TN:発信特番(内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な各庁舎固有の番号)

000:局番号

△△△:相手先の防災電話機呼出番号

xxxx:相手先の内線電話番号

資料〔7-3〕

消防通信施設一覽表

区 分	通信指令室	中央消防署		西消防署			北消防署			計		
		中央消防署	東分署	西消防署	波方分署	菊間分署	北消防署	大島分署	大三島分署			
消防救急通信指令台 (指揮台含む)	4									4		
消 防 無 線	無線統制台	1									1	
	遠隔制御装置	4		1			1			6		
	多重無線	固定局 (市防災無線共用)	消防本部・大深山中継所・鷲ヶ頭山中継所								3	
	デジタル無線	基地局	今治消防・今治消防西・今治消防北・今治消防水ヶ峠 (消防本部・大深山中継所・鷲ヶ頭山・水ヶ峠トンネル)								4	
		卓上型 (陸上移動局)		1	1	1	1	1	1	1	7	
		車載型 (陸上移動局)	21	3	6	5	5	8	3	3	54	
		携帯型 (陸上移動局)	12	1	3	1	1	2	1	1	22	
暑活系無線	携帯型 (陸上移動局)	25	5	8	5	5	8	4	4	64		
防 災 相 互 通 信 用 無 線	防災相互波	デジタル車載型 実装 (陸上移動局)	5	2	4	3	2	5	2	2	25	
		携帯型 (陸上移動局)	3	1	3	3	3	2	1	1	17	
有 線	専用線	指令回線	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
		119番回線	41	集線式(2回線)								41
		警察直通	1									1
		その他連絡用	5									5
電 話	加入	業務用(回線数)	10	1	1	1	1	1	1	1	17	
		災害等情報案内装置	2	火災用17回線、救急用3回線								2
	電話機(台数)	7	55	2	5	2	2	9	2	2	86	
駆け込み通報装置			1	1	1	1	1	1	1	1	8	
放送設備			1	1	1	1	1	1	1	1	8	
Eメール指令装置		2									2	
FAX119受信装置		1									1	

資料〔7-4〕

今治市防災行政無線・IP無線機配備一覧表

(1) 今治市防災行政無線一覧表

多重無線設備

名 称	周波数	局数	場 所
ぼうさいいまぱりししやくしょ (FWA)	18GHz 帯	1	今治市役所
ぼうさいいまぱりししょうぼうほんぶ (FWA)	18GHz 帯	1	消防本部
ぼうさいいまぱりししょうぼうたじゅう	7.5GHz 帯	1	消防本部
ぼうさいいまぱりしおおみやまたじゅう	7.5GHz 帯	1	大深山中継所
ぼうさいいまぱりしわしがとうたじゅう	7.5GHz 帯	1	鷲ヶ頭山中継所
ぼうさいいまぱりしうみやまたじゅう	7.5GHz 帯	1	海山中継所
ぼうさいいまぱりしはかたおみやまたじゅう	7.5GHz 帯	1	伯方大深山中継所

デジタル移動系 (260MHz 帯)

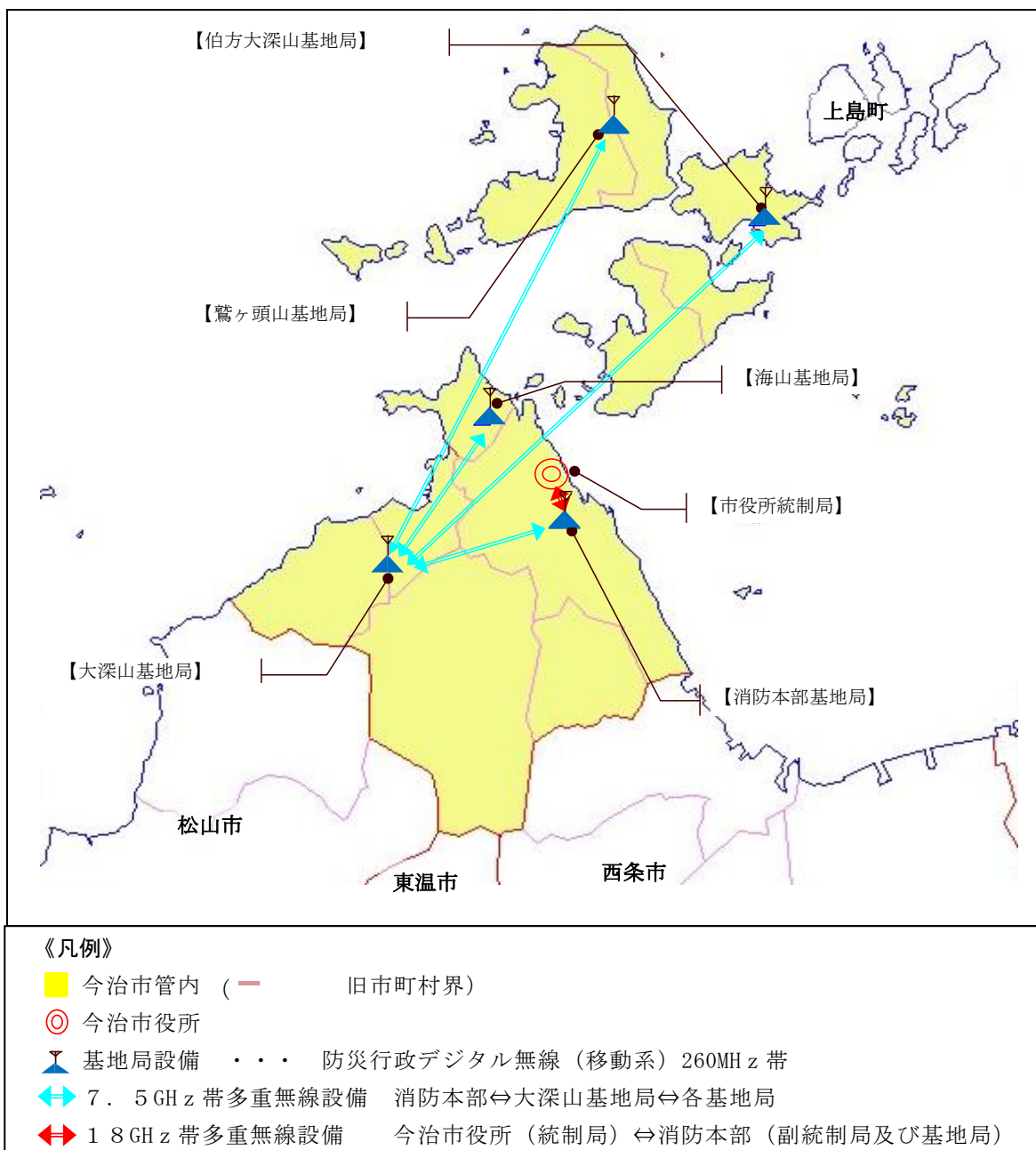
(基地局)

名 称	局数	場 所
ぼうさいいまぱり	1	消防本部
ぼうさいいまぱりおおみやま	1	大深山中継所
ぼうさいいまぱりわしがとうやま	1	鷲ヶ頭山中継所
ぼうさいいまぱりうみやま	1	海山中継所
ぼうさいいまぱりはかたおみやま	1	伯方大深山中継所

(陸上移動局)

区 分	半固定型	車載型	携帯型
本 庁	6	35	41
支 所	11	54	54
消防本部	8	1	9
消 防 団	—	150	80
小中学校	40	—	—
公民館等	25	—	—
関係機関	—	—	7

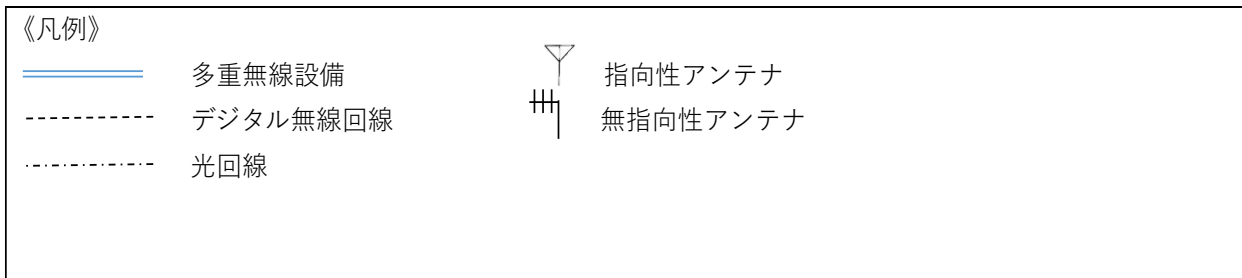
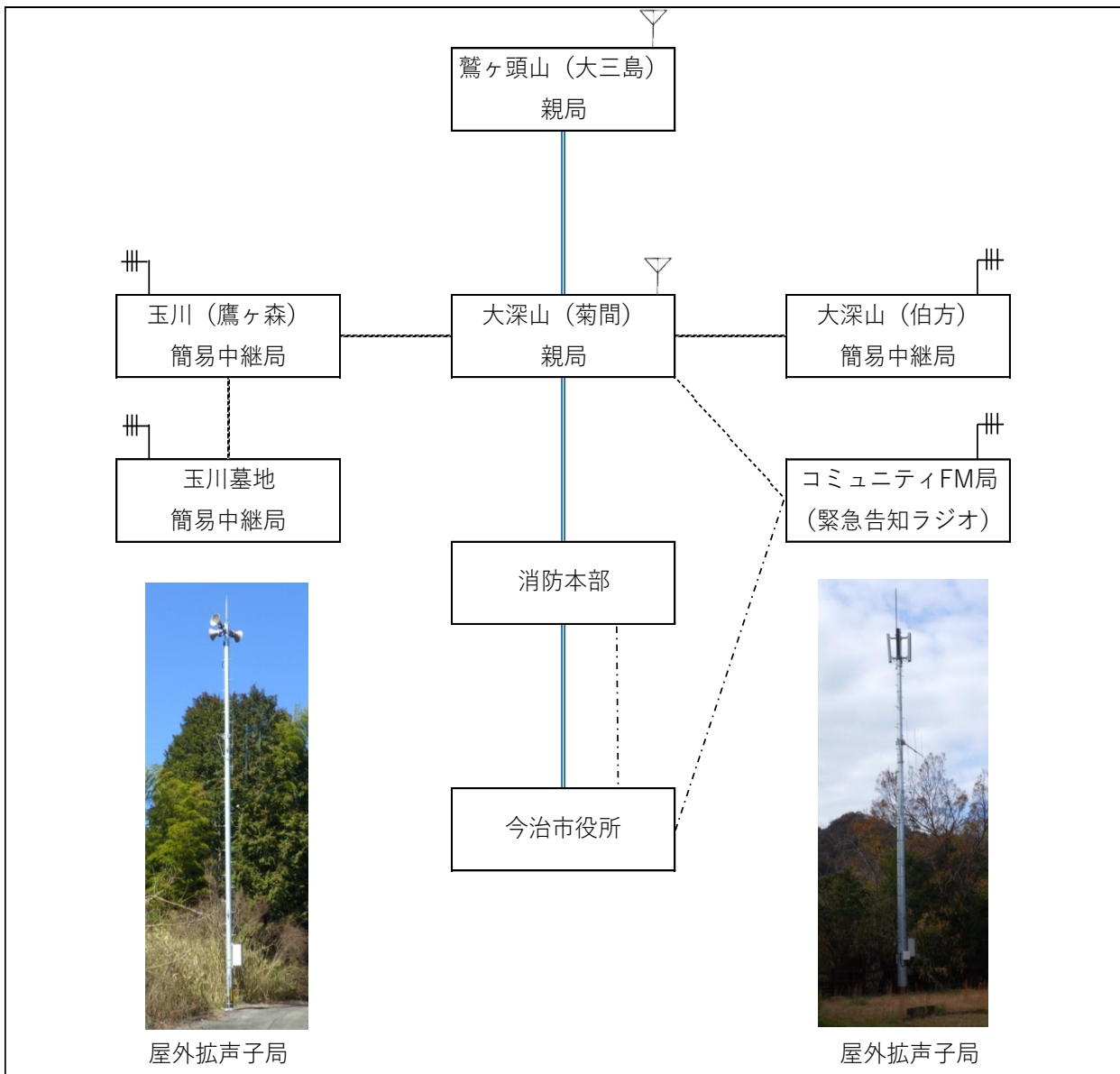
デジタル移動系システム概要



同報系設備（60MHz帯）

	親局	遠隔制御装置	簡易中継局	屋外拡声子局
旧今治		3		40
朝倉		1		11
玉川		1	2	19
波方		1		14
大西		1		9
菊間	1	1		17
吉海		1		19
宮窪		1		12
伯方		1	1	19
上浦		1		11
大三島	1	1		18
関前		1		6

同報系システム概要



(2) IP無線機配備一覧表

番号	配備場所	台数
1	本庁（防災危機管理課）	8
2	本庁（農業土木課）	4
3	本庁（下水道工務課）	4
4	災害対策本部室（本部総括班）	5
5	災害対策本部室（情報班）	1
6	災害対策本部室（応急対策班）	6
7	災害対策本部室（避難所班）	1
8	災害対策本部室（支所総括班）	1
9	災害対策本部室（現場用）	19
10	しまなみ振興局	4
11	朝倉支所	7
12	玉川支所	7
13	波方支所	7
14	大西支所	7
15	菊間支所	7
16	吉海支所	7
17	宮窪支所	7
18	伯方支所	7
19	上浦支所	7
20	大三島支所	7
21	関前支所	5
22	中央公民館	1
23	今治公民館	1
24	美須賀コミュニティプラザ	1
25	日吉公民館	1
26	別宮公民館	1
27	常盤公民館	1
28	近見公民館	1
29	立花カルチャーセンター	1
30	鳥生公民館	1
31	城東公民館	1
32	桜井公民館	1
33	国分公民館	1
34	富田公民館	1
35	清水公民館	1
36	日高公民館	1
37	乃万公民館	1
38	波止浜公民館	1
	合計	145

資料〔7-5〕

電気・電気通信工事災害対策協議会会員名簿

会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
アイハラ電気(有)	相 原 則 信	794-0026	今治市別宮町9丁目3-47	31-2289	33-4318
伊予通信建設(株)	吉 田 栄 二 郎	794-0832	今治市八町西3丁目6-10	32-8866	23-7555
伊豫物産(株)	中 内 健 太	794-0863	今治市徳重278-8	31-6174	31-9400
BEMAC(株)	小 田 雅 人	794-8582	今治市野間甲105 (I Pマーケティンググループ)	25-8620	25-8621
大西電設	越 智 行 信	799-2208	今治市大西町星浦甲58-32	53-4708	53-4710
(有)岡本電機商会	岡 本 直 子	794-0066	今治市高橋甲141	32-3788	32-3787
(有)オチデン	越 智 安 彦	799-1513	今治市松木1-28	48-4106	48-4157
越智電気工事(株)	續 木 雅 之	794-0069	今治市クリエイティブヒルズ 2-3	33-1166	24-2844
越智電機産業(株)	越 智 亮 平	794-0015	今治市常盤町5丁目1-4	32-4056	22-2200
越智俊夫電気商会	越 智 英 明	799-2201	今治市大西町九王甲1152	53-3115	53-5775
鎌田電気水道(株)	鎌 田 栄 一	799-2108	今治市波方町岡甲263-5	52-2021	52-2970
管電気工事(有)	管 健 志	794-1305	今治市大三島町台513	(0897) 82-0381	(0897) 82-0398
(株)ケイ・イー・シイ	小 林 か ず 子	799-2201	今治市大西町九王甲1907-36	36-2015	36-2014
(株)コマ電設	小 松 正 義	799-1506	今治市東村4丁目5-14	48-7687	48-2248
四国通建(株)	阿 部 健	794-0027	今治市南大門町1丁目1-15	32-5555	23-8088
(株)セトデン	小 島 秀 範	799-2118	今治市波止浜18-1	41-7547	41-8098
立花電気(株)	越 智 雅 彦	794-0825	今治市郷六ヶ内町1丁目3-39	23-0082	23-0116
(有)近見電気	矢 野 丈 一	794-0006	今治市石井町3丁目2-14	31-3339	31-3784
寺尾電気設備(株)	寺 尾 博 志	799-2303	今治市菊間町浜3031	54-5162	54-3971
(株)日電	日 浅 博 之	799-1514	今治市町谷甲681-12	47-4747	47-4108
(株)藤本重機	辰 巳 和 久	794-0007	今治市近見町3丁目6-60	22-3480	31-9281
森電設工業(有)	森 武 志	794-2301	今治市伯方町有津甲9-1	(0897) 72-1825	(0897) 72-1680
山本電気(有)	山 本 照 光	794-0015	今治市常盤町6丁目4-8	22-5923	22-4350
ライオン電気(株)	加 藤 克 利	794-0821	今治市立花町1丁目1-12	22-2485	31-8799

会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
(有)ライフテック 神原	神 原 末 雄	794-1402	今治市上浦町井口6020	(0897) 87-2030	(0897) 87-3070
(有)渡部電気水道 工業所	渡 部 克 也	799-2101	今治市波方町波方甲1618 -5	41-9565	41-9565
ユタカ電工(株)	村 上 豊	794-2112	今治市吉海町本庄958	(0897) 84-2687	(0897) 84-2867

8 広域応援関係

資料〔8-1〕

愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法

愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」の定めるところにより、要請市町村等の長が知事に対し行うものとするが、概要は次のとおりである。

1 応援要請の原則

災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事に対する応援要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に電話等により次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所
- (2) 災害の種別、状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸上の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

※ 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書・・・様式第1号（第5条関係）

3 緊急時応援要請連絡先

愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）

TEL 089-965-1119

FAX 089-972-3655

4 緊急運航の条件

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を最該当から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合。)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分
1 要請機関名	TEL 発信者	
2 活動の種別	(1) 災害応急（偵察・広報・物資輸送等） (2) 救急 (3) 救助 (4) 火災防御 (5) その他（ ）	
3 活動内容	偵察、広報、物資輸送（品名数量 ）、人員搬送 救急、救助、空中消火、その他（ ）	
4 発生場所及び 発生日時	市町 地内 (発生日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目標) (離着陸場所)	
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報（ 警報・注意報）	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	
7 現場との 連絡手段	無線種別（主運用波2、統制波、その他） 現場指揮本部（車） 呼出名（コールサイン）	
8 要請を必要とする理由	* 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと)	
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、 ゼンリン住宅地図のページ数を明記	

9 傷病者 の 搬送 の 場 合	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	男・女 男・女
	症状					
	着陸場所 の目標等	出動先 所在地 及び目標		搬送先 所在地 及び目標		
	同乗者	医師及び 看護師の 氏名		関係者の 氏名		
	病院への 搬送方法	救急車の 手配		病院の 手配		
	受入病院	所在地 名称		連絡先	TEL	
	搬送先の消防本部の 担当者 職・氏名	職・氏名	消防本部（局）		課 TEL	

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名 要請機数 機
12 その他必要事項	

*以下の項目は消防防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 運航指揮者	
2 使用無線等	無線種別（主運用波2、統制波、その他） 呼出名（コールサイン）
3 到着予定日時	年 月 日（曜日） 午前・午後 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 燃料の確保	要手配・手配不要 ㊦（ドラム缶 本）

資料〔8-2〕

愛媛県消防広域相互応援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく 応援について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害発生市町長等

大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。

(2) 災害発生地消防本部

災害発生地を管轄する消防本部（局）をいう。

(3) 代表消防機関

松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(4) 代表消防機関代行

新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部をいう。

(5) ブロック幹事

県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事を置く。なお、各ブロックの構成消防機関及び幹事は、次のとおりとする。

○東予ブロック ・ 四国中央市消防本部

・ 新居浜市消防本部

・ 西条市消防本部

・ 今治市消防本部（幹事）

・ 上島町消防本部

○中予ブロック ・ 松山市消防局

・ 伊予消防等事務組合消防本部（幹事）

・ 久万高原町消防本部

・ 東温市消防本部

○南予ブロック ・ 大洲地区広域消防事務組合消防本部

・ 八幡浜地区施設事務組合消防本部

・ 西予市消防本部

・ 宇和島地区広域事務組合消防本部（幹事）

・ 愛南町消防本部

第2章 県内応援実施体制の確立

1 応援の要請

(1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

(2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

2 応援の実施

(1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の要否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

(2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。

なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。

また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

調整本部の運営等については、愛媛県緊急消防援助隊受援計画「消防応援活動調整本部」の規定を準用する。

なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、消防応援活動調整本部が設置された場合には、当該消防広域応援調整本部がその機能を果たすことができる。

3 県内応援部隊の編成

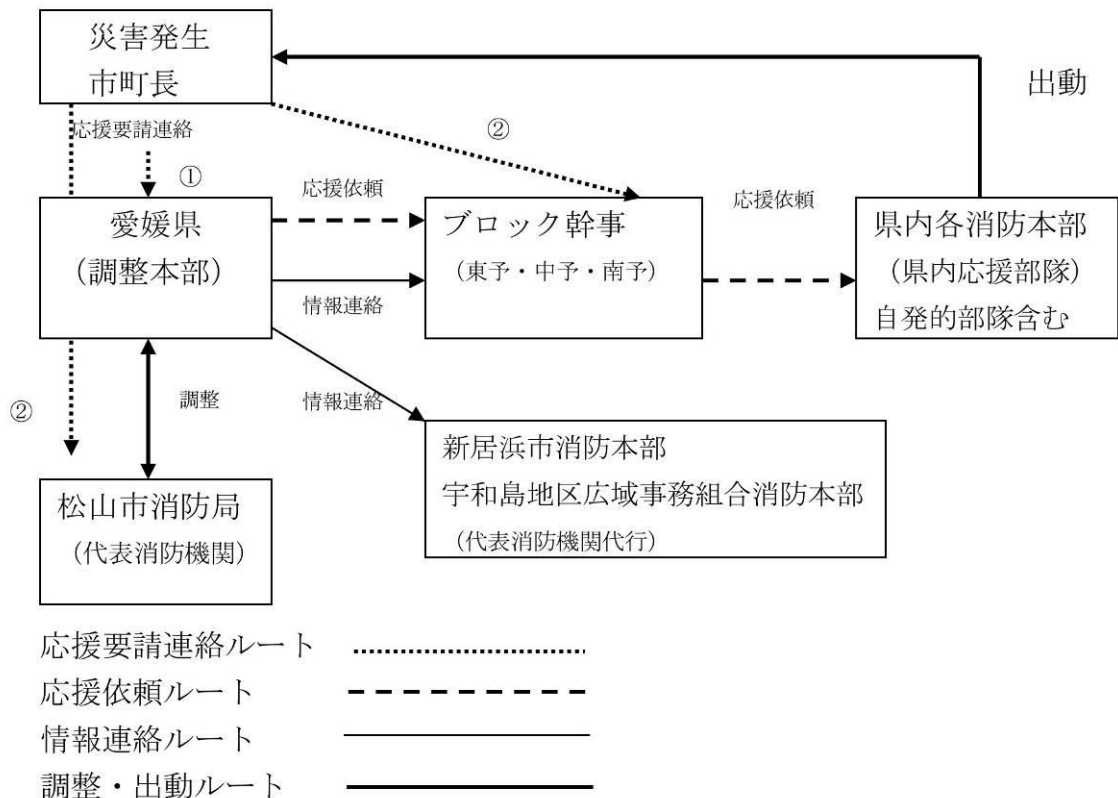
(1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。

なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出勤させなければならない。

(2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。

(3) 消防団に係る県内応援部隊の編成については、災害発生市町長等の要請に基づき、その都度、調整本部が関係市町と調整する。

応援部隊への情報連絡図



4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出動する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

5 指揮体制

(1) 指揮本部の設置

- ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
- ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。

(2) 指揮系統

- ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
- ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
- ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。

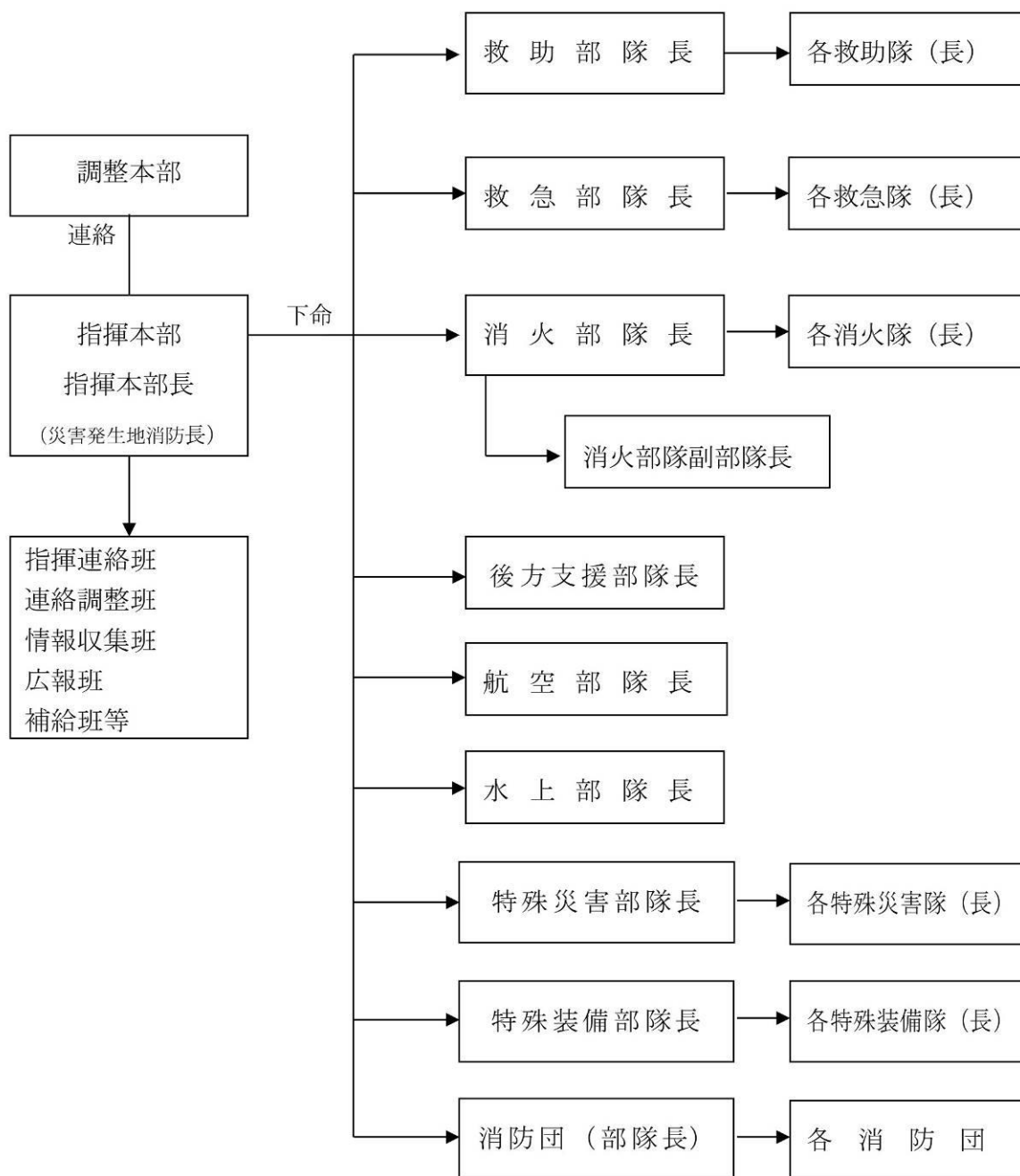
(3) 県内応援部隊の運用

- ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
- ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

6 情報連絡体制

愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、主運用波、地域衛星通信ネットワーク等により対応するものとする。
- (2) 情報連絡内容は次のとおりとする。
 - ① 災害の発生日時
 - ② 災害の発生場所
 - ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
 - ④ 災害の状況
 - ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
 - ⑥ 被害の状況（人的、物的）
 - ⑦ その他必要な事項



7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 統制波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、主運用波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。
- (3) 県内応援部隊内の通信は、各消防本部保有の無線機等により、各部隊内で同一の周波数が確保できるよう努めることとする。
- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の活動波を使用する。

- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。
- 8 資機材に関する事項
応援可能資機材は、緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画の規定のとおりである。
- 9 応援活動の報告
愛媛県消防広域相互応援協定第7条第2項の規定による報告は、別記様式3により行うものとする。

第3章 受援体制の確立

- 1 情報収集体制
ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。
- 2 消防本部単位の受援体制
- (1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議の上、受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。
- (消防本部単位の確立すべき内容)
- ① 応援要請手続き
 - ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
 - ③ 消防本部と市町との連絡体制
 - ④ 調整本部との連絡体制
 - ⑤ その他受援に必要な事項
- (受援に必要な情報等)
- ① 消防水利の情報
 - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 管口径、貯水容量
 - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
 - ② 医療機関の一覧表及び地図
 - ③ 野営場所の一覧表及び地図
 - ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
 - ⑤ その他受援に必要な事項
- (2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体制を整える。

3 応援等サポート本部の設置

(1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地ブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

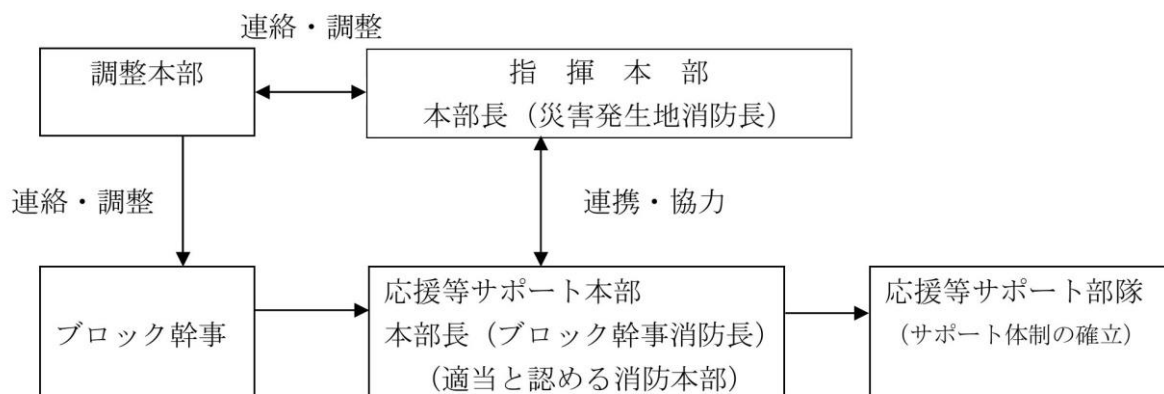
(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
- ② 集結場所から活動場所への通路の確保及び誘導
- ③ 緊急通路、消防水利等に関する情報の提供
- ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- ⑤ 野営場所の設置、運営
- ⑥ 後方支援部隊のサポート

(2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。

(3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

応援等サポート体制



4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。
- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定のうえ、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議の上、決定する。

附 則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」（旧計画）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この計画は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和2年4月1日から施行する。

様式は省略する。

資料〔8-3〕

愛媛県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

3 県内消防本部をブロック分けし、各ブロックにブロック幹事をおく。(資料1)

4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援要請

(応援要請の手続き)

第3 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

3 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

4 知事は、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。

5 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援決定通知)

第4 知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その

旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

（被害情報等の報告）

第5 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

- 2 調整本部は、県庁第一別館3階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事とする。ただし、部隊移動及び調整本部に係る知事の権限に属する事務を、県消防防災安全課長に委任するものとする。（地方自治法第153条）
- 4 県消防防災安全課長に事故があるときは、県消防防災安全課主幹が代行するものとする。
- 5 調整本部の副本部長は、代表消防機関派遣職員及び指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 6 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県民環境部防災局消防防災安全課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員

(4) 消防防災航空隊の職員

- 7 調整本部は、「愛媛県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 8 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。
- 9 調整本部は、消防庁、愛媛県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (3) 各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 10 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 11 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

- 第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、愛媛県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(応援等サポート本部の設置)

- 第9 緊急消防援助隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し、最も適当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。

なお、応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、災害発生地消防本部と連携・協力しながら緊急消防援助隊の活動のサポート体制を確立する。

- (1) 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
- (2) 進出拠点から活動拠点への通路の確保及び誘導
- (3) 緊急交通路、消防水利等に関する情報の提供
- (4) 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- (5) 野営場所の設置、運営
- (6) 携帯無線機の手配、貸与
- (7) 後方支援部隊のサポート

- 2 ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。
- 3 ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、愛媛県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- 4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

(通信運用体制)

第11 愛媛県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

- 2 各消防本部の使用無線周波数は、別表第5のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

第12 愛媛県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は、早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。

- 2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。
- 3 調整本部は、早期に愛媛県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(進出拠点)

第13 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- (2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 調整本部は、必要と認めた場合には、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局の職

員又は県防災局の職員を、連絡員等として派遣する。

- 5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第14 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動指針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) その他必要な事項

(資機材の貸出し)

第15 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

(宿営場所)

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

- 2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があった場合、調整本部長は、燃料補給場所を現地消防本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。

(重機等派遣要請)

- 第20 調整本部長は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における重機等派遣に関する協定等を締結している団体は、別表第13のとおりとする。

(物資等調達要請)

- 第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における物資調達に関する協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

(部隊移動)

- 第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。
- 2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。
- 3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第24 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を經由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。
- 5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

- 第25 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡

し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

(活動報告)

第26 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

第6章 活動終了

(活動終了)

第27 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

(情報提供)

第28 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 愛媛県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画の策定)

第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防

援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

この計画は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日付け消防震第15号及び平成18年2月14日付け消防応第15号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

(平成20年7月31日付け消防応第134号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年7月12日から施行する。

(平成24年12月26日付け消防広第221号通知により改訂)

資料1

緊急消防援助隊ブロック構成及びブロック幹事

	ブロック及び構成消防本部	ブロック幹事
○東予ブロック	四国中央市消防本部	
	新居浜市消防本部	
	西条市消防本部	
	今治市消防本部	○
	上島町消防本部	
○中予ブロック	松山市消防局	
	伊予消防等事務組合消防本部	○
	久万高原町消防本部	
	東温市消防本部	
○南予ブロック	大洲地区広域消防事務組合消防本部	
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	
	西予市消防本部	
	宇和島地区広域事務組合消防本部	○
	愛南町消防本部	

資料〔8-4〕

今治市緊急消防援助隊等受援計画

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 体制及び任務（第3条）
- 第3章 受援（第4条）
- 第4章 応援の要請等（第5条）
- 第5章 調整本部及び指揮体制（第6条―第9条）
- 第6章 無線運用体制（第10条）
- 第7章 応援部隊の進出（第11条―第13条）
- 第8章 応援部隊への支援（第14条―第16条）
- 第9章 応援要請の解除及び解散（第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、今治市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく、東予広域消防相互応援協定（昭和55年締結。以下「東予応援協定」という。）、愛媛県消防広域相互応援協定（平成18年締結。以下「県応援協定」という。）又は法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、応援隊が効果的に活動できる体制を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）基本計画 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）をいう。
- （2）要請要綱 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）をいう。
- （3）運用要綱 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月16日消防震第19号）をいう。
- （4）アクションプラン 基本計画第4章4に基づき、消防庁長官が別に定めた出動に係る計画をいう。
- （5）代表消防機関 愛媛県内の消防本部の代表として、愛媛県及び各応援側消防本部との連絡調整又は情報交換を行う松山市消防局をいう。
- （6）代表消防機関代行 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合のその任務を代行する新居浜市消防本部をいう。
- （7）ブロック幹事 愛媛県緊急消防援助隊受援計画に定める地域ブロックを取りまとめ

- る消防本部をいい、東予ブロックにおいては今治市消防本部をいう。(別表第1)
- (8) 指揮本部 消防本部内に設置し、管内活動に関する総括的な指示を行う本部をいう。
- (9) 指揮者 被災地の市町長又はその委任を受けた消防長をいう。
- (10) 現場指揮本部 指揮本部の指示等により当該区域一帯の活動指示を行うため、災害の状況に応じて発生場所に設ける指揮所をいう。
- (11) 消防広域応援調整本部 愛媛県消防広域相互応援計画に定める応援等の調整を行う本部をいう。愛媛県が設置し、消防応援活動調整本部が設置された場合は、消防応援活動調整本部がその機能を果たすことができる。
- (12) 消防応援活動調整本部 法第44条の2の規定に基づく応援等の調整を行う本部をいう。原則として被災地が複数の場合に愛媛県に設置し、被災地が一つの市町の場合は、当該市町に設置することができる。
- (13) 指揮支援本部 指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。
- (14) 指揮支援部隊 ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害の概要を早期に把握し応援調整等を行う部隊をいう。
- (15) 指揮支援部隊長 指揮支援部隊を統括し、被災地の都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け緊急消防援助隊の活動を管理する者をいう。
- (16) 指揮支援隊長 被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け緊急消防援助隊の活動を管理する者をいう。
- (17) 都道府県大隊本部 都道府県隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。
- (18) 都道府県大隊長 指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、都道府県大隊の活動を管理する者をいう。
- (19) 都道府県大隊 都道府県ごとに編成された消防本部の応援部隊をいう。
- (20) 応援側消防本部 消防隊等の応援を実施する消防本部をいう。
- (21) 応援部隊 今治市消防本部管内に応援出場する応援協定に基づく消防部隊等又は緊急消防援助隊をいう。
- (22) 応援等サポート本部 被災地における援助隊等の活動が円滑に行われるようサポート活動を行う消防本部をいい、ブロック幹事消防本部が指定し、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する(以下「サポート本部」という。)
- (23) 進出拠点 運用要綱第12条第3号に規定する進出拠点をいう(アクションプランが適用された場合は当該アクションプランによる。)

第2章 体制及び任務

(発災時の対応)

第3条 消防本部内に指揮本部を設置し、次の業務を行う。

- 1 確立すべき事項は次の通りとする。
 - (1) 指揮体制の確立
 - (2) 災害の状況把握(種別・範囲)
 - (3) 人的・物的被害の状況把握

- (4) 気象、地形及び市内の状況把握
- (5) 道路交通状況把握
- (6) 警防活動の総括
- (7) 災害の状況に応じて現場指揮本部の設置
- (8) 無線通信体制
- (9) 部隊編成計画
- (10) 応援要請、調整本部及びその他関係機関との連絡調整
- (11) 各県隊等の活動指示
- (12) 各県隊等の活動報告のとりまとめ
- (13) その他応援要請に必要な状況

2 応援要請のときには、次に掲げる事項の準備を確認するものとする。

- (1) 受入れルート、到達ポイント及びヘリコプターの場外離発着場等の設定
- (2) 食料及び燃料の提供
- (3) 野営又は宿泊場所の確保
- (4) 指揮本部の運営チェックリストの確認
- (5) その他必要な事項

第3章 受援

(受援種別)

第4条 この計画による応援要請は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次応援要請 保有する自己の消防力のみでは、対応することは困難であるが、東予応援協定等（近隣市町）の応援を得て対応できるもの。
- (2) 第2次応援要請 第1次応援要請で対応することは困難であるが、県応援協定に基づく応援を得て対応できるもの。
- (3) 第3次応援要請 第2次応援要請で対応することは困難であるが、法第44条の規定に基づく応援を得て対応するもの。

第4章 応援の要請等

(応援要請要領)

第5条 応援協定等に基づく応援要請連絡は、次に掲げるとおりとする。

- 1 県応援協定に基づく応援要請は、別表第2-1（県応援協定に基づく応援要請の流れ）を基本とし、次に掲げる要領によるものとする。
 - (1) 消防長は、管内の被災状況により、現有消防力で対応が困難と判断したときは応援要請を決定し市長に報告を行い、了承を受けるものとする。ただし、市長に報告するいとまがないと認められるときは、直接、協定先消防本部又は愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して要請し、その後速やかに市長に要請した旨の報告を行うものとする。
 - (2) 消防長（市長から委任を受けた）は、県応援協定による応援を受ける場合は、愛媛県消防広域応援要請連絡表（愛媛県消防広域相互応援計画 別記様式1-1）により、知事に応援要請を行う。知事に連絡が取れない場合は、愛媛県消防広域応援要請連絡表

(愛媛県消防広域相互応援計画 別記様式 1-2)により、代表消防機関に応援要請を行う。

(3) 代表消防機関への応援要請内容は、おおむね次の事項について行うものとする。

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害の種別(地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等)
- エ 災害の状況
- オ 被害の状況(人的、物的)
- カ 応援部隊の任務概要
- キ 必要とする人員・車両・資機材の概数
- ク 応援予定期間
- ケ その他必要な事項

(4) 応援側消防本部との確認事項は、次のとおりとする。

- ア 応援部隊の到着予定時刻
- イ 集結場所又は現地担当者待機場所
- ウ 使用無線系統波
- エ 指揮本部の位置
- オ 道路交通、気象等の状況
- カ その他必要な事項

(5) 応援要請後、更に必要な連絡事項がある場合は、応援側消防本部に随時連絡するものとする。

(6) 応援側消防本部から応援派遣決定通知があった場合は、市長に報告するものとする。

2 緊急消防援助隊の応援要請は、別表第 2-2(緊急消防援助隊応援要請の流れ)を基本とし、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 消防長は、管内の被災状況により、現有消防力及び応援協定で対応が困難と判断したときは、緊急消防援助隊の応援要請を決定し市長に報告を行い、了承を受けるものとする。ただし、市長に連絡するいとまがないと認められるときは、直接、知事に対して要請し、その後速やかに市長に要請した旨の報告を行うものとする。

(2) 消防長(市長から委任を受けた)は、応援等要請のための連絡事項表(要請要綱 別記様式 1-2)により、知事に応援要請を行う。知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に応援等要請のための連絡事項表(要請要綱 別記様式 1-2)により応援要請を行い、事後、知事に連絡する。

また、併せて代表消防機関に応援要請を行った旨を連絡する。

(3) 消防長は、知事に対する第一報要請後、引き続き、次に掲げる内容を速やかに連絡するものとする。

- ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- イ 緊急消防援助隊の進出拠点
- ウ 緊急消防援助隊の到達ルート
- エ その他必要な情報

3 情報連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第3（連絡先一覧表）のとおりとする。
- (2) 情報連絡方法は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、消防無線主運用波により対応するものとする。

第5章 調整本部及び指揮体制

（県調整本部）

第6条 知事が法44条の2の規定に基づく調整本部を設置したときは、調整本部員として消防司令補以上の職にあるものを派遣するものとする。この場合において、被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡をとるものとする。

（指揮体制）

第7条 指揮体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部については、次のとおりとする。
 - ア 指揮本部の長は、消防長とし、以下、指揮本部長と呼称する。
 - イ 指揮本部の編成は、別表第4（指揮本部編成表）のとおりとし、災害状況に応じて応援部隊から指揮本部要員の派遣を要請するものとする。
- (2) 応援協定に基づく指揮系統は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊長に対して行う。
 - イ 応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき応援部隊長が行う。
 - ウ 応援部隊の運用は、市町単位で行うものとする。
 - エ 指揮本部長は、部隊の増強又は交代に備え、予備隊の確保に努めるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊の指揮系統は、運用要綱によるものとし、緊急消防援助隊は、指揮本部長の指揮の下に活動するものとする。

（市調整本部）

第8条 応援等調整本部の設置等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等調整本部については、次のとおりとする。
 - ア 市災害対策本部が設置され、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、速やかに市災害対策本部の近接に応援等調整本部を設置する。
 なお、市災害対策本部が設置されていない場合は、消防本部内に応援等調整本部を設置する。
 - イ 応援等調整本部は、「今治市応援等調整本部」と呼称する。
 - ウ 応援等調整本部には、電話、無線機等必要な機器を配置する。
- (2) 応援等調整本部の組織は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 応援等調整本部の構成員は、消防長、愛媛県派遣職員、指揮支援（部）隊長、代表消防本部派遣職員（又は代表消防本部代行職員）、応援等サポート本部長、市災対本部連絡員とする。
 - イ 応援等調整本部の本部長は消防長とし、代表消防本部派遣職員及び指揮支援（部）隊長を副本部長とする。
- (3) 応援等調整本部の役割は、消防庁、愛媛県応援活動調整本部、サポート本部等と連携

- し、次の事務を行う。
- ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 各種情報の集約及び整理に関すること。
- エ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
- オ その他必要な事項に関すること。

(4) 愛媛県消防応援活動調整本部が設置された場合の派遣職員は、消防本部管理職職員とする。

(サポート本部)

第9条 応援等サポート本部の設置については、次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地ブロック幹事は、被災状況等から判断し、最も適当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。なお、応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、災害発生地消防本部と連携、協力しながら緊急消防援助隊の活動のサポート体制を確立する。

- ア 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
- イ 進出拠点から活動拠点への通路の確保及び誘導
- ウ 緊急交通路、消防水利等に関する情報の提供
- エ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- オ 宿営場所の設置、運営
- カ 携帯無線機の手配、貸与
- キ 後方支援部隊のサポート

(2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。

(3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置、運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

第6章 無線運用体制

(無線運用体制)

第10条 無線運用を円滑に行うため、管内における無線種別及び無線運用体制については、別表第5(愛媛県内の無線通信運用体制)を参考に次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊が被災地で活動する場合は、次のとおりとする。

ア 統制波については、調整本部、指揮本部、指揮支援本部及び各都道府県隊本部相互間の通信は、統制波1を使用するものとし、統制は、調整本部又は指揮支援本部が行うものとする。なお、被災地が広域にわたり指揮系統を複数に分割する必要があるときは、指揮支援部隊長の指示により統制波1、統制波2及び統制波3のいずれかのチャンネルを使用する。

イ 主運用波については、愛媛県内消防本部の部隊間及び都道府県隊内の部隊間の通

信は、各都道府県の主運用波を使用するのとし、統制は、愛媛県内主運用波 2 は調整本部又は代表消防機関が、各都道府県の主運用波は都道府県隊本部が行う。

ウ 活動波、署活系については、当本部部隊間又は無線を貸与した都道府県隊との交信に使用する。

(2) 応援協定に基づく応援部隊が被災地で活動する場合は、次のとおりとする。

ア 指揮本部の指揮伝達用として消防車両等を配置する。

イ 指揮本部と県内応援部隊、調整本部との交信は、主運用波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。

ウ 任務分担ごとに、通信系統体制を確立するものとする。

エ 各消防本部は、大規模な災害が発生した場合は、必ず統制波を開局しておくものとする。

オ 統制波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。

第 7 章 応援部隊の進出

(広域防災拠点、進出拠点及び到達ルート)

第 11 条 広域防災拠点、進出拠点及び到達ルートは、次に掲げるとおりとする。

(1) 自衛隊、消防、警察などの機関が進出する広域防災拠点は、別表第 6 (広域防災拠点一覧、活動拠点候補施設一覧) によるものとする。

(2) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点及び到達ルートは、愛媛県緊急消防援助隊受援計画別表第 7 (進出拠点及び到達ルート) によるものとする。

(3) 航空部隊の進出拠点は、別表第 8 (航空部隊進出拠点一覧表) のとおりとする。

また消防長は、ヘリコプターの場外離着陸場について市災害対策本部と協議し、住民の避難場所を優先し別表第 10-1・2・3 (ヘリコプター離着陸可能場所一覧表) より選定を行う。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第 12 条 市長は、消防庁長官又は知事からの部隊の移動に対する意見聴取がなされた場合は、別記様式第 4-2 (部隊移動に関する意見 (回答)) を付して、愛媛県知事に回答するものとする。

(各拠点への連絡体制)

第 13 条 各拠点への連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 11 条の各拠点に連絡員として、消防士長以上の階級にある者 (以下「連絡員」という。) を配置し、調整本部及び指揮本部との連絡体制を確保するものとする。

(2) 各拠点に配置された連絡員は、調整本部からの連絡事項を指揮支援隊長又は都道府県隊長に伝え、誘導するとともに、指揮本部に報告するものとする。

(3) 誘導員については、消防職員等をおおむね次の場所に配置する。

ア 国道等から進入道路への交差点

イ 高速道路のインターチェンジ出口

ウ その他必要となる場所

第8章 応援部隊への支援

(補給体制)

第14条 応援部隊の消防活動が長期に及び、食料又は燃料等の補給が必要と判断したときの補給体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補給隊編成については、指揮本部長が支援班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達及び支給を行わせるものとする。

(2) 補給可能場所については、次のとおりとする。

ア 燃料補給可能場所は、別表第12(陸上部隊燃料補給場所等一覧表)のとおりとし、現地補給が必要な場合は、給油用タンクローリー等を給油業者に要請するものとする。

航空部隊燃料は、別表第13(航空部隊燃料補給場所一覧表)のとおりとする。

イ 重機等の派遣については、別表第14(災害時における重機等派遣に関する協定締結団体一覧)を参考に業者に依頼するものとする。

ウ 食料品等物資の補給可能場所は、別表第15(応援部隊への食料品等物資補給場所一覧表)のとおりとする。

(3) 補給方法については、次のとおりとする。

ア 補給隊は、支援班と緊密な連絡を行い、災害活動の支障とならないよう配慮するものとする。

イ 支給場所を明確にし、活動部隊ごとに漏れの生じないよう支給するものとする。

ウ 緊急性のある補給物資にあつては、優先的に支給するものとする。

2 指揮本部は必要に応じ、消火栓用スピンドルドライバーを応援隊に提供するものとする。この場合において、管内の消火栓用スピンドルドライバー口径及び形状は、別表第9(市町別消火栓スピンドルドライバー情報一覧表)のとおりとする。

(宿営場所)

第15条 宿営場所は、別表第11-1・2(野営可能場所一覧表、宿泊可能場所一覧表)のとおりとする。

2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(地理情報)

第16条 応援部隊の効率的な運用を図るため、次に掲げる地図等を整備するものとする。

(1) 航空部隊、地上部隊の進出拠点

(2) ヘリコプターの離着陸可能場所

(3) 燃料補給可能場所

(4) 防火水槽、プール及び河川等水利位置

(5) 食料品等物資の補給可能場所

(6) 宿営可能場所

(7) 避難場所

(8) 救急医療機関 別表第16(愛媛県救急医療機関一覧表)

(9) その他必要とされるもの

第9章 応援要請の解除及び解散

(活動終了)

第17条 活動終了は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援協定に基づく応援部隊の活動が終了した場合は、消防長は市長に報告するとともに、引揚げを指示するものとする。
- (2) 緊急消防援助隊の活動の要否については、調整本部と協議した上で、必要がないと判断した場合は、消防長は市長に報告するとともに、速やかに指揮支援部隊長を通じて応援活動の終了を各都道府県大隊長に指示するものとする。
- (3) 知事への報告は、調整本部長とともに指揮支援部隊長が報告するものとする。
- (4) 消防長は、応援活動に従事した緊急消防援助隊について、次の事項を確認することとする。

ア 活動概要（場所、時間及び隊数等）

イ 活動中の異常の有無

ウ 隊員の負傷の有無

エ 車両及び資機材等の損傷の有無

オ その他必要な事項

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

資料〔8-5〕

日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする、日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(事務局の設置)

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応援給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。

4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年10月4日から施行する。
- 2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和59年5月23日制定)は、廃止する。

資料〔8-6〕

カウンターパートグループ一覧

令和4年4月1日現在

支援先 (被災市町)	1次支援	2次支援
松山市	新居浜市	松野町 鬼北町 愛南町
今治市	東温市	久万高原町 内子町
宇和島市	新居浜市	松前町
八幡浜市	伊予市	砥部町
新居浜市	宇和島市	松山市 松前町 松野町 鬼北町 愛南町
西条市	西予市	松山市 八幡浜市 伊予市 砥部町 伊方町
大洲市	四国中央市	松山市 東温市 久万高原町 上島町
伊予市	八幡浜市	西予市 伊方町
四国中央市	大洲市	久万高原町 内子町
西予市	西条市	砥部町
東温市	今治市	大洲市 上島町 内子町
上島町	松山市	久万高原町 内子町
久万高原町	四国中央市	大洲市 上島町 内子町
松前町	宇和島市	松野町 鬼北町 愛南町
砥部町	西条市	西予市 伊方町
内子町	今治市	松山市 東温市 久万高原町 上島町
伊方町	松山市	砥部町
松野町	松山市	松前町
鬼北町	松山市	松前町
愛南町	松山市	松前町

資料〔8-7〕

今治市防災拠点一覧

拠点区分	名称	住所	面積 (㎡)	車両駐 車台数	施設所有者		施設管理者 (連絡先)	
陸上進出 拠点	今治西部丘陵 公園 ※県指定広域 防災拠点	今治市高地町2 丁目乙429-1	15,980	300	公園緑 地課	0898- 36-1563	(株)今治.夢 スポーツ しまなみアー スランド	0898- 32-5375
陸上進出 拠点	今治市大新田 公園	今治市大新田町 5丁目111-7	47,458	360	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
							今治市営中央 体育館	0898- 24-2351
陸上進出 拠点	今治市営スポ ーツパーク	今治市高橋ふれ あいの丘1-2	25,300	340	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	スポーツパー ク	0898- 35-4111
陸上進出 拠点	道の駅伯方 S・Cパーク ※国指定進出 拠点	今治市伯方町叶 浦甲1668-1	13,888	570	観光課	0898- 36-1541	(株)しまな みマリンオー シスはかた	0897- 72-3300
陸上活動 拠点	大三島緑の村 運動広場	今治市大三島町 口総1269	17,322	90	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	大三島支所	0897- 82-0500
陸上活動 拠点	道の駅多々羅 しまなみ公園	今治市上浦町井 口9180-2	19,670	220	観光課	0898- 36-1541	(株)しまな み	0897- 87-3866
陸上活動 拠点	上浦多々羅ス ポーツ公園	今治市上浦町井 口7074-20	14,658	60	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	上浦多々羅ス ポーツ公園運 動場しまなみ ドーム	0897- 87-2114
							上浦支所	0897- 87-3000
陸上活動 拠点	宮窪石文化運 動公園	今治市宮窪町宮 窪3546	19,788	70	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	石文化伝承館	0897- 86-2456
陸上活動 拠点	吉海B&G海 洋センター (バラ公園含 む。)	今治市吉海町福 田1290	8,000	70	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	吉海B&G海 洋センター	0897- 84-4322
			12,000	100	公園緑 地課	0898- 36-1563	吉海支所	0897- 84-2111
陸上活動 拠点	今治市中央消 防署東分署	今治市旦甲 264-1	800		中央消 防署	0898- 32-6666	中央消防署東 分署	0898- 47-4994
陸上活動 拠点	今治市西消防 署菊間分署	今治市菊間町浜 1500-17	1,654		西消防 署	0898- 32-6119	西消防署菊間 分署	0898- 54-4094
陸上活動 拠点	朝倉緑のふる さと公園	今治市朝倉下乙 258-1	13,256	90	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
					公園緑 地課	0898- 36-1563	朝倉B&G海 洋センター	0898- 56-3466

拠点区分	名称	住所	面積 (㎡)	車両駐 車台数	施設所有者		施設管理者 (連絡先)	
陸上活動 拠点	玉川総合公園	今治市玉川町摺 木甲 108	20,202	200	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO 法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
					公園緑 地課	0898- 36-1563	グリーンピア 玉川	0898- 55-4656
陸上活動 拠点	波方公園	今治市波方町樋 口乙 730	26,692	180	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO 法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
					公園緑 地課	0898- 36-1563	武道館	0898- 41-9605
陸上活動 拠点	藤山健康文化 公園	今治市大西町宮 脇乙 579-1	15,652	200	公園緑 地課	0898- 36-1563	大西支所住民 サービス課	0898- 53-3500
陸上活動 拠点	菊間緑の広場	今治市菊間町池 原 1463-2	24,000	80	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO 法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
							総合体育館	0898- 54-5730
水上進出 拠点	みなと交流セ ンター「はー ぱりー」	今治市片原町 1 丁目 100 番地 3	6,000	100	港湾漁 港課	0898- 36-1545	みなと交流セ ンター3 階 (港湾漁港 課)	0898- 36-1545
水上活動 拠点	(大型フェリ ー乗り場)	今治市片原町 5 丁目 3 番地	6,300	190	港湾漁 港課	0898- 36-1545	みなと交流セ ンター3 階 (港湾漁港 課)	0898- 36-1545

9 避難所・被災者支援関係

資料〔9-1〕

指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

指定避難所・指定緊急避難場所一覧表における地区区分は、施設の所在地を示す整理上の区分であり、災害時は、近隣の指定避難所・指定緊急避難場所に避難することを妨げるものではない。

令和4年10月31日現在

【指定一般避難所】（陸地部）

校区	施設名称	所在地 電話番号	収容 人数 (人)	新旧 耐震別	土砂 災害時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否 (計画 降雨)	蒼社川 洪水時 避難 可否 (想定 最大 規模 降雨)	高潮時 避難 可否	内水 氾濫時 避難 可否 (既往 最大)	内水 氾濫時 避難 可否 (想定 最大)	津波時 避難 可否
吹揚	今治公民館	北宝来町3丁目2-9 0898-24-2576	72	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○
	旧今治小学校体育館	南大門町2丁目5 0898-36-1611	310	新耐震	○	○	×	×	○	○	○
	美須賀コミュニティプラザ	室屋町1丁目2-5 0898-32-3123	164	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	吹揚小学校	黄金町3丁目3 0898-22-0689	1,277	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	日吉公民館	末広町4丁目6-2 0898-33-0534	58	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	旧日吉小学校体育館	南宝来町1丁目6-1 0898-36-1611	300	新耐震	○	○	×	×	○	○	○
	中央公民館	南宝来町1丁目6-1 0898-32-2892	416	旧耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○
	今治地域地場産業振興センター	旭町2丁目3-5 0898-32-3337	422	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	旧城東小学校	東門町4丁目3-16 0898-36-1611	532	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	2階以上可	2階以上可
	城東保育所	美須賀町4丁目1-48 0898-22-3451	278	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可
別宮	別宮公民館	大正町4丁目2-7 0898-23-6762	113	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	別宮小学校	別宮町5丁目1-7 0898-32-0688	867	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	本町児童館	本町5丁目2-24 0898-32-3952	67	旧耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	岡山理科大学 今治キャンパス体育館	いこいの丘1-3 0898-52-9000	683	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
	中央体育館	別宮町6丁目2-2 0898-24-2351	1,180	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
常盤	常盤公民館	南日吉町2丁目2-9 0898-31-8943	83	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	常盤小学校	中日吉町2丁目6-55 0898-22-0477	1,150	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	日吉中学校	中日吉町1丁目3-70 0898-22-0731	1,119	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	常盤保育所	南日吉町2丁目2-8 0898-31-5058	266	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	今治北高等学校	宮下町2丁目2-14 0898-32-2200	1,907	新耐震	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	今治西高等学校	中日吉町3丁目5-47 0898-32-5030	2,193	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	今治精華高等学校	中日吉町2丁目1-34 0898-32-7100	879	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○

校区	施設名称	所在地 電話番号	収容 人数 (人)	新旧 耐震別	土砂 災害時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否 (計画 降雨)	蒼社川 洪水時 避難 可否 (想定 最大 規模 降雨)	高潮時 避難 可否	内水 氾濫時 避難 可否 (既往 最大)	内水 氾濫時 避難 可否 (想定 最大)	津波時 避難 可否
常盤	今治明德高等学校	北日吉町1丁目4-47 0898-22-6767	575	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	今治南高等学校	常盤町7丁目2-17 0898-22-0017	1,632	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
近見	近見公民館	湊町1丁目1-39 0898-32-3258	149	旧耐震	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	近見小学校	近見町1丁目5-1 0898-22-0258	914	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
	近見中学校	近見町4丁目2-57 0898-22-1094	1,057	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
立花	立花カルチャーセンター	郷六ヶ内町2丁目2-7 0898-22-8041	131	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	立花小学校	立花町4丁目3-45 0898-22-0185	1,188	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	立花中学校	立花町2丁目8-7 0898-32-1095	1,296	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	今治工業高等学校	河南町1丁目1-36 0898-22-0342	1,533	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
鳥生	鳥生公民館	土橋町1丁目8-42 0898-32-3256	124	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	鳥生小学校	南高下町3丁目3-71 0898-33-1221	898	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	鳥生保育所	北鳥生町3丁目1-15 0898-22-3749	192	旧耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○
	今治立花農業協同組合本所	北鳥生町3丁目3-14 0898-23-0246	121	新耐震	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○
桜井	桜井公民館	桜井3丁目6-8 0898-48-0001	99	旧耐震	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	桜井小学校	郷桜井1丁目8-26 0898-48-0217	1,102	新耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	桜井中学校	郷桜井1丁目8-8 0898-48-0150	1,162	新耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	桜井保育所	登畑甲40 0898-48-0555	186	旧耐震	○	○	○	○	-	-	○
	愛媛中央産業技術専門学校	桜井団地4丁目1-1 0898-48-0525	72	旧耐震	○	○	○	○	-	-	○
	今治東中等教育学校	桜井2丁目9-1 0898-47-3630	1,540	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
国分	国分公民館	唐子台東3丁目23-6 0898-47-3663	75	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
	国分小学校	古国分2丁目7-1 0898-47-2050	744	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
富田	富田公民館	上徳甲393-3 0898-48-5175	168	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
	富田小学校	上徳甲394-4 0898-48-6169	1,202	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
	南中学校	松木349-1 0898-48-2546	1,252	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	2階以上可	2階以上可	○
	富田保育所	上徳乙287-7 0898-48-2323	304	新耐震	○	○	○	○	○	○	○
	サン・アビリティーズ今治	喜田村2丁目1-10 0898-48-3477	605	新耐震	○	×	×	×	○	○	○
	パルククリーン(今治市クリーンセンター)	町谷甲394番地 0898-47-5374	320	新耐震	○	○	○	○	○	○	○

校区	施設名称	所在地 電話番号	収容 人数 (人)	新旧 耐震別	土砂 災害時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否 (計画 降雨)	蒼社川 洪水時 避難 可否 (想定 最大 規模 降雨)	高潮時 避難 可否	内水 氾濫時 避難 可否 (既往 最大)	内水 氾濫時 避難 可否 (想定 最大)	津波時 避難 可否
清水	清水公民館	四村 93-2 0898-32-0073	113	旧耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○
	清水小学校	五十嵐甲 13-3 0898-22-2556	833	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
日高	日高公民館	小泉 4丁目 11-28 0898-32-0074	129	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可	○
	日高小学校	別名 446-2 0898-22-2548	1,032	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	日高保育所	別名 549-1 0898-23-1512	173	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○
乃万	西中学校	山路 554-3 0898-22-0411	1,476	新耐震	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○
	乃万公民館	延喜甲 237-5 0898-32-0001	72	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○
	乃万小学校	延喜甲 349 0898-32-2569	1,106	新耐震	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○
	乃万保育所	延喜甲 365-2 0898-22-6289	181	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○
	今治明德短期大学	矢田甲 688 0898-22-7279	2,440	旧耐震	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○
波止浜	波止浜公民館	地堀 1丁目 3-47 0898-41-9012	76	旧耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	波止浜小学校	地堀 1丁目 3-40 0898-41-9049	856	新耐震	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可
	北郷中学校	中堀 4丁目 1-1 0898-41-9051	1,275	新耐震	○	○	○	3階以上可	2階以上可	2階以上可	○
朝倉	旧上朝小学校体育館	朝倉上甲 776-1 0898-56-2500	240	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉中学校	朝倉北甲 273 0898-56-2016	837	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉小学校	朝倉北甲 281 0898-56-2004	577	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉公民館	朝倉北甲 393 0898-56-2024	290	旧耐震	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉福祉センター	朝倉下甲 529 0898-56-3560	128	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉B&G海洋センター	朝倉下乙 104-2 0898-56-3466	715	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉ふれあい交流センター	朝倉下乙 104-2 0898-36-7021	127	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
鴨部	玉川中学校	玉川町高野甲 21 0898-55-2019	871	新耐震	×	○	○	○	-	-	○
	鴨部小学校	玉川町中村甲 574-1 0898-55-2115	565	新耐震	×	○	○	○	-	-	○
	日の出保育所	玉川町小鴨部甲 230-2 0898-55-3032	48	旧耐震	×	○	×	○	-	-	○
九和	九和小学校	玉川町摺木甲 71-1 0898-55-2117	570	新耐震	○	○	○	○	-	-	○
	九和保育所	玉川町大野甲 86-3 0898-55-3132	140	旧耐震	○	○	○	○	-	-	○
	鈍川收藏庫(旧鈍川小学校)	玉川町鈍川丙 226 0898-55-2211	254	旧耐震	×	○	○	○	-	-	○
	玉川総合公園体育館	玉川町摺木甲 108 0898-55-4656	649	新耐震	×	○	○	○	-	-	○
	玉川艇庫	玉川町龍岡下乙 17 0898-55-2211	134	新耐震	○	○	○	○	-	-	○

校区	施設名称	所在地 電話番号	収容 人数 (人)	新旧 耐震別	土砂 災害時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否 (計画 降雨)	蒼社川 洪水時 避難 可否 (想定 最大 規模 降雨)	高潮時 避難 可否	内水 氾濫時 避難 可否 (既往 最大)	内水 氾濫時 避難 可否 (想定 最大)	津波時 避難 可否
九和	玉川公民館	玉川町三反地甲 10-1 0898-55-2701	107	旧耐震	○	○	○	○	-	-	○
波方	波方小学校	波方町養老甲 803-1 0898-41-9122	1,124	新耐震	×	-	-	○	○	○	○
	樋口保育所	波方町養老甲 1024 0898-41-7241	215	新耐震	×	-	-	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	なみっこ交流館	波方町波方甲 2029 0898-41-9770	294	新耐震	×	-	-	2階以上可	-	-	○
	旧小部老人福祉センター	波方町小部甲 832-2	94	新耐震	○	-	-	×	○	○	×
	波方公民館	波方町樋口甲 253 0898-41-7111	450	新耐震	○	-	-	2階以上可	○	○	○
	波方公園武道館	波方町樋口乙 730 0898-41-5598	381	新耐震	×	-	-	○	○	○	○
	国立波方海上技術短期大学校	波方町波方甲 1634-1 0898-41-9640	336	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	波方ふれあいセンター	波方町波方甲 1641-1 0898-41-7111	144	旧耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
大西	大西体育館	大西町新町甲 797 0898-53-5040	753	新耐震	○	-	-	×	○	○	○
	大西中学校	大西町九王甲 2280-1 0898-53-2038	761	新耐震	○	-	-	3階以上可	○	○	2階以上可
	大西小学校	大西町大井浜 103 0898-53-2037	817	新耐震	○	-	-	3階以上可	○	2階以上可	2階以上可
	大西公民館	大西町宮脇甲 506-1 0898-53-3500	215	新耐震	○	-	-	○	○	○	○
	旧大西老人福祉センター	大西町宮脇甲 501-2 0898-53-5380	112	新耐震	○	-	-	○	○	○	○
	大西藤山歴史資料館	大西町宮脇乙 579-1 0898-53-2313	33	新耐震	○	-	-	○	○	○	○
亀岡	亀岡小学校	菊間町種 52 0898-54-2163	577	新耐震	○	-	-	3階以上可	-	-	2階以上可
	太陽石油四国研修センター	菊間町佐方 2135-1 0898-54-3450	231	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	産業振興センター	菊間町種 147-2 0898-54-3450	140	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
菊間	菊間中学校	菊間町浜 2628-1 0898-54-2069	954	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	菊間小学校	菊間町長坂 2000-1 0898-54-2025	790	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	菊間保育所	菊間町長坂 1999 0898-54-2209	100	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	菊間緑の広場公園体育館	菊間町池原 1463-2 0898-54-5730	1,466	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	菊間公民館	菊間町浜 840 0898-54-5310	388	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	2階以上可

※○：避難可、×：避難不可、-：蒼社川洪水想定対象外地域

災害対策基本法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 等に係る指定避難所について、本市においては、緊急的に避難する場所（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 に係る指定緊急避難場所）としても位置づけている。

【指定一般避難所】(島嶼部)

校区	施設名称	所在地 電話番号	収容 人数 (人)	新旧 耐震別	土砂 災害時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否	高潮時 避難 可否	内水 氾濫時 避難 可否 (既往 最大)	内水 氾濫時 避難 可否 (想定 最大)	津波時 避難 可否
吉海	吉海小学校	吉海町八幡 157 0897-84-2609	733	新耐震	○	-	-	3階以上可	-	-	2階以上可
	大島中学校	吉海町幸新田 250 0897-84-2706	735	新耐震	×	-	-	3階以上可	-	-	2階以上可
	吉海学習交流館	吉海町八幡 137 0897-84-4700	336	新耐震	○	-	-	×	-	-	2階以上可
	旧吉海老人福祉センター	吉海町名 1466 0897-84-4110	144	旧耐震	○	-	-	○	-	-	○
	吉海認定こども園	吉海町八幡 56 0897-84-2108	227	新耐震	○	-	-	×	-	-	2階以上可
宮窪	宮窪小学校	宮窪町宮窪 4765 0897-86-2117	601	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	宮窪公民館	宮窪町宮窪 2669 0897-86-3238	390	旧耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	宮窪認定こども園	宮窪町宮窪 2901 0897-86-3412	262	旧耐震	×	-	-	○	-	-	○
	宮窪石文化伝承館	宮窪町宮窪 3546 0897-86-2456	744	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	旧宮窪保健センター	宮窪町宮窪 3544-2 0897-74-1023	242	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	村上海賊ミュージアム	宮窪町宮窪 1285 0897-74-1065	54	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
伯方	伯方中学校	伯方町木浦甲 4134-1 0897-72-1055	751	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	伯方認定こども園	伯方町木浦甲 1200-1 0897-72-0227	323	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	伯方小学校	伯方町木浦甲 3599-2 0897-72-0030	785	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	旧伯方福祉センター	伯方町木浦甲 3930-1 0897-74-2123	196	新耐震	×	-	-	2階以上可	-	-	○
	今治西高等学校伯方分校	伯方町有津甲 2358 0897-72-0034	817	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	伯方開発総合センター	伯方町叶浦甲 1668-30 0897-72-2725	231	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	旧西伯方地域住民学習センター	伯方町叶浦甲 1666-5 0897-72-1500	90	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	伯方農村環境改善センター	伯方町北浦甲 2178 0897-73-0230	146	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	旧伯方北浦体育館	伯方町北浦甲 2313 0897-72-1500	243	旧耐震	×	-	-	×	-	-	○
	しまなみ交流プラザ	伯方町木浦甲 1200-1 0897-72-2775	96	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	伯方公民館	伯方町木浦甲 1234 0897-72-1500	264	旧耐震	○	-	-	○	-	-	○
上浦	上浦小学校	上浦町井口 4497-1 0897-87-2011	493	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	大三島中学校	上浦町井口 5610 0897-87-3400	894	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	上浦認定こども園	上浦町井口 5931-1 0897-87-2385	68	旧耐震	○	-	-	×	-	-	○
	上浦開発総合センター	上浦町井口 5931-1 0897-87-3300	302	旧耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	旧上浦盛研修センター	上浦町盛 2642 0897-87-3000	220	旧耐震	○	-	-	○	-	-	○
	旧上浦保健センター	上浦町甘崎 3878-1 0897-87-4274	195	新耐震	○	-	-	×	-	-	○

校区	施設名称	所在地 電話番号	収容 人数 (人)	新旧 耐震別	土砂 災害時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否	蒼社川 洪水時 避難 可否	高潮時 避難 可否	内水 氾濫時 避難 可否 (既往 最大)	内水 氾濫時 避難 可否 (想定 最大)	津波時 避難 可否
大三島	大三島公民館	大三島町宮浦 5708 0897-82-0500	382	旧耐震	○	-	-	2階以上可	○	○	2階以上可
	大三島少年自然の家	大三島町肥海 4762-1 0897-82-0311	500	新耐震	○	-	-	×	-	-	○
	大三島認定こども園	大三島町明日 2493-1 0897-82-0164	254	旧耐震	○	-	-	×	-	-	×
	大三島小学校	大三島町宮浦 5145 0897-82-0027	581	新耐震	×	-	-	3階以上可	○	○	○
	旧大三島老人福祉センター	大三島町宗方 3621 0897-82-0500	110	旧耐震	○	-	-	×	-	-	×
岡村	岡村小学校	関前岡村甲 415 0897-88-2531	117	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	関前中学校	関前岡村甲 415 0897-88-2104	132	新耐震	×	-	-	○	-	-	○
	関前開発総合センター	関前岡村甲 5-2 0897-88-2211	299	旧耐震	×	-	-	2階以上可	-	-	○
	岡村小学校僻地集会室	関前岡村甲 697-1 0897-88-2111	262	新耐震	○	-	-	2階以上可	-	-	○
	大下地区農産物加工場	関前大下甲 1856-1 0897-88-2111	22	新耐震	○	-	-	×	-	-	2階以上可
	大下集会所	関前大下甲 1856-2 0897-88-2728	68	新耐震	×	-	-	×	-	-	×
	小大下出張診療所	関前小大下甲 2115-1 0897-88-2900	6	新耐震	○	-	-	○	-	-	○
	小大下地区住民センター	関前小大下乙 1352-2 0897-88-2901	15	新耐震	○	-	-	×	-	-	○

※○：避難可、×：避難不可、-：蒼社川洪水想定対象外地域

災害対策基本法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 等に係る指定避難所について、本市においては、緊急的に避難する場所（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 に係る指定緊急避難場所）としても位置づけている。

【指定緊急避難場所】(陸地部)

校区	施設名称	所在地	面積	土砂災害時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	高潮時避難可否	内水氾濫時避難可否(既往最大)	内水氾濫時避難可否(想定最大)	津波時避難可否
吹揚	吹揚小学校運動場	黄金町3丁目3	7,037 m ²	○	×	×	×	○	○	×
	旧日吉小学校運動場	南宝来町1丁目6-1	7,597 m ²	○	○	×	×	×	×	○
	旧城東小学校運動場	東門町4丁目3-16	7,681 m ²	○	×	×	×	×	×	×
別宮	別宮小学校運動場	別宮町5丁目1-7	7,537 m ²	○	○	×	×	○	○	×
	中央体育館駐車場	別宮町6丁目2-2	8,140 m ²	○	○	×	×	○	○	×
	岡山理科大学今治キャンパスグラウンド	いこいの丘1-3	8,200 m ²	○	○	○	○	○	○	○
常盤	常盤小学校運動場	中日吉町2丁目6-55	11,379 m ²	○	○	×	○	○	○	○
	日吉中学校運動場	中日吉町1丁目3-70	13,239 m ²	○	○	×	○	○	○	○
	今治北高等学校運動場	宮下町2丁目2-14	14,539 m ²	○	○	○	×	×	×	○
	今治西高等学校運動場	中日吉町3丁目5-47	16,630 m ²	○	○	×	○	○	○	○
	今治南高等学校運動場	常盤町7丁目2-17	13,816 m ²	○	○	×	○	×	×	○
近見	近見小学校運動場	近見町1丁目5-1	6,845 m ²	○	○	○	○	○	○	○
	近見中学校運動場	近見町4丁目2-57	9,522 m ²	○	○	○	○	○	○	○
	来島海峡サービスエリア管理用駐車場	大浜町2丁目丙510-3 他	415 m ²	○	○	○	○	-	-	○
立花	立花小学校運動場	立花町4丁目3-45	6,874 m ²	○	×	×	○	○	○	○
	立花中学校運動場	立花町2丁目8-7	10,151 m ²	○	○	×	○	×	×	○
	今治工業高等学校運動場	河南町1丁目1-36	16,281 m ²	○	○	×	○	○	○	○
鳥生	鳥生小学校運動場	南高下町3丁目3-71	12,428 m ²	○	×	×	×	○	○	×
桜井	桜井小学校運動場	郷桜井1丁目8-26	9,191 m ²	○	○	○	×	×	×	○
	桜井中学校運動場	郷桜井1丁目8-8	8,499 m ²	○	○	○	×	×	×	○
	愛媛中央産業技術専門学校運動場	桜井団地4丁目1-1	8,690 m ²	○	○	○	○	-	-	○
	今治東中等教育学校運動場	桜井2丁目9-1	27,100 m ²	○	○	○	○	○	○	○
	今治特別支援学校運動場	桜井乙32-313	10,800 m ²	○	○	○	○	-	-	○
国分	国分小学校運動場	古国分2丁目7-1	10,487 m ²	○	○	○	○	○	○	○
富田	富田小学校運動場	上徳甲394-4	6,685 m ²	○	○	○	○	○	○	○
	南中学校運動場	松木349-1	7,033 m ²	○	×	×	○	○	×	○
	パルククリーン(今治市クリーンセンター) 駐車場	町谷甲394	21,400 m ²	○	○	○	○	○	○	○
清水	清水小学校運動場	五十嵐甲13-3	8,678 m ²	○	×	×	○	○	○	○

校区	施設名称	所在地	面積	土砂災害時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	高潮時避難可否	内水氾濫時避難可否(既往最大)	内水氾濫時避難可否(想定最大)	津波時避難可否
日高	日高小学校運動場	別名 446-2	7,835 m ²	○	○	×	○	○	○	○
	イオン今治店駐車場	馬越町4丁目8-1	12,000 m ²	○	○	×	○	○	○	○
	イオンモール今治新都市駐車場	にぎわい広場 1-1	102,437 m ²	○	○	○	○	○	○	○
乃万	西中学校運動場	山路 554-3	9,442 m ²	○	○	○	○	○	○	○
	乃万小学校運動場	延喜甲 349	5,042 m ²	○	○	○	○	×	×	○
	今治明德短期大学運動場	矢田甲 688	9,580 m ²	○	○	○	○	○	×	○
波止浜	波止浜小学校運動場	地堀 1丁目 3-40	6,742 m ²	○	○	○	×	○	×	×
	北郷中学校運動場	中堀 4丁目 1-1	12,168 m ²	○	○	○	×	×	×	○
朝倉	朝倉中学校運動場	朝倉北甲 273	16,224 m ²	○	-	-	○	-	-	○
	朝倉小学校運動場	朝倉北甲 281	3,300 m ²	○	-	-	○	-	-	○
鴨部	玉川中学校運動場	玉川町高野甲 21	7,929 m ²	×	○	○	○	-	-	○
	鴨部小学校運動場	玉川町中村甲 574-1	5,065 m ²	×	○	○	○	-	-	○
九和	九和小学校運動場	玉川町摺木甲 71-1	7,131 m ²	○	○	○	○	-	-	○
	鈍川收藏庫(旧鈍川小学校運動場)	玉川町鈍川丙 226	4,168 m ²	×	○	○	○	-	-	○
	玉川総合公園運動場多目的広場	玉川町摺木甲 108	15,102 m ²	×	○	○	○	-	-	○
波方	波方小学校運動場	波方町養老甲 803-1	9,325 m ²	×	-	-	○	×	×	○
	波方公園運動場多目的広場	波方町樋口乙 730	10,700 m ²	×	-	-	○	○	○	○
	国立波方海上技術短期大学校運動場	波方町波方甲 1634-1	3,600 m ²	×	-	-	○	-	-	○
大西	大西中学校運動場	大西町九王甲 2280-1	11,959 m ²	○	-	-	×	×	×	×
	大西小学校運動場	大西町大井浜 103	4,558 m ²	○	-	-	×	○	○	×
	藤山健康文化公園	大西町宮脇乙 579-1	11,352 m ²	○	-	-	○	○	○	○
亀岡	亀岡小学校運動場	菊間町種 52	3,900 m ²	○	-	-	×	-	-	×
菊間	菊間中学校運動場	菊間町浜 2628-1	15,403 m ²	×	-	-	○	-	-	○
	菊間小学校運動場	菊間町長坂 2000-1	7,114 m ²	○	-	-	○	-	-	○
	菊間緑の広場公園運動場多目的広場	菊間町池原 1463-2	13,553 m ²	○	-	-	○	-	-	○

※○：避難可、×：避難不可、-：蒼社川洪水想定対象外地域

【指定緊急避難場所】(島嶼部)

校区	施設名称	所在地	面積	土砂災害時避難可否	蒼社川洪水時避難可否(計画降雨)	蒼社川洪水時避難可否(想定最大規模降雨)	高潮時避難可否	内水氾濫時避難可否(既往最大)	内水氾濫時避難可否(想定最大)	津波時避難可否
吉海	吉海小学校運動場	吉海町八幡 157	5,481 m ²	○	—	—	×	—	—	×
	旧吉海老人福祉センター駐車場	吉海町名 1466	400 m ²	○	—	—	○	—	—	○
	大島バスストップ入口	吉海町仁江 678 他	1,820 m ²	○	—	—	○	—	—	○
宮窪	宮窪小学校運動場	宮窪町宮窪 4765	5,500 m ²	×	—	—	○	—	—	○
	宮窪石文化運動公園野球場	宮窪町宮窪 3546	15,000 m ²	○	—	—	○	—	—	○
	村上海賊ミュージアム駐車場	宮窪町宮窪 1285	3,000 m ²	○	—	—	○	—	—	○
伯方	伯方中学校運動場	伯方町木浦甲 4134-1	14,934 m ²	×	—	—	○	—	—	○
	伯方小学校運動場	伯方町木浦甲 3599-2	6,400 m ²	×	—	—	○	—	—	○
	今治西高等学校伯方分校運動場	伯方町有津甲 2358	11,723 m ²	○	—	—	×	—	—	○
上浦	上浦小学校運動場	上浦町井口 4497-1	6,260 m ²	○	—	—	○	—	—	○
	大三島中学校運動場	上浦町井口 5610	17,372 m ²	○	—	—	×	—	—	○
大三島	大三島小学校運動場	大三島町宮浦 5145	6,794 m ²	×	—	—	×	×	×	○
岡村	岡村小学校運動場	関前岡村甲 415	1,448 m ²	×	—	—	○	—	—	○

※○：避難可、×：避難不可、—：蒼社川洪水想定対象外地域

【指定福祉避難所】

校区	施設情報					避難可否						
	施設名称	所在地	電話番号	施設種別	収容人数(人)	土砂	洪水(蒼社川)		高潮	内水		津波
							計画降雨	想定最大規模降雨		既往最大	想定最大	
吹揚	廣寿苑(今治校区)	南大門町3-5-33	24-7000	軽費老人ホーム	104	○	○	×	×	○	○	○
	グループホームつどい	南大門町2-2-2	35-2001	認知症対応型共同生活介護	11	○	○	×	×	○	○	○
	小規模多機能うらら	南大門町2-2-2	35-2001	小規模多機能型居宅介護	4	○	○	×	×	○	○	○
	いまばり光生園	室屋町3-2-10	22-0468	介護老人保健施設	30	○	×	×	×	○	○	×
	シルバーハウス吹揚	黄金町3-2-6	25-7575	特別養護老人ホーム	71	○	×	×	×	×	×	×
	ウェルえがお	恵美須町2-2-1	22-2313	認知症対応型共同生活介護	32	○	×	×	×	○	○	×
	ウェルえびす	恵美須町2-2-4	52-7200	認知症対応型共同生活介護	27	○	×	×	×	○	○	×
	グループホームはとり	南宝来町3-4-1	34-3837	認知症対応型共同生活介護	5	○	○	×	×	○	○	○
	老人保健施設燧園	末広町3-1-6	23-1211	介護老人保健施設	52	○	×	×	×	○	○	×
	看護小規模多機能ひうち	末広町3-3-6	35-1101	看護小規模多機能型居宅介護	15	○	×	×	×	○	○	×
	シルバーマンションひうち	末広町3-3-6	35-1102	有料老人ホーム		○	×	×	×	○	○	×
老人保健施設セントラルケアホーム	松本町2-6-6	34-0088	介護老人保健施設	73	○	×	×	×	○	○	×	
常盤	すずらん	宮下町1-1-62	23-5000	特別養護老人ホーム	57	○	○	○	×	×	×	○
	ほっとやまうち	常盤町8-4-31	33-9515	認知症対応型共同生活介護	5	○	○	×	○	○	○	○
	老人保健施設ときわ園	常盤町5-3-37	25-7700	介護老人保健施設	24	○	○	×	○	○	○	○
	介護老人保健施設八恵苑	北日吉町1-19-15	23-3390	介護老人保健施設	37	○	○	×	×	×	×	○
近見	ちかみシーサイド	近見町1-7-50	36-1131	認知症対応型共同生活介護	6	×	○	○	○	○	○	○
立花	グループホームひまわり	八町西4-1-14	22-8115	認知症対応型共同生活介護	89	○	×	×	○	○	○	○
	ふれあいの家ひまわり	郷本町3-5-34	25-1100	小規模多機能型居宅介護	42	○	×	×	○	○	○	○
	サテライトひまわり	八町西4-1-12	25-1165	小規模多機能型居宅介護	35	○	×	×	○	○	○	○
	小規模多機能型介護施設たちばな南	八町東5-6-2	35-5008	小規模多機能型居宅介護	9	○	×	×	○	○	×	○
桜井	桜井荘	且甲472-1	48-2246	養護老人ホーム	5	×	○	○	○	-	-	○
	唐子荘	且甲472-1	48-6241	特別養護老人ホーム	31	×	○	○	○	-	-	○
	今治福祉園	宮ヶ崎甲170	48-8848	障害者支援施設	87	○	○	○	○	-	-	○
	おあしす今治	郷桜井3-3-67	47-5566	小規模多機能型居宅介護	20	○	○	○	×	○	○	○
	小規模多機能型居宅介護施設ししま	桜井4-6-52	47-4200	小規模多機能型居宅介護	51	○	○	○	×	○	○	○
	介護老人保健施設ヒロセ	国分7-4-1	47-5200	介護老人保健施設	34	○	○	○	○	-	-	○
	グループホームヒロセ	国分7-4-36	43-6662	認知症対応型共同生活介護	14	○	○	○	○	-	-	○
	グループホームヒロセドゥーエ	国分7-5-11	43-5880	認知症対応型共同生活介護	14	○	○	○	○	-	-	○

施設情報						避難可否						
校区	施設名称	所在地	電話番号	施設種別	収容人数(人)	土砂	洪水(蒼社川)		高潮	内水		津波
							計画降雨	想定最大規模降雨		既往最大	想定最大	
桜井	愛媛県立今治特別支援学校	桜井乙 32-313	47-0355	特別支援学校	40	○	○	○	○	-	-	○
富田	みどりの郷	上徳甲 110-1	48-6106	特別養護老人ホーム	200	○	○	○	○	○	○	○
	今治育成園	町谷甲 746	47-3770	障害者支援施設	33	○	○	○	○	-	-	○
	今治療護園	町谷甲 756-1	48-4066	障害者支援施設	91	○	○	○	○	-	-	○
	かのこ	宮ヶ崎甲 700-1	47-5655	特別養護老人ホーム	18	○	○	○	○	-	-	○
	グループホーム松風園	上徳乙 284-1	35-5127	認知症対応型共同生活介護	2	○	○	○	○	×	×	○
	看護小規模多機能型介護施設たちばな	上徳甲 571-2	47-6888	看護小規模多機能型居宅介護	4	○	○	○	×	○	○	○
	済生会今治老人保健施設希望の園	喜田村 7-1-6	48-8800	介護老人保健施設	142	○	×	×	×	×	×	○
清水	泉荘	新谷甲 1884-1	47-1599	養護老人ホーム	81	○	○	○	○	○	○	○
	グループホーム清水	四村 103-5	22-7300	認知症対応型共同生活介護	36	○	○	×	○	○	○	○
日高	今治なごみ苑	別名 251	25-7530	特別養護老人ホーム	173	○	○	×	○	○	○	○
	日高荘	小泉 5-6-38	22-7069	特別養護老人ホーム	10	○	○	×	○	○	○	○
	廣寿苑(日高校区)	高橋甲 1142-1	24-7000	特別養護老人ホーム	61	○	○	○	○	○	○	○
	JA おちいまばり元気まんてん	別名 434	22-2002	小規模多機能型居宅介護	6	○	○	×	○	○	○	○
	介護老人保健施設シルビウス・ケアセンター	別名 261	25-7171	介護老人保健施設	20	○	○	×	○	○	○	○
波止浜	ほのか	高部甲 535-1	52-7100	特別養護老人ホーム	14	×	○	○	×	×	×	○
朝倉	清流園	朝倉北甲 497	56-2022	養護老人ホーム	20	○	-	-	○	-	-	○
	リーフガーデンあさくら	朝倉下乙 102-2	56-1300	特別養護老人ホーム	29	○	-	-	○	-	-	○
	グループホームひまわりの家	古谷甲 19-1	56-1616	認知症対応型共同生活介護	81	○	-	-	○	-	-	○
	小規模あさくら	古谷甲 992-1	56-1101	小規模多機能型居宅介護	6	○	-	-	○	-	-	○
鴨部	瑞鶴荘	玉川町畑寺甲 15-1	55-2131	特別養護老人ホーム	142	○	○	○	○	-	-	○
	グループホーム瑞鳳荘	玉川町畑寺甲 15-5	55-2011	認知症対応型共同生活介護	12	○	○	○	○	-	-	○
	おかげさん	玉川町別所甲 93-3	36-8022	小規模多機能型居宅介護	32	○	○	×	○	-	-	○
波方	寿山苑	波方町養老甲 1006	36-5300	特別養護老人ホーム	53	×	-	-	○	○	○	○
	グループホームパラディ	波方町樋口甲 120-1	36-5255	認知症対応型共同生活介護	2	○	-	-	○	○	○	○
	おあしす北郷	波方町樋口甲 2035-1	41-9991	小規模多機能型居宅介護	7	○	-	-	×	○	○	○
	老人保健施設養老の里	波方町樋口甲 1686-1	43-1448	介護老人保健施設	28	○	-	-	×	○	○	○
大西	ケアハウス幸風園	大西町紺原甲 290-1	53-6500	軽費老人ホーム	233	○	-	-	×	○	○	○
	特別養護老人ホーム幸風園	大西町紺原甲 288-1	53-6500	特別養護老人ホーム	65	○	-	-	×	×	×	○
	おおにし光生園	大西町九王甲 622-1	36-2250	介護老人保健施設	29	○	-	-	×	-	-	○

施設情報						避難可否						
校区	施設名称	所在地	電話番号	施設種別	収容人数(人)	土砂	洪水(蒼社川)		高潮	内水		津波
							計画降雨	想定最大規模降雨		既往最大	想定最大	
亀岡	菊仙荘	菊間町種3560-5	54-3401	特別養護老人ホーム	55	○	-	-	○	-	-	○
菊間	ラ・ファミーユ	菊間町浜1453-1	54-5678	軽費老人ホーム	75	○	-	-	○	-	-	○
	グループホームラ・ファミーユ	菊間町浜1453-1	54-5678	認知症対応型共同生活介護	32	○	-	-	○	-	-	○
	障害者施設きくま	菊間町浜1147-3	54-5500	共同生活援助	10	○	-	-	×	-	-	○
吉海	阿育苑	吉海町仁江262-1	84-4608	特別養護老人ホーム	131	○	-	-	○	-	-	○
	シーサイド	吉海町臥間46-2	74-0300	小規模多機能型居宅介護	11	×	-	-	×	-	-	○
伯方	はかた寿園	伯方町木浦甲3930-3	74-0155	特別養護老人ホーム	79	×	-	-	×	-	-	○
	グループホームはなみずき	伯方町北浦甲2458番地	73-0380	認知症対応型共同生活介護	10	○	-	-	×	-	-	○
	看護小規模多機能型居宅介護おいで家あすなろ	伯方町北浦甲2458番地	73-1650	看護小規模多機能型居宅介護	4	○	-	-	×	-	-	○
	介護老人保健施設あすなろ	伯方町北浦甲2289-1	73-0111	介護老人保健施設	40	○	-	-	×	-	-	○
上浦	多々羅の里	上浦町井口3865-1	87-3800	特別養護老人ホーム	76	○	-	-	○	-	-	○
大三島	楠風園	大三島町浦戸2	83-0007	養護老人ホーム	41	×	-	-	×	-	-	○
	グループホームゆいの里	大三島町野々江2435-14	74-1370	認知症対応型共同生活介護	4	○	-	-	×	-	-	×
	グループホームゆいの家	大三島町野々江2435-1	74-1320	認知症対応型共同生活介護	6	○	-	-	×	-	-	×
	小規模多機能ゆいの村	大三島町野々江2435-14	83-0730	小規模多機能型居宅介護	2	○	-	-	×	-	-	×
岡村	今治市高齢者生活支援ハウス	関前岡村甲2525-1	88-2455	高齢者居住施設	66	×	-	-	×	-	-	○
	グループホーム関前	関前岡村甲2574-3	88-2200	認知症対応型共同生活介護	2	×	-	-	×	-	-	○

※○：避難可、×：避難不可、-：蒼社川洪水想定対象外地域 収容人員1人につき3.3㎡以上で計算

資料〔9-2〕

災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

令和5年2月1日現在

NO	避難所名称	所在地住所	設置 回線数	特設公衆電話の設置場所	電話機保管場所
1	中央公民館	今治市南宝来町 1-6-1	1	1F エレベーター横	事務室
2	別宮小学校	今治市別宮町 5-1-7	3	2F さわやか相談室	2F みすゞの部屋
3	日吉中学校	今治市中日吉町 1-3-70	2	1F 保健室付近階段前端子盤 (D-T) 内	職員室 (棚の中)
4	近見小学校	今治市近見町 1-5-1	3	体育館外下駄箱付近	事務倉庫内
5	立花小学校	今治市立花町 4-3-45	3	給食室前保安器 BOX 内	職員室 (机引出内)
6	立花中学校	今治市立花町 2-8-7	1	保健室横階段弱電端子盤 T-1	職員室 (棚)
7	桜井小学校	今治市郷桜井 1-8-26	2	1F 共用端子盤 1T 内 (職員室 下階)	職員室 (移動系防災行政無線付近)
8	桜井中学校	今治市郷桜井 1-8-8	3	2F 端子盤 T-2 内 (職員室付 近)	職員室 (棚)
9	国分小学校	今治市古国分 2-7-1	2	2F 弱電端子盤 2T-3 内 (職員 室付近階段前)	職員室 (移動系防災行政無線横)
10	富田小学校	今治市上徳甲 394-4	3	1F 保健室前保安器 BOX 内	職員室 (棚の上)
11	南中学校	今治市松木 349-1	2	職員室火災受信機扉内	職員室 (複合火災受信機扉内)
12	清水小学校	今治市五十嵐甲 13-3	2	職員室入口前端子盤 (T2-1) 内	職員室 (移動系防災行政無線付近)
13	日高小学校	今治市別名 446-2	3	職員窓際の柱間	保健室 (棚の上)
14	西中学校	今治市山路 554-3	3	2F 職員室横給食配膳室	2F 更衣室
15	乃万小学校	今治市延喜甲 349	3	西校舎 (体育館側の壁面)	体育館放送室内
16	波止浜小学校	今治市地堀 1-3-40	1	南校舎入口	1 階事務室
17	朝倉中学校	今治市朝倉北甲 273	2	職員室事務室集合盤内	職員室事務室 集合盤内
18	玉川中学校	今治市玉川町高野甲 21	2	1F 事務室内分電盤 (T1-1) 内	職員室 (避難所開設 セット横)
19	大西中学校	今治市大西町九王甲 2280-1	2	体育館の EPS 内端子盤内	1F 事務室 (棚の上)
20	大西小学校	今治市大西町大井浜 103	2	職員室隣コピー室端子盤 (T-0) 内	職員室 (棚の中)
21	亀岡小学校	今治市菊間町種 52	1	2F 配膳室横端子盤 (2T-1) 内	2F 配膳室横端 子盤内
22	菊間中学校	今治市菊間町浜 2628-1	3	1F 相談室前端子盤内	防災備蓄室
23	菊間小学校	今治市菊間町長坂 2000-1	2	2F 廊下配電盤 (2T-4) 内	校長室横会議室 (棚の中)

NO	避難所名称	所在地住所	設置 回線数	特設公衆電話の設置場所	電話機保管場所
24	吉海小学校	今治市吉海町八幡 157	2	2F 職員室前端子盤 (T-3) 内	職員室 (棚の中)
25	大島中学校	今治市吉海町幸新田 250	2	2F 職員室前端子盤 (T-2) 内	職員室横事務室 (棚の中)
26	宮窪小学校	今治市宮窪町宮窪 4765	2	1F 職員室総合盤内	1F 事務室 (棚の中)
27	伯方小学校	今治市伯方町木浦甲 3599-2	2	玄関 (公衆電話あと)	1F 職員室横印刷室 (棚の上)
28	大三島中学校	今治市上浦町井口 5610	2	正面入口端子盤 (1LM-3) の上	1F 職員室横会議室
29	大三島小学校	今治市大三島町宮浦 5145	2	校舎入口ホール壁面 (公衆電話あと)	1F 職員室 (移動系防災行政無線横)
30	岡村小学校	今治市関前岡村甲 415	1	職員室 (PC ラック)	1F 職員室入口付近
31	大下地区農産物加工場	今治市関前大下甲 1856-1	1	1F 事務所入口付近	2F 移動系防災行政無線横
32	小大下地区住民センター	今治市関前小大下乙 1352-2	1	入口左の小部屋	小大下地区住民センター内 (避難所開設セット横)
合計			66		

災害の被害認定基準

用語		被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。		

用語		被害程度の判定基準
住家の被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のことをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの

用語		被害程度の判定基準
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

用語		被害程度の判定基準
その 他の 用語 の 解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料〔9-4〕

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応に当たり、高齢者等避難等の避難情報が発令された際に、避難所の3密回避を図るとともに、避難に時間を要する要配慮者の安全を確保するため、要配慮者等が、今治市内の宿泊施設を利用する経費に対し、予算の範囲内で今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、土砂災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報が発令された区域に居住している者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、別表に掲げる市内宿泊施設に宿泊し、宿泊費を支払った者とする。

- (1) 要介護認定において、要介護度3から5のいずれかの認定を受けている者
- (2) 75歳以上の者
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- (6) 妊産婦及び乳幼児（満1歳未満の子をいう。）
- (7) その他市長が特に配慮が必要と認める者
- (8) 前各号のいずれかに該当する者に付き添う者であって、市長が適当であると認めるもの

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条第1項に規定する避難情報発令時に、補助対象者が宿泊施設に避難した際の宿泊費とする。

- 2 補助金の額は、一泊につき補助対象者が現に宿泊施設に支払った補助対象経費の3分の2の額とし、4,600円を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、宿泊施設を利用した最後の日から起算して30日以内に市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、適当

と認めるときは、補助金を交付する。

- 2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨を今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当し、この要綱又は規則の規定に違反すると認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

（2）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、補助事業者に対し既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市内宿泊施設	
ホテル菊水今治	今治市中浜町1-2-5
今治アーバンホテル	今治市北宝来町1-5-28
大潮荘	今治市小浦町2-5-1
旅館茶梅	今治市大三島町宮浦5467
今治国際ホテル	今治市旭町1-4-6
サンライズ糸山	今治市砂場町2-8-1
ホテルアジュール汐の丸	今治市湯ノ浦30
ホテル七福	今治市片原町2-1-21
今治プラザホテル	今治市別宮町1-3-5
米長旅館	今治市常盤町1-1-4
海舟亭	今治市片原町1-1-7
今治ステーションホテル	今治市北宝来町2-2-23
ホテルクラウンヒルズ今治	今治市北宝来町1-5-9
今治第一ホテル	今治市南大門町1-6-11
シクロの家	今治市北宝来町1-1-12
旅館さわき	今治市大三島町宮浦5460
ビジネスホテルつよし	今治市大西町宮脇甲448
ホテルポートサイド今治	今治市通町1-4-7
スーパーホテル今治	今治市松本町4-6-10
JRクレメントイン今治	今治市北宝来町2-773-9
民宿名駒	今治市吉海町名駒155-3
ホテルなぎさ	今治市宮窪町宮窪2771
民宿うずしお	今治市伯方町有津1563-5
サラサヤ旅館	今治市伯方町木浦3430-1

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書兼請求書

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱に基づき補助金の交付について申請します。また、交付決定後、交付決定額を下記口座に振り込んでいただくよう請求します。

なお、申請内容に不正があった場合は補助金の全額返還に同意するとともに、補助金の交付決定に必要なときは、住民基本台帳の閲覧や、宿泊施設への支払い内容の確認をすることを了承します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 宿泊施設が発行した領収証
- (2) 支払内訳が記載された明細書等（当該者の氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されたもの）
- (3) 宿泊者全員（別紙一覧）の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証の写しなど）
- (4) その他市長が必要と認める書類（介護保険被保険者証の写し、身体障害者手帳の写し、母子健康手帳の写しなど）
- (5) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

3 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		
*申請者と同じ名義でお願いします			

(別紙)

宿泊者一覧

①

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
避 難 施設名		宿泊日 (泊数)	月 日～ 月 日 (泊)		

②

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

③

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

④

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

⑤

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

⑥

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

⑦

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

※市確認欄 (要綱第2条関係)

住所氏名	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	住所氏名を確認した書類名		確 認 日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	高齢者等避難地区	<input type="checkbox"/> 適・ <input type="checkbox"/> 否	確認者名	

別記様式第2号（第5条関係）

今治市指令記号第
号
年 月 日

様

今治市長

印

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金について、次の理由により交付しないものと決定したので通知します。

交付しないことを決定した理由

1 0 交通・輸送道路関係

資料〔10-1〕

ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

区分	機関別	名称 所在地	所有者	管理	連絡先	敷地の広さ (m×m)	路面	夜間 照明
飛行場外離着陸場	愛媛県 防災ヘリ	多々羅運動公園（多目的グラウンド） 上浦町井口 7074-20	今治市 スポーツ 振興課	上浦支所 0897-87-3000	しまなみドーム 0897-87-2114	110×110	芝	有
	愛媛県 防災ヘリ	今治北署 伯方町叶浦甲 1667-4	消防本部	消防本部 0898-32-6666	北消防署 0897-74-2119	84×31	アスファルト	有
	愛媛県 防災ヘリ	吉海バラ公園（広場） 吉海町福田 1290	今治市 スポーツ 振興課	吉海支所 0897-84-2111	吉海B&G 0897-84-4322	60×60	芝	無
	愛媛県 防災ヘリ	関前 関前岡村甲 1013-4	関前支所	関前支所 0897-88-2111	関前支所 0897-88-2111	20×20	アスファルト	無
	愛媛県 防災ヘリ	今治球場 大新田町 5 丁目 1-17	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	野球場管理人室 0898-32-2426	134×130	芝	有
	愛媛県 防災ヘリ 自衛隊	西部丘陵公園（芝生広場） 高地町 2 丁目乙 429-1	指定管理 (公園緑地課)	今治. 夢スポーツ	管理事務所 0898-32-5375	100×110	芝	無
	愛媛県 防災ヘリ	藤山公園（広場） 大西町宮脇 579-1	今治市 公園緑地課	大西支所 0898-53-3500	歴史資料館 0898-53-2313	80×110	芝	無
	愛媛県 防災ヘリ	菊間分署 菊間町浜 1500-17	消防本部	消防本部 0898-32-6666	菊間分署 0898-54-4094	60×38	アスファルト	有
	自衛隊	大三島緑の村運動広場 （多目的グラウンド） 大三島町口総 1269	今治市 スポーツ 振興課	大三島支所 0897-82-0500	大三島支所 0897-82-0500	110×110	土	有
	自衛隊	宮窪石文化運動公園 （多目的グラウンド） 宮窪町宮窪 3546	今治市 スポーツ 振興課	宮窪支所 0897-86-2500	伝承館 0897-86-2456	185×105	土	有
		宮窪石文化運動公園 （野球場） 宮窪町宮窪 3546	今治市 スポーツ 振興課	宮窪支所 0897-86-2500	伝承館 0897-86-2456	118×128	土	無
	自衛隊	今治市営スポーツパーク （サッカー場） 高橋ふれあいの丘 1-2	指定管理 (スポーツ 振興課)	スポーツ振興課 0898-36-1604	スポーツパーク 0898-35-4111	76×118	人工芝	有
	自衛隊	緑のふるさと公園（多目的グラウンド） 朝倉下乙 258-1	指定管理 朝倉支所 0898-56-2500	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	朝倉B&G 0898-56-3466	90×100	土	有
	自衛隊	玉川総合運動公園（多目的グラウンド） 玉川町摺木甲 108	指定管理 玉川支所 0898-55-2211	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	グリーンピア玉川 0898-55-4656	80×100	土	有
	自衛隊	波方公園（野球場） 波方町樋口乙 730-1	指定管理 (スポーツ 振興課)	波方支所 0898-41-7111	武道館 0898-41-4191	120×130	土	有
		波方公園（多目的広場） 波方町樋口乙 730-1	指定管理 (スポーツ 振興課)	波方支所 0898-41-7111	武道館 0898-41-4191	86×120	土	有
	自衛隊 四国地方 整備局	菊間緑の広場公園（多目的広場） 菊間町池原 1577	指定管理 菊間支所 0898-54-3450	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	総合体育館 0898-54-5730	80×100	土	有
愛媛県 防災ヘリ	糸山公園 砂場町 2 丁目 8	愛媛県	愛媛県用地課 089-912-2660	愛媛県用地課 089-912-2660	100×25 65×35	芝	無	

区分	機関別	名称 所在地	所有者	管理	連絡先	敷地の広さ (m×m)	路面	夜間 照明
緊急 離着 陸場	愛媛県 防災ヘリ	今治港（大型フェリー 乗り駐車場）片山町5 丁目	今治市	港湾漁港課 0898-36-1546	港湾漁港課 0898-36-1546	95×35	アスフ アルト	無
	愛媛県 防災ヘリ	衣黒グラウンド 大西町宮脇甲199	大井浜部落	スポーツ振興課 0898-36-1604	大西体育館 0898-53-5040	70×90	土	無
	愛媛県 防災ヘリ	亀岡地区公園 菊間町佐方2183-1	今治市	スポーツ振興課 0898-36-1604	菊間緑の広場公 園運動場 総合体育館 0898-54-5730	60×90	土	無
	愛媛県 防災ヘリ	玉川ダム公園 玉川町龍岡上乙267-1	今治市	公園緑地課	公園緑地課 0898-36-1563	35×75	土	無
	愛媛県 防災ヘリ	四国溶材株式会社有 地 砂場町1丁目45	四国溶材(株)	四国溶材(株) 0898-23-3500	四国溶材(株) 0898-23-3500	60×70	土	無

資料〔10-2〕

緊急輸送道路一覧表

災害時における緊急輸送道路の確保とともに、これらと交通拠点を有機的に連結させた緊急輸送の経路を形成する。

1) 一次緊急輸送道路

- ・主要な都市間及び他県と連結する広域的な幹線道路
- ・諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

2) 二次緊急輸送道路

- ・一次緊急輸送道路を補完する道路

(一次緊急輸送道路)

整理番号	路線名	県指定番号	区間	備考
1	一般国道196号	E	菊間町田之尻(松山市境)～孫兵衛作(西条市境)	
2	一般国道317号	3	玉川町龍岡上(松山市境)～上浦町井口	
3	今治小松自動車道	Ⅲ	今治湯ノ浦IC～西条市境	
4	西瀬戸自動車道	Ⅳ	広島県境～今治IC	
5	(主) 今治波方港線	51	長沢～旭町1丁目	
6	(主) 今治港線	24	片原町2丁目～別宮町1丁目	
7	(主) 大西波止浜港線	25	中堀1丁目～大西町星浦	
8	(主) 大島環状線	—	吉海町名駒～吉海町仁江	
9	(主) 大三島環状線	—	上浦町井口～上浦町瀬戸、大三島宗方～大三島町宗方	
10	(主) 大三島上浦線	34	大三島町宮浦～上浦町井口	
11	(主) 伯方島環状線	62	伯方町木浦～伯方町木浦	
		—	伯方町木浦～伯方町伊方	
12	(一) 今治停車場線	—	別宮町1丁目～北宝来町1丁目	
13	(一) 桜井山路線	—	桜井～山路	
14	(一) 朝倉伊予桜井停車場線	71	朝倉北～長沢	
15	(一) 波方環状線	72	波方町樋口～波方町馬刀潟	
16	(一) 宮崎波方線	93	波方町宮崎～波方町馬刀潟	
17	(一) 名駒友浦線	—	吉海町名駒～宮浦町友浦	
18	(市) 大坪通町谷線	—	南宝来町3丁目～八町西5丁目	
19	(市) 富田縦貫線	e	高市～喜田村5丁目	
20	(市) 宮脇片山線	—	片山1丁目～本町4丁目～別宮町3丁目	(市) 元町線として本町4丁目～別宮町3丁目間を含む
21	(市) 内港喜田村線	—	恵美須町2丁目～喜田村6丁目	
22	(市) 鳥生大浜八町線	—	東鳥生町2丁目～八町東3丁目	
23	(市) 山路矢田線	—	山路～矢田	
24	(市) 矢田高橋線	—	矢田～高橋	
25	(市) 今治駅天保山線	—	旭町4丁目～天保山町3丁目	
26	(市) 天保山大浜線	—	天保山町3丁目～天保山町5丁目	

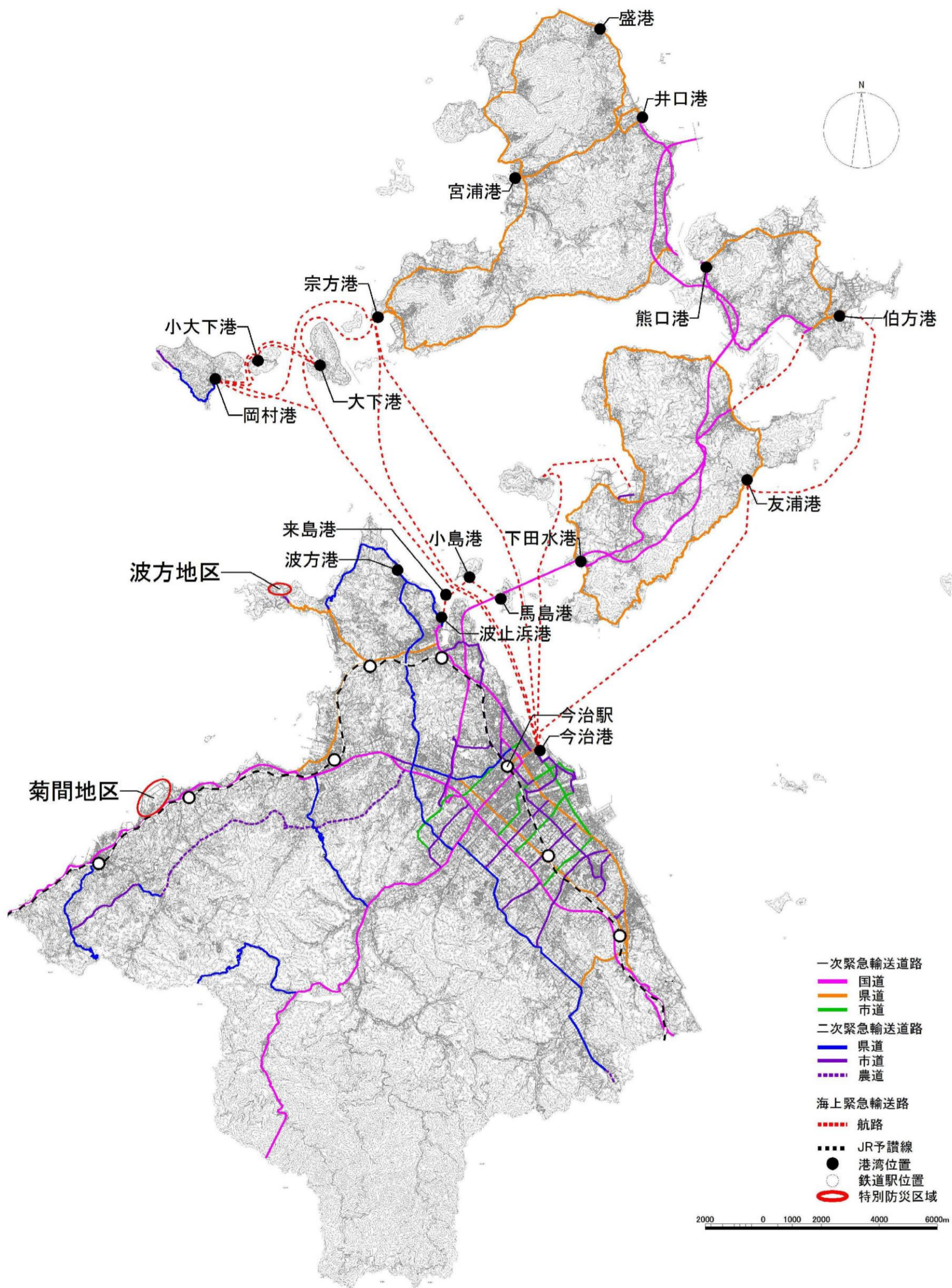
(二次緊急輸送道路)

整理番号	路線名	県指定番号	区間	備考
27	(主)今治波方港線	123	波方町樋口～延喜	(市)宅間延喜線として宅間～延喜間を含む
		—	旭町～延喜 波方町樋口～波方町波方	
28	(主)北条玉川線	119	玉川町龍岡下(松山市境)～玉川町龍岡下	
29	(一)今治丹原線	140	延喜～神宮	
		141	古谷～朝倉下	
		—	神宮～古谷	
30	(一)波方環状線	—	波止浜3丁目～波方町馬刀湯	
31	(一)東予玉川線	139	朝倉上～朝倉上	
32	(一)鈍川伊予大井停車場線	142	玉川町大野～大西町脇	
33	(一)才之原菊間線	144	菊間町西山(松山市境)～菊間町菊間浜	
34	(一)大下白湯線	—	関前岡村～岡村港	
35	(市)今治駅天保山線	—	北宝来町1丁目～旭町4丁目	
36	(市)本町大新田線	—	本町1丁目～大新田町4丁目	
37	(市)中浜町海岸通線	—	中浜町1丁目～天保山1丁目～天保山町6丁目～東門町6丁目	(市)天保山線として天保山町1丁目～天保山町6丁目、(市)天保山1号線として天保山町6丁目～東門町6丁目間を含む
38	(市)臨港線	—	蔵敷町1丁目～東門町2丁目	
39	(市)天保山大浜線	—	天保山町5丁目～東鳥生町2丁目	
40	(市)南鳥生五十嵐線	—	南鳥生町2丁目～五十嵐	
41	(市)喜田村松木線	—	喜田村2丁目～上徳	
42	(市)蔵敷唐子台線	—	蔵敷町2丁目～唐子台東2丁目	
43	(市)東村鳥越線	—	東村南1丁目～国分5丁目	
44	(市)桜井朝倉線	—	郷桜井1丁目～桜井4丁目	
45	(市)今治駅高橋線	—	小泉2丁目～高橋～高橋	(市)高橋中央線として高橋～高橋間を含む
46	(市)今治駅北浜町線	—	北宝来町1丁目～別宮町5丁目	
47	(市)大新田大浜線	—	砂場町1丁目～砂場町1丁目～高部	(市)砂場高部線としてとして砂場町1丁目～砂場町1丁目間、(市)大浜高部線として砂場町1丁目～高部間を含む
48	(市)上徳町谷線	x	高市～町谷	(市)東村上徳線として東村4丁目～上徳間
		—	東村4丁目～上徳～高市	
49	(市)宮ノ窪尾ノ端線	y	古谷～朝倉南	
50	(市)北宝来近見線	—	北宝来町4丁目～近見町3丁目	
51	(市)坂本線	—	近見町3丁目～大浜町1丁目	
52	(市)高地矢田線	—	高地町1丁目～矢田	
53	(市)別名矢田線	—	矢田～矢田	
54	(市)高地延喜線	—	高地町1丁目～阿方	
55	(市)喜田村古谷線	—	町谷～新谷	

整理番号	路線名	県指定番号	区間	備考
56	(市)中浦線	—	波方町宮崎～波方町宮崎	
57	(市)古川黒崎線	—	吉海町本庄～吉海港	
58	(市)月盛白濁線	—	関前戸町鼻～関前岡村	
59	(農)広域営農団地周 桑今治地区農道(周 越農道)	ba	朝倉上(山越)～朝倉上(西条市 境)	
60	(農)広域営農団地 越智西部地区農道 (越智西部広域農 道)	—	野間～菊間町松尾	

* (主) : 主要地方道、(一) : 一般県道、(市) : 市道、(農) : 農道

緊急輸送道路等位置図



緊急輸送道路等位置図

平成31年3月作成

資料〔10-4〕

緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

様式1

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書（再交付申請書） 年 月 日 愛媛県公安委員会 殿 届出者住所 （電話） 氏名		災 害 第 号 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛媛県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者			住所 () 局 番
			氏 名
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

資料〔10-5〕

緊急通行車両事前届出済車両一覧

(令和4年12月5日現在)

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	出発地	管轄
1	総務部	総務政策局	総務管財課	愛媛300 め8222	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
2	総務部	総務政策局	総務管財課	愛媛501 ち8271	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
3	総務部	総務政策局	総務管財課	愛媛501 ぬ2014	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
4	総務部	総務政策局	総務管財課	愛媛501 の6978	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
5	総務部	総務政策局	総務管財課	愛媛501 ね4110	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
6	総務部	総務政策局	総務管財課	愛媛200 さ5030	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
7	総務部	総務政策局	資産税課	愛媛480 さ4382	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
8	総合政策部	企画防災政策局	防災危機管理課	愛媛880 あ1188	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
9	総合政策部	企画防災政策局	防災危機管理課	愛媛100 す9181	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
10	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛41ま 1930	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
11	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛300 な3739	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
12	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛500 な4512	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
13	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛41た 9174	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
14	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛400 た9824	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
15	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛480 さ4373	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
16	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛50や 499	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
17	総合政策部	地域振興局	朝倉支所	愛媛480 つ3436	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市朝倉北甲397番地	今治警察署
18	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛480 と2288	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
19	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛300 て958	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
20	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛480 く675	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
21	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛480 こ3573	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
22	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛480 す4151	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
23	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛480 さ4374	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
24	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛480 せ4755	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
25	総合政策部	地域振興局	玉川支所	愛媛44や 5318	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市玉川町三反地甲10-1	今治警察署
26	総合政策部	地域振興局	波方支所	愛媛41ひ 4469	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市波方町樋口甲253番地	今治警察署
27	総合政策部	地域振興局	波方支所	愛媛480 く674	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市波方町樋口甲253番地	今治警察署

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	出発地	管轄
28	総合政策部	地域振興局	波方支所	愛媛580 せ2794	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市波方町樋口甲253番地	今治警察署
29	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛41は 1438	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
30	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛480 あ5889	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
31	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛501 ち9030	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
32	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛580 き634	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
33	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛480 く3043	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
34	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛480 あ5888	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
35	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛41ね 2485	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
36	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛41ね 4990	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
37	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛480 と4420	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
38	総合政策部	地域振興局	菊間支所	愛媛41ま 3733	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市菊間町浜840	今治警察署
39	総合政策部	しまなみ振興局	しまなみ住民課	愛媛480 な3810	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市伯方町木浦甲1235番地	伯方警察署
40	総合政策部	しまなみ振興局	吉海支所	愛媛400 た3952	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市吉海町八幡137番地	伯方警察署
41	総合政策部	しまなみ振興局	宮窪支所	愛媛480 た4509	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市宮窪町宮窪2688	伯方警察署
42	総合政策部	しまなみ振興局	宮窪支所	愛媛41ま 518	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市宮窪町宮窪2688	伯方警察署
43	総合政策部	しまなみ振興局	宮窪支所	愛媛400 さ5858	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市宮窪町宮窪2688	伯方警察署
44	総合政策部	しまなみ振興局	伯方支所	愛媛400 つ3124	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市伯方町木浦甲1235番地	伯方警察署
45	総合政策部	しまなみ振興局	伯方支所	愛媛480 さ3534	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市伯方町木浦甲1235番地	伯方警察署
46	総合政策部	しまなみ振興局	上浦支所	愛媛480 く3700	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市上浦町井口6605	伯方警察署
47	総合政策部	しまなみ振興局	上浦支所	愛媛41に 4964	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市上浦町井口6605	伯方警察署
48	総合政策部	しまなみ振興局	上浦支所	愛媛400 た9825	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市上浦町井口6605	伯方警察署
49	総合政策部	しまなみ振興局	大三島支所	愛媛480 さ4372	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町宮浦5708番地	伯方警察署
50	総合政策部	しまなみ振興局	大三島支所	愛媛400 す9465	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町宮浦5708番地	伯方警察署
51	総合政策部	しまなみ振興局	大三島支所	愛媛41は 1071	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町宮浦5708番地	伯方警察署
52	総合政策部	しまなみ振興局	大三島支所	愛媛300 た1680	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町宮浦5708番地	伯方警察署
53	市民環境部	市民環境政策局	市民参画課	愛媛480 か8764	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
54	市民環境部	市民環境政策局	市民参画課	愛媛581 せ2671	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
55	市民環境部	市民環境政策局	環境政策課	愛媛480 さ2640	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
56	市民環境部	市民環境政策局	環境政策課	愛媛480 つ3423	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	出発地	管轄
57	産業部	産業政策局	農林水産課	愛媛480 か8760	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
58	産業部	産業政策局	農林水産課	愛媛480 ち4236	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
59	産業部	交流振興局	スポーツ振興課	愛媛480 さ4375	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
60	産業部	交流振興局	スポーツ振興課	愛媛480 す4205	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
61	建設部	建設政策局	道路課	愛媛100 す6562	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
62	建設部	建設政策局	道路課	愛媛100 せ2326	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
63	建設部	建設政策局	道路課	愛媛400 て1957	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
64	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 く6854	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
65	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 く6856	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
66	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 そ3400	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
67	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 そ4151	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
68	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 た4099	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
69	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 ち4368	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
70	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 て6304	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
71	建設部	建設政策局	道路課	愛媛500 む2505	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
72	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 む2289	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
73	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛41す 6208	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
74	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛45さ 8337	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
75	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 こ3369	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
76	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 ち3591	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
77	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 ち3700	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
78	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛45さ 4688	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
79	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛580 せ2793	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
80	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛500 ほ2960	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
81	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛480 つ2380	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
82	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛480 3162	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
83	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛480 4657	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
84	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 せ5216	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市片原町一丁目100番地3	今治警察署
85	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 け1657	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市片原町一丁目100番地3	今治警察署

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	出発地	管轄
86	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 く6853	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市片原町一丁目100番地3	今治警察署
87	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛400 そ3857	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市片原町一丁目100番地3	今治警察署
88	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛41は 888	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市片原町一丁目100番地3	今治警察署
89	建設部	都市政策局	建築課	愛媛480 せ4756	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
90	建設部	都市政策局	建築課	愛媛580 ほ621	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
91	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛400 ち6026	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
92	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛400 す8761	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
93	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛11そ 7760	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
94	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛400 さ2632	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
95	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛480 こ3491	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
96	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛480 す4148	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
97	上下水道部	上下水道政策局	下水道業務課	愛媛480 つ2415	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
98	上下水道部	上下水道政策局	下水道業務課	愛媛41は 983	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
99	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛400 ち5758	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
100	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛480 あ8816	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
101	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛480 せ5217	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
102	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛480 て3252	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
103	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛501 さ234	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市天保山町四丁目6番2号	今治警察署
104	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛480 こ3574	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市天保山町四丁目6番2号	今治警察署
105	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛41ひ 4402	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市天保山町四丁目6番2号	今治警察署
106	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛480 て3755	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市天保山町四丁目6番2号	今治警察署
107	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛400 ち783	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
108	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 く9480	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
109	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 く9733	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
110	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛501 な8065	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
111	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 た2789	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市小泉一丁目11番地1	今治警察署
112	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 こ4257	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市小泉一丁目11番地1	今治警察署
113	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 そ5369	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別名548番地1	今治警察署
114	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛800 す4411	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	出発地	管轄
115	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 こ6936	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
116	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛580 よ2761	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
117	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛581 き1570	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
118	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 ち8086	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
119	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛41ほ 4908	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
120	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛100 さ4634	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
121	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛400 つ3161	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
122	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛45さ 7389	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
123	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 く6508	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
124	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 す9629	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
125	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 た1758	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
126	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛580 の5074	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
127	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 ち4479	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
128	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛581 さ7928	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
129	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛800 す9400	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
130	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 な4987	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市大三島町台1330番地	伯方警察署
131	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛800 す9974	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市小泉一丁目11番地1	今治警察署
132	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛480 な5857	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
133	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛400 て461	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市小泉一丁目11番地1	今治警察署
134	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛486 す5	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市小泉一丁目11番地1	今治警察署
135	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛100 せ3289	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市高橋乙7番地1	今治警察署
136	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛400 て9582	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市高橋乙7番地1	今治警察署
137	消防本部		警防課	愛媛100 す4005	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市南宝来町二丁目1-1	今治警察署
138	市議会事務局		議会総務課	愛媛300 ら238	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署
139	市議会事務局		議会総務課	愛媛301 さ5932	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	今治警察署

資料〔10-6〕

緊急通行車両の標章及び確認証明書

資料

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図表の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両の確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送に行く車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

資料〔10-7〕

市有車両一覧表（消防車両を除く。）

所属課	原付	軽自動車			普通車			特殊	特殊自動車内訳	計
		乗用	バン	トラック	乗用	バン	トラック			
総務管財課	6	11	16	3	4		2	1	マイクロバス（29人乗）1	43
納税課		2								2
資産税課			1							1
秘書広報課					2					2
防災危機管理課						1		1	公共応急作業車（軽）1	2
介護保険課	5	9								14
健康推進課		1	2		2					5
こども未来課			2							2
ネウボラ政策課		2			1					3
保育幼稚園課			1							1
市民参画課		1	1			1				3
環境政策課	1		3	2						6
資源リサイクル課			3	5			11	2	塵芥車2	21
環境施設課	1		3	4		1	2	3	ホイールローダー1 フォークリフト1 パワーショベル1	14
産業振興課		1			1	1				3
i. i. imabari! 推進課						1				1
農林水産課			5							5
観光課	1				2	2				5
スポーツ振興課			2							2
文化振興課						1				1
道路課			7	2	1		2	2	ミニホイールローダー1 フォークリフト1	14
用地管理課			4							4
農業土木課			4			2				6
港湾漁港課			4	2		1		2	コンテナ用リフト2	9
都市政策課			2			1				3
建築課		1	1							2
公園緑地課			2	1		1	4			8
住宅管理課			4	1						5
下水道業務課			5			1				6
下水道工務課 （下水道管理事務所）	2		2	1	1					6
議会総務課					2					2
生涯学習課			5	7		3				15
学校給食課		3	10		1	1				15
本庁 計	16	31	89	28	17	18	21	11		231
朝倉支所			5	1	1	2	3	3	身体障がい者輸送車（軽）1 身体障がい者輸送車（普通）2	15
玉川支所		1	6	4		1	2			14
波方支所	4	1	6	5	2			2	油圧ショベル1 ブルドーザー1	20
大西支所	2	3	6	3		1	1			16
菊間支所	1	2	9	3	1		1			17

所属課	原付	軽自動車			普通車			特殊	特殊自動車内訳	計
		乗用	バン	トラック	乗用	バン	トラック			
吉海支所	4	1	4	4		2	3	4	トラクター3 ミニショベル1	22
宮窪支所	3		6	2	1		1	6	マイクロバス（29人乗）1、身体障がい者輸送車1、塵芥車1、パワーショベル1、フォークリフト1、トラクター1	19
伯方支所	3	4	6	5	1	1	4	6	マイクロバス（25人乗）1、身体障がい者輸送車1、塵芥車1、フォークリフト2、バックホー1	30
上浦支所	4	1	4	4	1	2	1	2	マイクロバス（29人乗）1 トラクター1	19
大三島支所	2	3	6	5	1	4	4	9	身体障がい者輸送車1、清掃車1、塵芥車2、フォークリフト2、パワーショベル1、トラクター1、ホイールローダー1	34
関前支所	1	1	3	6	2	1		1	ショベルカー1	15
合計	40	48	150	70	27	32	41	44		452

※抽出条件：消防車両（常備・非常備）216台、貸出（委託・指定管理）46台、水道事業36台を除いている。

1 1 医療救護関係

資料〔11-1〕

今治市医師会災害医療救護対策要綱

1 目的並びに設置

今治市及びその周辺に発生を予想される集団的傷病者の多発に際し、迅速適切なる医療救護の実施を目的として、今治市医師会災害医療救護対策本部（以下「本部」という。）を今治市医師会に設置する。

2 構成及び任務

(1) 本部長 1名

今治市医師会会長がその任に当たる。

医療救護計画を立案し、医療救護体制を確立し統轄する。

(2) 副本部長 2名

今治市医師会副会長がその任に当たる。

本部長を補佐し、本部長支障あるときはその任を掌る。

(3) 総務

部長 1名

今治市医師会総務主任理事がその任に当たる。

部員 若干名

(4) 現地指揮部長

今治市医師会危機管理部門担当理事がその任に当たる。

現地指揮部員 救護医療対策委員

本部長の指示に従い、医療救護班出動に際しては、現地指揮所を設置して、情報の収集、医療救護班の掌握及び医療救護、関係機関との連携、その他目的達成のために必要なる処置を講ずる。

3 出動要領

(1) 天災地変、爆発、重大交通事故、放射能事故等によって多数の死傷者が発生した場合に出動するものとする。

(2) 事故発生に際し、現場に最初に到着した医師、行政の長、警察署、消防署等の判断によって、連絡を受けた本部長が出動の可否を裁定して迅速に出動を指令することとする。

(3) 各医師は出動に際しては、自院看護師を帯同する。

(4) 事務担当者は、今治市医師会職員が当たる。

(5) 現場への輸送は、警察署又は消防署の緊急車による。

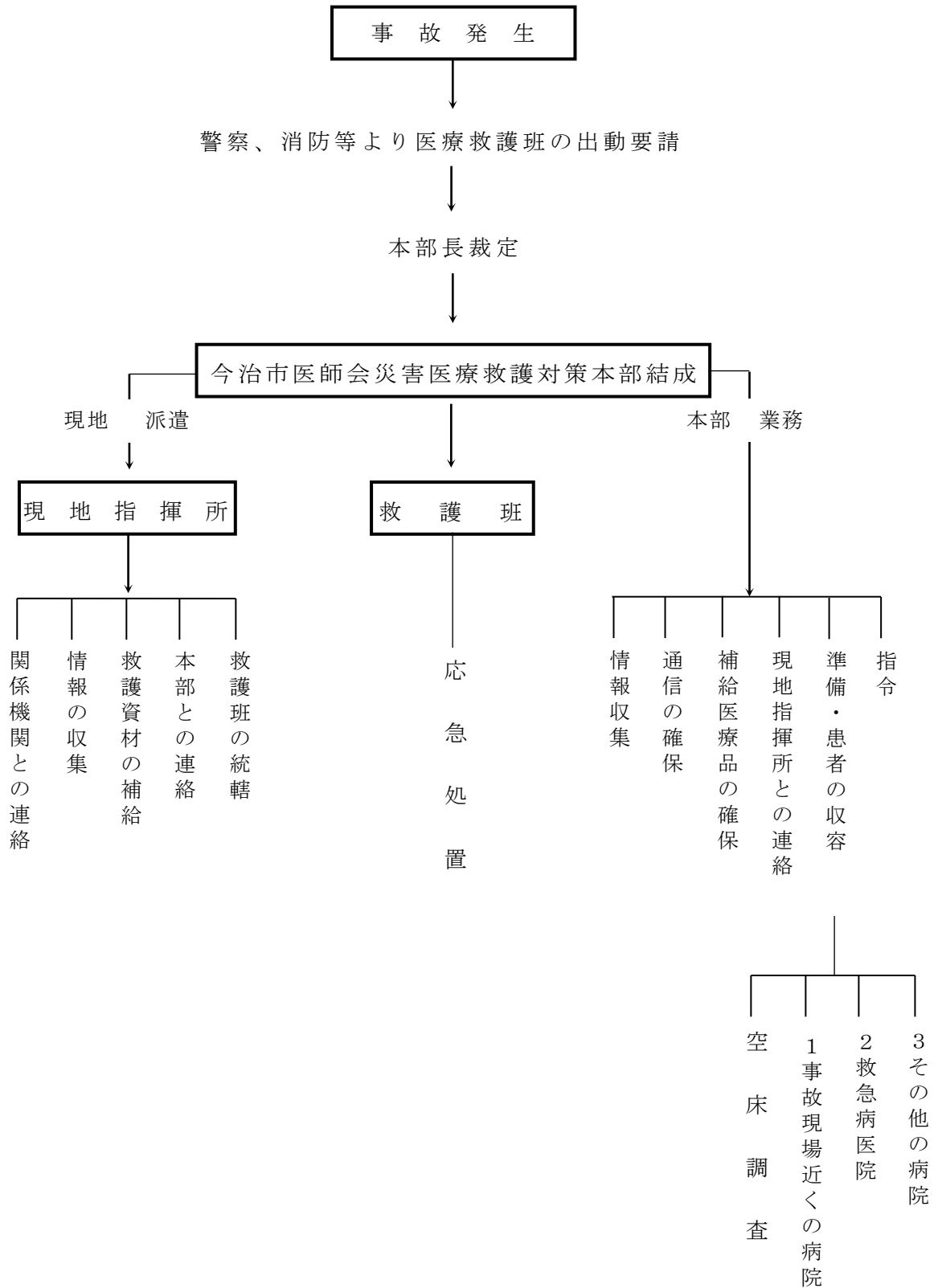
(6) 出動者は、自院の応急材料を携帯して診療に当たり、事後は対策本部において補給する。

ただし、携帯材料費は後日、対策本部にて支払うものとする。

(7) 入院を要する者は、病院、診療所（他科の空床も利用することとする。）に収容し、

必要に応じては、公会堂、学校等も臨時病院に転用することとする。

今治市医師会医療救護対策模式図



資料〔11-2〕

防疫関係資機材の保有状況

消毒用常備品		数量	
肩掛け噴霧器	9用	6台	
同上	4リットル用	32台	
背負噴霧器（エンジン付）	15リットル用	1台	
動力噴霧器		1台	
タンク	500リットル	1台	
消石灰	20kg	2袋	
薬品	クレゾール（原液）	500cc	10本
	オスバン液	500ml	180本
	消毒用エタノール	500ml	20本
	手指消毒液	1L	580本
	同上	500ml	135本
上記薬品取扱業者	市内薬局		
感染症対策セットV-B （全身化学防護服使い捨て式）		1,200人分	
ニトリル手袋（S）		17,500双	
ニトリル手袋（M）		23,000双	
ニトリル手袋（L）		5,500双	
シューズカバー		2,000足分	
マスク		283,000枚	

資料〔11-3〕

救護所設置予定避難所

担当行政	地区	医療救護所	電話番号	初動医療救護班（班長）
今治市役所	美須賀・今治・日吉・常盤・城東（蒼社川左岸）	日吉中学校	0898-22-0731	ムラシマ耳鼻咽喉科
	別宮・近見	近見小学校	0898-22-0258	長野整形外科
	乃万・日高	西中学校	0898-22-0411	井出整形外科医院
	立花・鳥生・城東（蒼社川右岸）	立花中学校	0898-22-1095	武田脳神経外科
	清水・富田	南中学校	0898-48-2546	あおい小児科
	桜井・国分	桜井中学校	0898-48-0150	秋山整形外科
波方支所	波止浜・波方	北郷中学校	0898-41-9051	波止浜内科外科
朝倉支所	朝倉	朝倉中学校	0898-56-2016	朝倉内科循環器科クリニック
玉川支所	玉川	玉川中学校	0898-55-2019	金藤内科
大西支所	大西	大西中学校	0898-53-2038	かもいけ診療所
菊間支所	菊間	菊間中学校	0898-54-2069	あおのクリニック
吉海支所 宮窪支所	吉海 宮窪	大島中学校	0897-84-2706	斉藤クリニック
伯方支所	伯方	伯方中学校	0897-72-1055	喜多嶋診療所
上浦支所 大三島支所	上浦 大三島	大三島中学校	0897-87-3400	松浦医院
関前支所	関前	関前中学校	0897-88-2104	岡村診療所

※津波浸水時の医療救護所は、大西中学校→大西公民館、大島中学校→宮窪小学校とする。

※詳細については、一般社団法人今治市医師会大規模災害医療救護活動マニュアルを参照

1 2 食料等の備蓄、調達関係

資料〔12-1〕

災害用備蓄物資整備状況一覧表

令和4年11月1日現在

品目 備蓄箇所	備蓄箇所	備蓄倉庫延べ床面積 (㎡)	食糧品(食)										飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	毛布代替品 (枚)	マット (枚)	トイレ					粉ミルク (kg)	内アレルギー対応	哺乳瓶 (本)	小児用紙おむつ (枚)	大人用紙おむつ (枚)	日用品セット (セット)	生理用品 (セット)	タオル (枚)	ブルーシート (枚)	
			アルファ米	内高齢者食(お粥)	乾パン	サバイバルフーズ	クラッカービスケット	スティックパン	非常食セット	保存パン	乾燥餅	即席味噌汁等					レトルト食品	缶詰	携帯トイレ (セット)	簡易トイレ (基)	仮設トイレ (基)										マンホールトイレ (基)
別名倉庫	1	559	2,300		264	10,560					264			276	110		50					1,800	16	16	960			580			418
旧日吉小学校	1	270																													60
バリククリーン	1		500		240							400									5										
吹揚小学校	1	89	4,000	1,150	672						696		440	1,092	400		280		40			4,000			96	696	1,062	600	2,600		
別宮小学校	1	63	4,000	1,150	672						696		440	1,032	690		280		32			4,000			96	348	378	739	360		
近見小学校	1	63	4,000	1,150	672						696		440	1,032	300		280		29			4,000			96	696	660	700	360		
立花中学校	1	67	4,000	1,150	672						696		440	1,032	250		280		29			4,000			96	696	720	800	1,480		
桜井中学校	1	32	4,000	1,150	672						696		440	1,032	250		280		29			4,000			96	696	720	582	1,120		
南中学校	1	67	4,000	1,150	672						696		440	936	560		280		23			4,000			96	696	666	660	1,120		
西中学校	1	67	4,000	1,150	672						696		440	936	500		280		34			4,000			96	1,566	774	740	1,120		
波止浜小学校	1	63	4,000	1,150	672						696		440	936	400		280		26			4,000			96	522	720	680	1,120		
鳥生小学校	1	41	4,000	1,150	672						696		440	936	310		280		26			4,000			96	522	774	741	1,120		
国分小学校	1	63	4,000	1,150	672						696		440	912	500		280		30			3,800			96	348	666	685	1,120		
朝倉支所	1	30	1,800	500	312						312		200	456	260		199		27			5,800			96	522	534	580	1,480		65
玉川支所	1	63	2,050	550	384						360		240	504	145		230		30			6,300			96	174	522	600	808		35
波方支所	1	230	3,300	900	600						576		400	840	303		200		33			6,300			96	522	432	680	1,120		53
大西支所	1	50	3,300	900	600						576		400	840	320		200		31			6,300			96	522	480	680	1,120		71
菊間支所	1	104	2,350	650	384						384		240	600	247		200		27			6,300			96	522	426	680	1,120		45
吉海支所	1	54	1,450	350	264						312		160	396	390		200		26			6,300			96	464	634	580	2,068		68
宮窪支所	1	32	1,250	350	216						216		120	324	373		200		33			6,600			96	522	642	680	1,120		54
伯方支所	1	60	2,550	700	456						408		280	600	330		200		35			6,600			96	696	486	679	1,120		80
上浦支所	1	75	1,250	350	216						144		120	396	390		200		25			6,300			96	422	528	680	1,120	100	52
大三島支所	1	32	1,300	350	264						240		160	336	356		191		35			6,600			96	522	648	680	1,120	416	45
関前支所	1	52	700	150	144						120		80	204	326		200		25			3,900			96	174	630	580	1,036		58
合計	24	2,225	64,100	17,250	11,064	10,560					10,872		7,200	15,648	7,710		5,070		661		5	108,900	16	16	2,976	11,848	13,102	14,606	24,752	516	1,104

品目 備蓄箇所	そ										の										他															
	テント (張)	パーソナルテント (張)	担架 (台)	医薬品 (セット)	救急セット (セット)	懐中電灯 (個)	カセットコンロ (台)	カセットボンベ (本)	非常用飲料水袋 (枚)	給水容器 (個)	ラップ (巻)	ジャッキ (台)	鋸 (丁)	スコップ (本)	ボール (本)	ハンドマイク (本)	ラジオ (台)	浄水器 (台)	間仕切りパネル (セット)	発電機 (台)	投光器 (台)	ポケットティッシュ (個)	箱ティッシュ (箱)	トイレットペーパー (ロール)	トラベルセット (セット)	抗菌シート (枚)	石鹸 (個)	紙皿 (枚)	紙おわん (個)	紙コップ (個)	スプーン・割り箸 (個)	食器セット (セット)	リヤカー (台)	メガホン (台)		
別名倉庫	10	22	2		9	122	92	672	800			11	20	195	5	6	7		22	35	14		170	468									300	8	9	
旧日吉小学校						15									5				113	1	1															
バリククリーン																			40																	
吹揚小学校		25	8		15	10	32	240	400		210	2	24	20	19	4	4	8	70	10	8			150								3,600	6,000	1,200		8
別宮小学校		8	12		9	10	56	144	400		210	5	20	9	22	3	24	1	30	11	7			150							270		1,200		4	
近見小学校		8	8		11	10	24	144	400		210	3		10		4	7	1	40	2	2			150							1,800	3,000	1,000		5	
立花中学校		8	5		9	10	24	144	400		210	2	13	20	31	4	13	1	50	2	2			150							1,820	1,440	1,000			
桜井中学校		9			9	10	24	144	400		210	2	6	10	14	4	12	1	40	2	2			180							1,820	1,440	1,200			
南中学校		13			10	10	32	144	200		180		10	10	12	4	12	1	40	3	3			90							1,820		1,000			
西中学校		8	5		9	25	24	144	400		210	2	20	20	15	3	12	1	50	2	2			150									1,000		5	
波止浜小学校		13			10	10	24	144	400		210	2	2			4	12	1	30	2	2			150							1,820	1,440	1,200			
鳥生小学校		4	5		10	24	24	144	400		210	3	12	20	15	4	11	1	30	2	2			720									1,200		4	
国分小学校		4	8		11	10	32	144	400		210	2				4	6	1	30	2	2			150								1,000			5	
朝倉支所		8			5	8	24	198	400		240	3	3	44		2	10		68	4	4			90						850	660	1,000	2			
玉川支所		6			5	15	32	192	400		240	3	5	47	5	1	8		68	4	4			150						982	760	1,200	2			
波方支所		8			7	7	32	192	300		240	3	4	51	5	2	10		68	3	4			150						1,530	1,200	1,200	2			
大西支所		6	5		6	5	32	192	500		240	3		51	5	2	8		68	4	4			150						1,590	1,260	1,200	3			
菊間支所		8			6	13	32	144	300		240	3	5	55	5	2	10		68	4	4			150						1,290	1,020	1,200	2	1		
吉海支所		7	2		4	7	32	144	350		240	3	3	43	8	2	7		68	3	4			150						850	660	1,200	2			
宮窪支所		9	3		5	5	32	144	500		240	3	5	59	5	2	10		68	3	3			150						620	480	1,000	2			
伯方支所		11		5	3	8	32	144	500		240	3	5	45	4	2	13		68	3	3			150						1,380	1,080	1,200	2			
上浦支所		6			6	4	32	144	300		240	3	19	29	5	2	9		67	2	3			150						620	480	1,200	2			
大三島支所		7			15	82	32	144	500		240	13	10	116	10	2	12		68	3	3			150						680	540	1,200	2			
関前支所		7			5	8	32	192	300		240	3	5	49	5	2	9		60	3	3			150						150		120	1,000	2		
合計	10	205	63	5	179	428	732	4,038	8,950		4,710	77	191	903	195	65	226	17	1,324	110	86		170	4,098						23,492		21,580	23,900	31	41	

資料〔12-2〕

備蓄場所一覧表

区分	施設番号	施設名称	所在地	備蓄施設管理者		備蓄管理者	
				管理者名	TEL (FAX)	管理者名	TEL (FAX)
本庁	1	別名水防・防災倉庫	今治市別名2-3	今治市長	0898-36-1558 (0898-32-2765)	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	2	今治市クリーンセンター (バリクリーン)	今治市町谷甲394番地	今治市長	0898-48-3601 (0898-48-3942)	今治市 環境施設課	0898-48-3601 (0898-48-3942)
	3	吹揚小学校	今治市黄金町3丁目3	吹揚小学校長	0898-22-0689	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	4	別宮小学校	今治市別宮町5丁目1	別宮小学校長	0898-32-0688	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	5	近見小学校	今治市近見町1丁目5	近見小学校長	0898-22-0258	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	6	立花中学校	今治市立花町2丁目8-7	立花中学校長	0898-32-1095	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	7	鳥生小学校	今治市南高下町3丁目3-71	鳥生小学校長	0898-33-1221	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	8	桜井中学校	今治市郷桜井1丁目8-8	桜井中学校長	0898-48-0150 (0898-48-6510)	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	9	国分小学校	今治市古国分2丁目7-1	国分小学校長	0898-47-2050	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	10	南中学校	今治市松木349-1	南中学校長	0898-48-2546	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	11	西中学校	今治市山路554-3	西中学校長	0898-22-0411	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	12	波止浜小学校	今治市地堀1丁目3-40	波止浜小学校長	0898-41-9049	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
朝倉	13	今治市朝倉支所	今治市朝倉北甲397	朝倉支所長	0898-56-2500 (0898-56-3513)	朝倉支所長	0898-56-2500 (0898-56-3513)
玉川	14	今治市玉川支所	今治市玉川町三反地甲18	玉川支所長	0898-55-2211 (0898-55-3123)	玉川支所長	0898-55-2211 (0898-55-3123)
波方	15	今治市波方支所	今治市波方町樋口甲250	波方支所長	0898-41-7111 (0898-41-5562)	波方支所長	0898-41-7111 (0898-41-5562)
大西	16	今治市大西支所	今治市大西町大西脇甲506-1	大西支所長	0898-53-3500 (0898-53-4835)	大西支所長	0898-53-3500 (0898-53-4835)
菊間	17	今治市菊間支所	今治市菊間町浜840	菊間支所長	0898-54-3450 (0898-54-5254)	菊間支所長	0898-54-3450 (0898-54-5254)
吉海	18	今治市吉海支所	今治市吉海町八幡137	吉海支所長	0897-84-2111 (0897-84-2115)	吉海支所長	0897-84-2111 (0897-84-2115)
宮窪	19	今治市宮窪支所	今治市宮窪町宮窪2668	宮窪支所長	0897-86-2500 (0897-86-3828)	宮窪支所長	0897-86-2500 (0897-86-3828)
伯方	20	今治市伯方支所	今治市伯方町木浦甲1235	伯方支所長	0897-72-1500 (0897-72-2838)	伯方支所長	0897-72-1500 (0897-72-2838)
上浦	21	今治市上浦支所	今治市上浦町井口6605	上浦支所長	0897-87-3000 (0897-87-2237)	上浦支所長	0897-87-3000 (0897-87-2237)
大三島	22	今治市大三島支所	今治市大三島町宮浦5708	大三島支所長	0897-82-0500 (0897-82-0661)	大三島支所長	0897-82-0500 (0897-82-0661)
関前	23	今治市関前支所	今治市関前岡村甲732	関前支所長	0897-88-2111 (0897-88-2350)	関前支所長	0897-88-2111 (0897-88-2350)

資料〔12-3〕

炊出し施設一覧表

地区	施設名	炊出機材		燃料	可能人数 (人分)	
		品名	数量			
近見	学校給食センター	連続炊飯機	7 kg	24	プロパンガス	1,680
美須賀	吹揚小学校調理場	ガス回転釜	150 l	6	天然ガス	3,000
		炊飯器	6 l	13	天然ガス	500
別宮	別宮小学校調理場	炊飯器	6 l	9	天然ガス	390
			2 l	2	天然ガス	
常盤	常盤小学校調理場	炊飯器	6 l	19	天然ガス	600
常盤	常盤保育所	炊飯器	3 升	1	天然ガス	60
			2 升	1	電気	
近見	近見小学校調理場	炊飯器	6 l	14	プロパンガス	500
			2 l	2	プロパンガス	
立花	立花小学校調理場		6 l	27	天然ガス	750
		炊飯器	4 l	1	天然ガス	
			1 l	1	天然ガス	
鳥生	鳥生小学校調理場	炊飯器	6 l	17	天然ガス	500
			2 l	2	天然ガス	
鳥生	鳥生保育所	炊飯器	2 升	1	プロパンガス	30
			1 升	1	電気	
城東	城東保育所		5 升	1	天然ガス	100
		炊飯器	2 升	1	電気	
			1 升	1	電気	
桜井	桜井調理場		10 l	20	プロパンガス	2,060
		炊飯器	6 l	16	プロパンガス	
			2 l	3	プロパンガス	
桜井	桜井保育所	炊飯器	2 升	1	電気	30
			1 升	1	電気	
国分	国分小学校調理場	炊飯器	6 l	9	天然ガス	460
			3 l	4	天然ガス	
			2 l	2	天然ガス	
富田	富田保育所	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	70
			2 升	1	プロパンガス	
			1 升	1	電気	
清水	清水調理場	炊飯器	6 l	35	プロパンガス	1,460
			2 l	4	プロパンガス	
日高	日高保育所	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	50
			1 升	1	電気	
乃万	乃万保育所	炊飯器	2 升	2	電気	30
			1 升	1	電気	
日高	夢づくり調理場	ガス回転釜	200 l	3	天然ガス	3,000
波止浜	波止浜小学校調理場	炊飯器	6 l	14	プロパンガス	500
			2 l	2	プロパンガス	

地区	施設名	炊出機材		燃料	可能人数 (人分)	
		品名	数量			
朝 倉	朝倉調理場	炊飯器	8 ℓ	2	プロパンガス プロパンガス プロパンガス	530
			6 ℓ	7		
			4 ℓ	7		
玉 川	玉川調理場	炊飯器	10 ℓ	7	プロパンガス	430
玉 川	日の出保育所	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	60
			1.5 升	1	プロパンガス	
			5 合	1	電気	
玉 川	九和保育所	炊飯器	2 升	1	プロパンガス	30
			5 合	1	電気	
波 方	波方小学校調理場	連続炊飯機	7 kg	6	プロパンガス	350
波 方	樋口保育所	炊飯器	5 升	1	プロパンガス	70
			1 升	1	電気	
大 西	大西調理場	連続炊飯機	7 kg	14	プロパンガス	810
菊 間	菊間調理場	連続炊飯機	7 kg	10	プロパンガス	580
菊 間	亀岡保育所	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	50
		炊飯器	1 升	1	電気	
菊 間	菊間保育所	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	50
			1 升	1	電気	
吉 海	大島調理場	炊飯器	10 ℓ	7	プロパンガス	590
			9 ℓ	3	プロパンガス	
吉 海	吉海認定こども園	炊飯器	8 合	1	電気	110
			10 ℓ	1	プロパンガス	
			3 升	1	プロパンガス	
宮 窪	宮窪認定こども園	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	60
			1.5 升	1	プロパンガス	
			5.5 合	1	電気	
伯 方	伯方調理場	炊飯器	10 ℓ	3	プロパンガス	400
			6 ℓ	6	プロパンガス	
伯 方	伯方認定こども園	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	60
			1.5 升	1	プロパンガス	
			1 升	1	電気	
上 浦	上浦認定こども園	炊飯器	5 升	1	プロパンガス	70
			1 升	2	電気	
大三島	大三島調理場	2段式自動炊飯機	7 kg	8	プロパンガス	460
大三島	大三島認定こども園	炊飯器	3 升	1	プロパンガス	50
			1 升	1	電気	
関 前	関前小中学校調理場	炊飯器	6 ℓ	1	プロパンガス	30

1 3 ライフライン関係

資料〔13-1〕

上下水道部（公営企業）可搬式給水タンク在庫一覧表

容 量	内 容	個 数	総容量
6 リットル	白色ビニールパック	12,400枚 ダンボール箱200枚入×12箱 ダンボール箱100枚入×100箱	74,400 リットル
10 リットル	白色ビニールパック	2,700枚 ダンボール箱100枚入×27箱	2,700 リットル
10 リットル	白色ポリタンク	71個	710 リットル
20 リットル	黄色ポリタンク 白色ポリタンク	0 110 } 110個	2,200 リットル
0.10 t	橙（オレンジ）色 ポリタンク	1個	100 リットル
0.20 t	橙（オレンジ）色 ポリタンク	3個	600 リットル
0.35 t	橙（オレンジ）色 ポリタンク	5個	1,750 リットル
0.50 t	黄色ポリタンク 橙（オレンジ）色 ポリタンク	4 5 } 9個	4,500 リットル
0.60 t	黄色ポリタンク	1個	600 リットル
1 t	黄色ポリタンク 青色ポリタンク 組立式給水タンク	3 1 56 } 60個	60,000 リットル
1.2 t	黄色ポリタンク	2個	2,400 リットル
1.5 t	銀色給水タンク	1個	1,500 リットル
2 t	黄色ポリタンク	2個	4,000 リットル

1 4 消防水防關係

資料〔14-1〕

消防機関の状況（消防本部・消防署、消防団）

消防本部・消防署

（令和4年4月1日現在）

消防本部 38名		
中央消防署	消防救助係、救助係、救急係	51名
中央消防署東分署	消防係、救急係	15名
西消防署	消防救助係、救急係	31名
西消防署波方分署	消防係、救急係	15名
西消防署菊間分署	消防係、救急係	15名
北消防署	消防救助係、救急係、水上係、業務係	29名
北消防署大島分署	消防救急係	12名
北消防署大三島分署	消防救急係	12名
計		218名

消防団（条例定数）

団本部 64名（機能別を含む。）			
今治方面隊	450名	吉海方面隊	179名
朝倉方面隊	178名	宮窪方面隊	153名
玉川方面隊	200名	伯方方面隊	156名
波方方面隊	190名	上浦方面隊	149名
大西方面隊	178名	大三島方面隊	146名
菊間方面隊	200名	関前方面隊	65名
計	2,308 名		

資料〔14-2〕

水防倉庫及び資機材の状況

(水防倉庫)

	名 称	所 在 地	構 造 面 積(床/延) (㎡)	建築 年月
本庁	別名水防・防災倉庫	別名2-3	鉄骨造 558.96㎡	H24.1
	旧日吉小学校防災倉庫	南宝来町1-6-1	鉄筋コンクリート造 270.00㎡	S57.3
	桜井防災倉庫	桜井6丁目 甲1220地先	鉄骨造 84.24㎡	H元.3
	波止浜水防倉庫	内堀1丁目 185-27	鉄筋コンクリート造 42.33㎡	H15.3
朝倉	朝倉水防倉庫	朝倉北甲387-1	鉄骨造 92.14㎡	H15.3
玉川	玉川水防倉庫	玉川町三反地 甲18-1	鉄筋コンクリート造 8.10㎡	H4.12
波方	波方水防倉庫	波方町樋口 甲250	軽量鉄骨造 24㎡	H14.3
大西	大西水防倉庫	大西町宮脇 甲506-1	鉄骨造 48.6㎡	S50.6
菊間	菊間水防倉庫	菊間町浜1112-1	軽量鉄骨造 48.0㎡	S62.2
吉海	吉海水防倉庫	吉海町八幡137	鉄骨造 30.0㎡	S61.12
宮窪	宮窪方面隊 第2分団消防詰所	宮窪町宮窪 2668	軽量鉄骨 90.0㎡	S44.3
伯方	伯方水防倉庫	伯方町木浦 甲1212	鉄骨平屋建 33.62	S54.4
上浦	上浦水防倉庫	上浦町井口 6601-1	コンクリートブロック造 42㎡ (内 23.5㎡)	S46.2
大三島	大三島防災倉庫	大三島町宮浦 4976	コンクリートブロック造 18.0㎡	S47.10
関前	関前方面隊 岡村消防詰所	関前岡村甲 738-8	鉄筋コンクリート造 67.2㎡ (1F)	H5.9

備蓄資材の受払状況は、各水防(防災)倉庫管理者において明確にしておかなければならない。

地区	備蓄箇所	土のう	土のう	土のう	麻袋	チェーンソー	エンジンカッター	発電機					投光器	発電機付投光器	コードリール	ガンリン携行缶	水中ポンプ			救助工 具セット	レスキ ューポ ード	救命浮 環	木杭										
		(個)	(枚)	(枚)				計	ガン リン	ガン リン (3相)	カセ ット ポン ペ	L P G					計	100V	200V (3相)				計	1.2m	1.5m	2.0m	3.0m						
		96	200枚/束					(台)	(台)	(台)	(台)	(台)					(台)	(台)	(台)				(台)	(台)	(本)	(本)	(本)	(本)					
小笠原区	別名倉庫	3,245	54,600	190		15	5	35	15	2	18		14	10	17	12	15	8	7		8	20	190		190								
	別名倉庫	2,145	35,400	190		11	5	27	7	2	18		13	10	17	12	15	8	7		8	20											
	災害対策本部室																																
	桜井水防倉庫	700	9,600										1																				
	波止浜水防倉庫	400	9,600																				190		190								
	消防本部					4		8	8																								
	保育幼稚園園課																																
	衛生センター																																
	旧日吉小学校	150						1	1				1		1						8												
	旧日吉小給食室							1	1				1		1						8												
	旧日吉小教室	150																															
	旧日吉小図工室																																
	バリクレーン																																
	吹揚小学校							10	10				8		8	8																	
	別宮小学校							11	11				7		7	7																	
	近見小学校							2	2				2		2	2																	
	立花中学校							2	2				2		2	2																	
	桜井中学校							2	2				2		2	2																	
	南中学校							3	3				3		3	3																	
	西中学校							2	2				2		8	2																	
波止浜小学校							2	2				2		2	2																		
鳥生小学校							2	2				2		2	2																		
国分小学校							2	2				2		2	2																		
小計	3,385	54,600	190		15	5	74	54	2	18		47	10	56	44	15	8	7	8	8	20	190		190									
大田区	朝倉支所	600	4,100			4	4	4			1	4		9	4	2	2		2	2		40		40									
	玉川支所		7,600			2	4	4				4		6	4	2	2		2	2		64				64							
	波方支所		8,000			2	3	3				4		4	2	2	2		2	2		50		50									
	大西支所		4,700	280		2	4	4				4		5	3	2	2		2	2		85		85									
	菊間支所	170	4,640	50		2	4	4				4		6	4	2	2		2	2		120		120									
	吉海支所	150	5,430	46	70	2	3	3				4		3	3	6	6		2	2		5							5				
	宮窪支所	39	5,300	26	10	2	3	3				3		6	3	2	2		2	2													
	伯方支所		2,345	28		2	3	3				3		4	3	5	5		2	2		29							29				
	上浦支所	350	7,000	40		2	2	2				3		5	2	2	2		2	2		30		30					30				
	大三島支所		7,500	70	100	2	3	3				3		8	2	2	2		2	2		320		320									
	開前支所	450	6,200	50		3	3	3				3		4	3	2	2		2	2		10								10			
	小計	1,759	62,905	500	180	25	36	36			6	39		60	33	29	29		22	22		753		753		645		108		108			
総計	5,154	117,505	780	180	40	5	110	90	2	24		86	10	116	77	44	37	7	30	30	20	943		943		855		108		108			

地区	備蓄箇所	おの	なた	しの	ベンチ	ボルト カッター	羽口	くわ	鋤鎌	手箕	ワーキ ングバ ー	一輪車	防火バ ケツ	ヘルメ ット	軍手	レインウェア					水中長 靴	コーン	コーン ウエイ ト	コーン バー	現場点 滅灯	
		(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(個)	(個)	(双)	計	M	L	LL	3L	(足)	(個)	(個)	(本)	(個)	
																(着)	(着)	(着)	(着)	(着)						
今治地区	別名倉庫	2	15	14	9	3		16	5		20	3	84	79	50	3		1	1	1	8	212	289	105	43	
	別名倉庫	2	15	14	9	3			5		20	3	84	79	50	3		1	1	1	8	212	289	105	43	
	災害対策本部室																									
	桜井水防倉庫							16																		
	波止浜水防倉庫																									
	消防本部																									
	保育幼稚園課																									
	衛生センター																									
	旧日吉小学校														72							36	32	32	60	
	旧日吉小給食室														72							36	32	32	60	
	旧日吉小教室																									
	旧日吉小図工室																									
	バリククリーン																									
	吹揚小学校				3	2																				
	別宮小学校				3	2																				
	近見小学校				3	2																				
	立花中学校				3	2																				
	桜井中学校				3	2																				
	南中学校				3	2																				
	西中学校				3	2																				
波止浜小学校				3	2																					
鳥生小学校				3	2																					
国分小学校				3	2																					
小計	2	15	14	39	23		16	5		20	3	84	79	122	3		1	1	1	8	248	321	137	108		
支所管内	朝倉支所		5		3	3			5		10		20	13		8	2	2	2	2	4					
	玉川支所	2	3		3	3	10	9	5		5		20	22		8	2	2	2	2	4	50	50	50		
	波方支所	2	3		3	3			5		5		20	36		8	2	2	2	2	4	30	30	15		
	大西支所		3		3	3			12	10	5		20	39		8	2	2	2	2	4					
	菊間支所	2	3		3	3		3	10		5		20	40		8	2	2	2	2	4					
	吉海支所	4	9						5		3		20	39		8	2	2	2	2	4	45	41	15		
	宮窪支所	4	7		4	3		3	5		5		20	12		6	1	2	1	2	4					
	伯方支所	2	2		3	2			5		4		20	31		4		1	1	2	4					
	上浦支所	2	3		3	1			5		5		20	10		4	2	1		1	4	100	100	100		
	大三島支所	3	9		10	10	2	14	5		10		20	32		5	2		1	2	4					
	関前支所	2	3		3	3			5		5		20	34		4	1	1	1	1	4					
	小計	23	50		38	34	12	29	67	10	62		220	308		71	18	17	16	20	44	225	221	180		
総計	25	65	14	77	57	12	45	72	10	82	3	304	387	122	74	18	18	17	21	52	473	542	317	108		

地区	備蓄箇所	コーン用 現場点滅 ホルダー	誘導棒	土のう製 作機	ラチェット ト荷締機	フェン刃 研ぎグラ ダー	チェー ンソー目 立てやす り	通行止め 看板	LED ヘッドラ イト	現場用L EDチュ ープ10m	木材 杉板	木材 コンパネ
		(個)	(本)	(台)	(個)	(個)	(個)	(枚)	(個)	(本)	(枚)	(枚)
今治地区	別名倉庫	44	22	4	2	2	3			3	202	13
	別名倉庫	44	12	4	2	2	3			3	202	13
	災害対策本部室		10									
	桜井水防倉庫											
	波止浜水防倉庫											
	消防本部											
	保育幼稚園園課											
	衛生センター											
	旧日吉小学校	60								3	33	
	旧日吉小給食室	60								3		
	旧日吉小教室										33	
	旧日吉小図工室											
	パブリクリーン											
	吹揚小学校											
	別宮小学校											
	近見小学校											
	立花中学校											
	桜井中学校											
	南中学校											
	西中学校											
波止浜小学校												
鳥生小学校												
国分小学校												
小 計	104	22	4	2	2	3			6	205	13	
支所管内	朝倉支所			1					4	5		
	玉川支所			1					5	5		
	波方支所			1				10	5	5		
	大西支所			1					5	5		
	菊間支所			1					5	5		
	吉海支所			1					5	5		
	宮窪支所			1					5	5		
	伯方支所			1					4	4		
	上浦支所			1				10	5	5		
	大三島支所			1					5	5		
	関前支所			1					5	5		
小 計			11				20	53	54			
総 計	104	22	15	2	2	3	20	53	60	205	13	

資料〔14-3〕

飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表

設置施設名	所在地	容量
波止浜小学校	今治市地堀1丁目3-40	100m ³
桜井小学校	今治市郷桜井1丁目8-26	100m ³
(旧)日吉小学校	今治市南宝来町1丁目6-1	100m ³

資料〔14-4〕

消防水利の概況

消火栓	防火水槽				井戸	その他 (池・プール等)
	100 m ³ 以上	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満		
5,092	24	70	362	132	45	203

資料〔14-5〕

樋門・水門一覧表

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
旧今治						
1	沖浦東(上)樋門	フラップ [°]	-	孫兵衛作甲 480-6 番地先	沖浦塔ヶ谷水路	農業土木課
2	沖浦東(下)樋門	フラップ [°]	-	桜井甲 1172-50 番地先	沖浦塔ヶ谷水路	
3	沖浦樋門	樋門	手動	沖浦甲 1130-10 番地先	沖浦海岸	県港湾海岸課
4	沖浦西樋門	樋門	手動	桜井甲 1054-2 番地先	沖浦海岸	
5	万橋水門	樋門	電動	恵美須町 1 丁目 1-1 番地先	(準)金星川	農業土木課
6	JR下転倒堰	転倒堰	手動	北日吉町 1 丁目甲 828-3 番地先	(普)宮本川	
7	青木樋門	樋門	-	北日吉町 1 丁目甲 841-7 番地先	旧(都下)青木川	
8	青木第二堰樋門	樋門	-	北日吉町 1 丁目甲 856-2 番地先	(都下)青木川	農業土木課
9	大浜北樋門	フラップ [°]	-	大浜町 3 丁目丙 676 番地先	二反地線 2 号	
10	龍神樋門	フラップ [°]	-	波止浜 11-21 番地先	波止浜海岸	県港湾海岸課
11	五番下樋門	樋門	電動	地堀 2 丁目 273-44 番地先	波止浜海岸	
12	猿子川水門	水門	電動	郷桜井 4 丁目 578-2 番地先	(二)中川	県河川課
	中川樋門	樋門	手動			
13	桜井南サイフォン	樋門	手動	桜井 4 丁目甲 465-4 番地先	農業用水路	農業土木課
14	桜井防潮樋門	樋門	電動	桜井 6 丁目甲 464-1 番地先	桜井河口港	県港湾海岸課
15	天満排水ポンプ場	ポンプ	-	桜井 6 丁目甲 1221-1 番地先	川口水路	農業土木課
16	桜井河口樋門	樋門	手動	桜井 6 丁目甲 1200-3 番地先	桜井河口港	県港湾海岸課
17	桜井河口排水ポンプ場	ポンプ	-	桜井 6 丁目甲 1200-3 番地先		農業土木課
18	唐子樋門	樋門	電動	古国分 1 丁目甲 364 番地先	古国分海岸	県港湾海岸課
19	唐子浜排水ポンプ場	ポンプ	-	古国分 1 丁目甲 364 番地先		農業土木課
20	幸助樋門	樋門	電動	東村南 1 丁目甲 2-1 番地先	古国分海岸	県港湾海岸課
21	東村樋門	樋門	電動	東村 3 丁目甲 580-3 番地先	富田海岸	
22	銅川水門	水門	電動	喜田村 406-9 番地先	(二)銅川	県河川課
23	下三反地樋門	樋門	電動	喜田村 4 丁目 406-11 番地先	富田海岸	県港湾海岸課
24	実松樋門	樋門	電動	喜田村 3 丁目 340-3 番地先	(二)竜登川	
25	大唐樋門	樋門	電動	東鳥生町 4 丁目 1702 番地先	富田海岸	
26	小唐樋門	樋門	電動	東鳥生町 4 丁目 1825-39 番地先	富田海岸	農業土木課
27	有津屋樋門	樋門	電動	天保山町 2 丁目 3 番地先	(普)有津屋川	
28	中土手川排水ポンプ場	ポンプ	-	祇園町 2 丁目 1359-4	(準)中土手川	農業土木課
29	松ヶ鼻樋門	樋門	手動	別名 18-2 番地先	(二)蒼社川	
30	浅川防潮水門	水門	電動	別宮町 9 丁目 636-1 番地先	(二)浅川	県河川課
31	深田樋門	樋門	手動	別宮町 9 丁目 450-3 番地先	(二)浅川	農業土木課
32	砂川樋門	樋門	手動	別宮町 5 丁目 201-2 番地先	(二)浅川	
33	大正樋門	樋門	手動	大正町 7 丁目 337-4 番地先	(二)浅川	港湾漁港課
34	日本丸水門	樋門	電動	北浜町甲 1052-10 番地先	今治港	
35	大新田水門	樋門	電動	大新田町 3 丁目 503-9 番地先	今治港	県河川課
36	中井出川樋門	樋門	電動	大新田町 1 丁目 3 番地先	(二)中井出川	
37	砂場(A)樋門	樋門	手動	砂場町 1 丁目丁 51-1 番地先	大浜漁港	港湾漁港課
38	砂場(B)樋門	樋門	手動	砂場町 1 丁目丁 189-2 番地先	大浜漁港	
39	下口(小浦)樋門	樋門	手動	小浦町 1 丁目丁 351-4 番地先	波止浜港	県港湾海岸課
40	八反樋門	樋門	手動	高部甲 1152-1 番地先	(二)樋ノ口川	農業土木課
41	名切樋門	樋門	電動	高部甲 1588-2 番地先	(二)樋ノ口川	
42	辻堂樋門	樋門	手動	高部甲 1149 番地先	(二)樋ノ口川	
43	金子樋門	樋門	手動	波止浜 171-4 番地先	(二)樋ノ口川	県港湾海岸課
44	波止浜樋門	樋門	電動	中堀町 3 丁目 257-1 番地先	波止浜海岸	
45	問屋町樋門1号	樋門	手動	波止浜 3 丁目 710 番地先	波止浜港	
46	問屋町樋門2号	樋門	手動	波止浜 3 丁目 642-4 番地先	波止浜港	
47	問屋町樋門3号	樋門	手動	波止浜 1 丁目 510 番地先	波止浜港	
48	波止浜沖ノ町(D)樋門	樋門	手動	波止浜 4 丁目 722-1 番地先	波止浜港	
49	波止浜水門	樋門	電動	波止浜 4 丁目 722-1 番地先	波止浜港	

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
波 方						
50	樋之口川防潮水門	水門	電動	高部 1599 番地先	(二)樋ノ口川	県河川課
51	里樋門	樋門	手動	波方町波方甲 2533-4 番地先	波方港	県港湾海岸課
52	中溝川水門	樋門	電動	波方町波方甲 2263-73 番地先	(準)中溝川	農業土木課
53	中溝川排水ポンプ場	ポンプ	-	波方町波方甲 2263-73 番地先		
54	西浦樋門	樋門	手動	波方町西浦甲 3575-1 番地先	森上港	港湾漁港課
55	岡北排水門	樋門	電動	波方町岡甲 259-2 番地先	小部漁港	
56	岡北排水ポンプ場	ポンプ	-	波方町岡甲 259-2 番地先		
57	馬刀瀉樋門	樋門	手動	波方町馬刀瀉甲 537-2 番地先	馬刀瀉海岸(農)	県農地整備課
大 西						
58	役場一心川樋門	樋門	電動	大西町新町甲 1031-1 番地先	(二)一心川	農業土木課
59	錆川樋門	フラップ	-	大西町脇甲 935-2 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
60	鴨池樋門	樋門	電動	大西町九王甲 1232-1 番地先	南九王海岸	
61	花木樋門	樋門	電動	大西町九王甲 2061-1 番地先	大井海岸	県河川課
62	一心川水門	水門	電動	大西町新町 1032-1 番地先	(二)一心川	
63	新町樋門	樋門	電動	大西町新町甲 989-3 番地先	大井海岸	県港湾海岸課
64	新町排水ポンプ場	ポンプ	-	大西町新町甲 989-3 番地先		農業土木課
65	大井浜樋門	樋門	手動	大西町宮脇甲 1593-1 地先	大井海岸	県港湾海岸課
66	脇川樋門	樋門	電動	大西町脇甲 1051-1 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
67	ヒビタ樋門	樋門	手動	大西町脇甲 1825-15	新田海岸	
68	ヒビタ排水ポンプ場	ポンプ	-	大西町脇甲 1825-15		新田海岸
69	星の浦樋門	樋門	電動	大西町星浦甲 3 番地先	新田海岸	農業土木課
70	新田西排水ポンプ場	ポンプ	-	大西町星浦甲 1155-1 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
71	原樋門	樋門	電動	大西町別府 2421-1 番地先	新田海岸	
72	ナラズ川樋門	樋門	手動	大西町別府 2229 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
73	カリヤ川樋門	樋門	手動	大西町別府 2097-11 番地先	西別府海岸	
74	西ノ谷樋門	樋門	手動	大西町別府 2019-8 番地先	高城海岸	
菊 間						
75	高城樋門	樋門	手動	菊間町佐方 32 番地先	高城海岸	県港湾海岸課
76	高城排水ポンプ場	ポンプ	-		農業土木課	
77	佐方川右岸樋門	樋門	手動	菊間町佐方 416 番地先	亀岡漁港	港湾漁港課
78	佐方川右岸排水ポンプ場	ポンプ	-			
79	海岸通樋門	樋門	手動	菊間町種 3916 番地先	亀岡漁港	県港湾海岸課
80	海岸通排水ポンプ場	ポンプ	-			
81	葉山樋門	樋門	手動	菊間町浜 1515 番地先	葉山海岸	県港湾海岸課
82	宮の下排水門	樋門	手動	菊間町佐方 386-2 番地先	亀岡漁港	港湾漁港課
83	佐方町排水ポンプ場	ポンプ	-			
84	新田排水門	樋門	手動	菊間町佐方 444 番地先	亀岡漁港	港湾漁港課
85	浜ノ窪排水ポンプ場	ポンプ	-			
86	種川樋門	樋門	電動	菊間町種 8 番地先	亀岡漁港	県港湾海岸課
87	種川排水機場	ポンプ	-	菊間町種 18 番地先		
88	種岩谷排水ポンプ場	ポンプ	-	菊間町種 18 番地先		
89	高田樋門	樋門	手動	菊間町種高田 4070-2 地先	葉山海岸	県港湾海岸課
90	タカタ排水ポンプ場	ポンプ	-	菊間町種 4622 番地先		農業土木課
91	北浜(太宮)樋門	樋門	手動	菊間町浜 1360 番地先	北浜海岸	県港湾海岸課
92	太宮排水ポンプ場	ポンプ	-			
93	北浜樋門	樋門	手動	菊間町浜 1336-6	(二)菊間川	農業土木課
94	北浜排水ポンプ場	ポンプ	-			
95	新田樋門	樋門	手動	菊間町浜 363 番地先	(二)菊間川	県港湾海岸課
96	新田排水ポンプ場	ポンプ	-			
97	西浜樋門	樋門	手動	菊間町浜 163 番地先	菊間港	県港湾海岸課
98	西浜排水ポンプ場	ポンプ	-			農業土木課

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
吉海						
99	相田水門	樋門	手動	吉海町泊 2101-1 番地先	吉海港	県港湾海岸課
100	福田樋門	樋門	手動	吉海町福田 310 番地先	吉海港	農業土木課
101	オノ木排水ポンプ場	ポンプ	-	吉海町本庄 953 番地先	吉海港	
102	下田水水門	フラップ	-	吉海町名 4549 番地先	下田水漁港(宇津呂)	港湾漁港課
103	名駒水門	樋門	手動	吉海町名駒 344 番地先	南浦漁港	県港湾海岸課
104	北谷川水門	樋門	手動	吉海町福田 310 番地先	吉海港	
105	大土手東樋門	樋門	電動	吉海町幸新田 476 番地先	吉海港	
106	大土手西樋門	樋門	電動	吉海町幸新田 469-3 番地先	吉海港	
107	古坂水門	樋門	手動	吉海町本庄 668-2 番地先	吉海港	
108	前堀樋門	樋門	手動	吉海町本庄 625 番地先	吉海港	
109	桜本樋門	樋門	手動	吉海町本庄 546 番地先	吉海港	
110	津倉排水ポンプ場	ポンプ	-	吉海町本庄 546 番地先		
宮窪						
111	大崎樋門	樋門	手動	宮窪町友浦大崎 480 地先	大崎海岸	県港湾海岸課
112	友浦改善センター前樋門	樋門	手動	宮窪町友浦 2601 番地先	久米海岸(外)	農業土木課
113	赤部フラップゲート	フラップ	-	宮窪町友浦 3078 番地先	久米海岸	県港湾海岸課
114	新開フラップゲート	フラップ	-	宮窪町宮窪 5769 番地先	(普)瀬戸川	下水道工務課
115	宮窪(のりと場)樋門	樋門	手動	宮窪町宮窪 5771 番地先	宮窪漁港	港湾漁港課
116	余所国樋門	樋門	手動	宮窪町余所国 964	余所国漁港	
117	余所国排水ポンプ場	ポンプ	-			
118	余所国第2樋門	樋門	手動	宮窪町余所国 976-1 番地先	余所国漁港	
119	早川港樋門	樋門	手動	宮窪町早川 206-24 番地先	早川港	
伯方						
120	中川防潮堤	水門	電動	伯方町北浦甲 1168 番地先	(二)中川	県河川課
121	石川樋門	樋門	手動	伯方町木浦甲 4630-4 番地先	伯方港	県港湾海岸課
122	瀬戸浜樋門	樋門	手動	伯方町木浦甲 4562-3 番地先	瀬戸浜海岸	
123	加藤地樋門	樋門	電動	伯方町木浦甲 4482-1 地先	古江海岸	
124	四通樋門	樋門	電動	伯方町北浦甲 1357 番地先	北浦海岸	
125	森西樋門	樋門	手動	伯方町北浦甲 1334-2 番地先	北浦港	港湾漁港課
126	小田水門	樋門	手動	伯方町北浦甲 2854-1 番地先	前浜港	農業土木課
127	小田小坂排水ポンプ場	ポンプ	-	伯方町北浦甲 2859 番地先	前浜港	
128	前浜樋門	樋門	手動	伯方町伊方甲 716	前浜港	港湾漁港課
129	熊口水門	樋門	手動	伯方町伊方甲 986-11 番地先	熊口港	
130	植松水門	樋門	手動	伯方町伊方甲 1901-1	熊口港	
131	尾浦水門	樋門	手動	伯方町尾浦甲 4652 番地先	有津港	
132	北浦漁港樋門	樋門	手動	伯方町北浦甲 93 番地先	北浦漁港	
上浦						
133	井田浜樋門	樋門	電動	上浦町井口 1930 番地先	上浦港(井ノ口)	港湾漁港課
134	二本松樋門	樋門	エンジン	上浦町井口 5285-11 番地先	上浦港(井ノ口)	県港湾海岸課
135	為平樋門	樋門	手動	上浦町盛 3652 番地先	泊海岸	
136	知戸樋門	樋門	電動	上浦町井口 996 番地先	泊海岸	県港湾海岸課
137	第一戸板樋門	樋門	手動	上浦町井口 7452-1 番地先	戸板海岸	
138	第二戸板樋門	樋門	手動	上浦町井口 7523 番地先	戸板海岸	
139	第一下池田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 174 番地先	瀬戸崎海岸	
140	第二下池田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 372 番地先	瀬戸崎海岸	
141	下屋敷樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 71 番地先	瀬戸崎海岸	
142	永江樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2068 番地先	瀬戸崎海岸	
143	八股樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 290 番地先	瀬戸崎海岸	
144	宮前樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 1389 番地先	瀬戸海岸(農)	県農地整備課
145	瀬戸浜樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 1817 番地先	瀬戸海岸(農)	
146	村下新田樋門	樋門	電動	上浦町瀬戸 2633-2 番地先	瀬戸海岸(農)	
147	出口川樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 3885 番地先	瀬戸海岸(農)	
148	盛漁港樋門	樋門	手動	上浦町盛 2225 番地先	盛漁港	
149	小又樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 1495-2 番地先	上浦港(甘崎)	港湾漁港課
150	大新田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2609 番地先	上浦港(甘崎)	
151	堂下新田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2607 番地先	上浦港(甘崎)	
152	第二新開樋門	樋門	手動	上浦町井口 7301 番地先(海)	上浦港(井ノ口)	
153	胡浜樋門	樋門	手動	上浦町井口 6638 番地先	上浦港(井ノ口)	
154	井田浜第2樋門	フラップ	-	上浦町井口 1929-2 番地先	上浦港(井ノ口)	
155	第四口狭樋門	フラップ	-	上浦町甘崎 1495-3 番地先	上浦港(甘崎)	
156	第一口狭樋門	フラップ	-	上浦町甘崎 1932-2 番地先	上浦港(甘崎)	

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
157	第二口狭樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 1947-2 番地先	上浦港(甘崎)	港湾漁港課
158	第三口狭樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2192-2 番地先	上浦港(甘崎)	
159	甘崎樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 4652-1 番地先	上浦港(甘崎)	
160	2号樋門	樋門	手動	上浦町井口 6691-5 番地先	上浦港(井ノ口)	
大三島						
161	宮浦本川防潮堤	水門	電動	大三島町宮浦 110 番地先	(二)宮浦本川	県河川課
162	振替地樋門	樋門	手動	大三島町肥海 1182-1 番地先	肥海海岸	県港湾海岸課
163	御串山樋門	樋門	電動	大三島町宮浦 5714-1 番地先	宮浦港	県港湾海岸課
164	鏡樋門	樋門	手動	大三島町肥海 4762-1 番地先	肥海海岸	
165	長瀬樋門	フラップ [°]	-	大三島町口総 419 番地先	上長瀬海岸	
166	入川樋門	樋門	手動	大三島町宗方 4506 番地先	宗方海岸	港湾漁港課
167	宗方A排水門	樋門	電動	大三島町宗方 3516 番地先	宗方漁港	
168	クドノタニ樋門	樋門	手動	大三島町宗方 1192 番地先	宗方漁港	港湾漁港課
169	台新田樋門	樋門	手動	大三島町台 5085-1 番地先	台海岸	県港湾海岸課
170	台A排水門	樋門	電動	大三島町台 5091 番地先	台漁港	港湾漁港課
171	台大見新田樋門	樋門	電動	大三島町宮浦 5902 番地先	台海岸	県港湾海岸課
172	明日排水門	樋門	手動	大三島町明日 2562-2 番地先	宮浦港	
173	大見樋門	樋門	手動	大三島町大見 837 番地先	大見海岸	
174	篠浜樋門	樋門	手動	大三島町肥海 4587 番地先	鏡大の浜海岸	
175	古江樋門	樋門	手動	大三島町肥海 1045 番地先	肥海海岸	港湾漁港課
176	肥海庄屋樋門	樋門	手動	大三島町肥海 1041 番地先	肥海海岸	
177	浦戸A樋門	樋門	手動	大三島町浦戸 49 番地先	口総漁港	
178	口総B樋門	樋門	手動	大三島町口総 1254 番地	口総漁港	港湾漁港課
179	野々江堀切樋門	フラップ [°]	-	大三島町野々江 25-1 番地先	野々江漁港	港湾漁港課
180	野々江A排水門	樋門	電動	大三島町野々江 294 番地先	野々江漁港	
181	ムメイワ樋門	樋門	手動	大三島町野々江 2498-1 番地先	野々江漁港	
関前						
182	大下樋門	樋門	手動	関前大下甲 65-9 番地先	大下港	港湾漁港課

資料〔14-6〕

ポンプ場一覧表

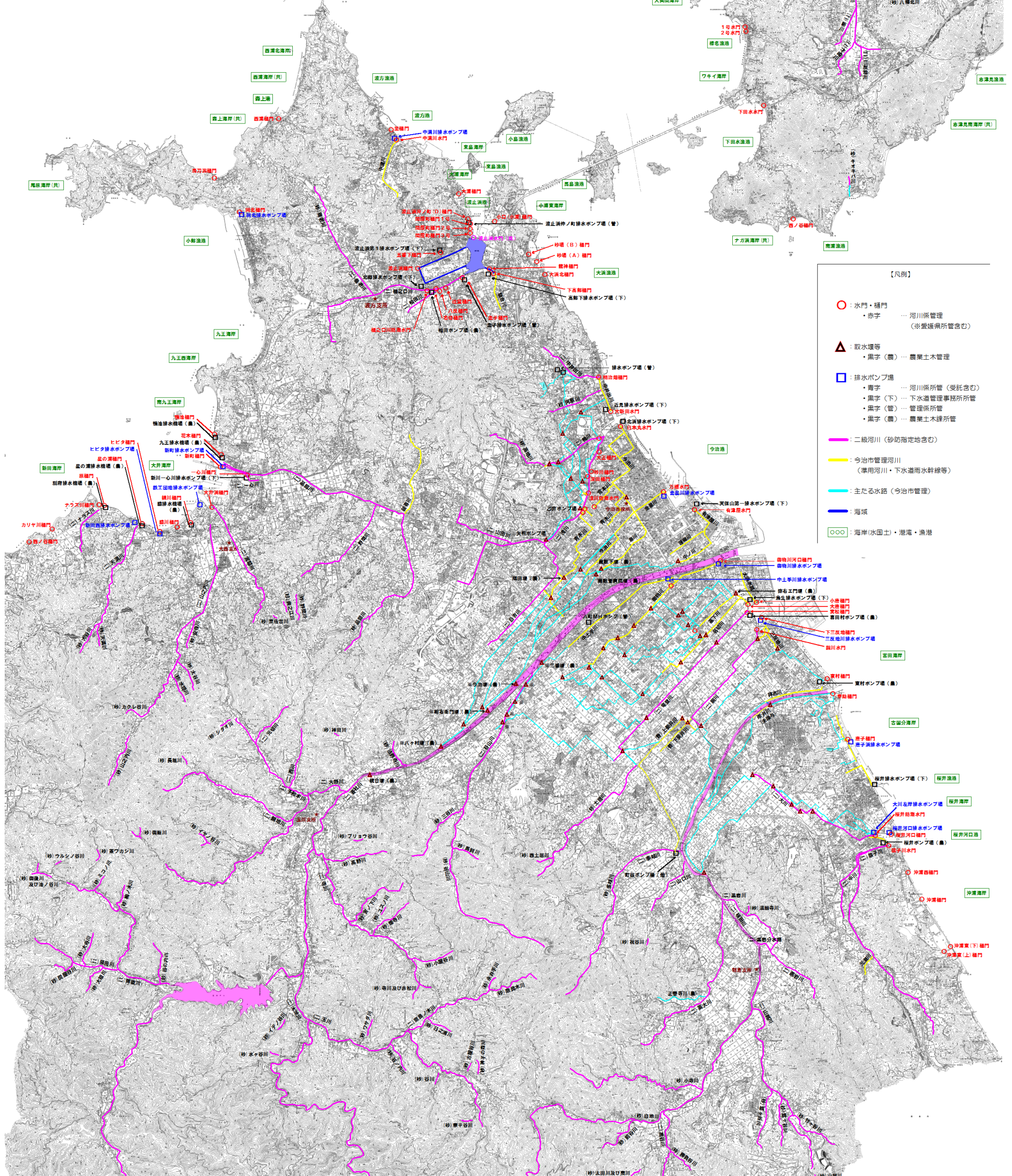
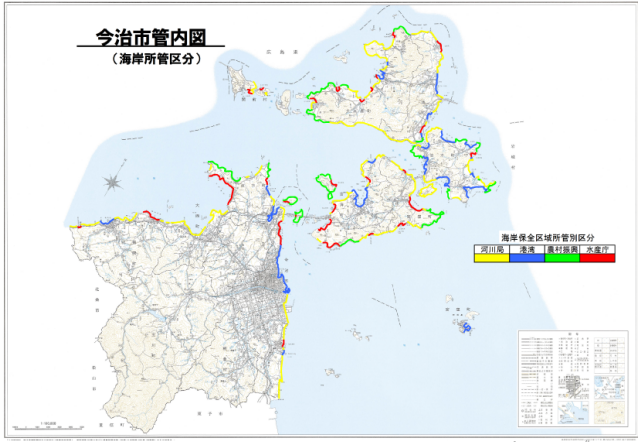
地区	名称	所在地	担当課
今治	天保山第1ポンプ場	天保山町2丁目2-14	下水道工務課
今治	北浜ポンプ場	北浜町甲1052-5	下水道工務課
今治	近見ポンプ場	大新田町3丁目7-5	下水道工務課
今治	北郷排水ポンプ場	中堀3丁目194-95	下水道工務課
今治	桜井ポンプ場	桜井1丁目甲61-1先	下水道工務課
今治	高部下ポンプ場	波止浜11-14外	下水道工務課
今治	波止浜第1排水ポンプ場	地堀2丁目2-20先	下水道工務課
今治	波止浜本町排水ポンプ場	波止浜1丁目510先	下水道工務課
今治	旭方排水ポンプ場	波止浜6-2先	下水道工務課
今治	東村ゲートポンプ場	東村3丁目甲555-4先	下水道工務課
今治	桜井排水ポンプ場	郷桜井4丁目5-32	農業土木課
今治	東村排水ポンプ場	東村3丁目8-19	農業土木課
今治	喜田村排水ポンプ場	喜田村3丁目2-10	農業土木課
今治	鳥生雨水ポンプ場	東鳥生町4丁目1818	下水道工務課
今治	杣田排水ポンプ場	高部甲1587-5	農業土木課
今治	金星川排水ポンプ場	恵美須町1丁目1-1	農業土木課
今治	中土手川排水ポンプ場	祇園町2丁目1359-4	農業土木課
今治	三反地川排水ポンプ場	喜田村4丁目406-10	農業土木課
今治	御物川河口排水ポンプ場	東鳥生町1丁目	農業土木課
今治	町谷地区排水ポンプ場	町谷甲786	農業土木課
波方	中溝川排水ポンプ場	波方町波方甲2263-3先	農業土木課
波方	岡北排水ポンプ場	波方町岡甲259-2先	農業土木課
大西	九王排水ポンプ場	大西町九王甲2061-1	農業土木課
大西	鴨池排水ポンプ場	大西町九王甲1232-4	農業土木課
大西	別府ポンプ場	大西町別府2421-1	農業土木課
大西	脇ポンプ場	大西町脇甲935-2	農業土木課
大西	新町排水ポンプ場	大西町新町甲989-3	農業土木課
大西	新川・一心川雨水ポンプ場	大西町新町甲1030	下水道工務課
大西	ヒビタポンプ場	大西町脇1825-15	農業土木課
大西	星浦海浜公園ポンプ場	大西町星浦甲3	農業土木課
大西	新田西ポンプ場	大西町星浦甲1155-1	農業土木課
大西	大井浜雨水ポンプ場	大西町九王甲2525-5他	下水道工務課
大西	錆川雨水ポンプ場	大西町脇甲882-7	下水道工務課
菊間	西浜排水ポンプ場	菊間町浜133先	農業土木課
菊間	新田排水ポンプ場	菊間町浜346先	農業土木課
菊間	北浜排水ポンプ場	菊間町浜1336-3先	農業土木課
菊間	太宮排水ポンプ場	菊間町浜1360先	農業土木課
菊間	タカタ排水ポンプ場	菊間町種4622先	農業土木課
菊間	海岸通排水ポンプ場	菊間町種3915-1先	農業土木課
菊間	種岩谷排水ポンプ場 (種川排水門)	菊間町種3915-1先	農業土木課
菊間	種岩谷排水ポンプ場 (旧亀岡保育所前)	菊間町種7先	農業土木課
菊間	浜ノ窪排水ポンプ場	菊間町佐方420先	農業土木課
菊間	佐方川右岸排水ポンプ場	菊間町佐方417先	農業土木課
菊間	佐方町排水ポンプ場	菊間町佐方387先	農業土木課
菊間	高城排水ポンプ場	菊間町佐方18先	農業土木課
吉海	幸新田排水ポンプ場	吉海町幸新田475-2	農業土木課

地区	名称	所在地	担当課
伯方	瀬戸浜ポンプ場	伯方町木浦甲 4520-7 ほか	農業土木課
伯方	沖ポンプ場	伯方町北浦甲 1351-17	農業土木課
伯方	森西ポンプ場	伯方町北浦甲 1334-2	農業土木課
伯方	小田小坂ポンプ場	伯方町北浦甲 3045-1	農業土木課
伯方	小田小坂排水ポンプ場	伯方町北浦甲 2859 地先	農業土木課
大三島	口総下の浜排水施設	大三島町口総 1260	農業土木課
大三島	宮浦雨水ポンプ場	大三島町宮浦 5714-4	下水道工務課

治水施設位置図

治水施設位置図 (1/4)
【河川・水門・ポンプ場】

(H30.12.25更新)

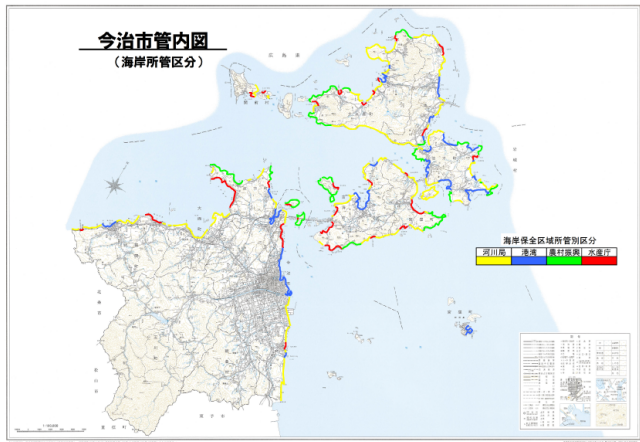


- 【凡例】
- ：水門・樋門
・赤字 …… 河川係管理
・※ …… 管渠係所管含む
 - △：取水堰等
・黒字(農) …… 農業土木管理
 - ：排水ポンプ場
・青字 …… 河川係所管(受託含む)
・黒字(下) …… 下水道管理事務所所管
・黒字(管) …… 管理係所管
・黒字(農) …… 農業土木課所管
 - ：二級河川(砂防指定地含む)
 - ：今治市管理河川
(準用河川・下水道水幹線等)
 - ：主たる水路(今治市管理)
 - ：海浜
 - ：海岸(氷国土・港湾・漁港)

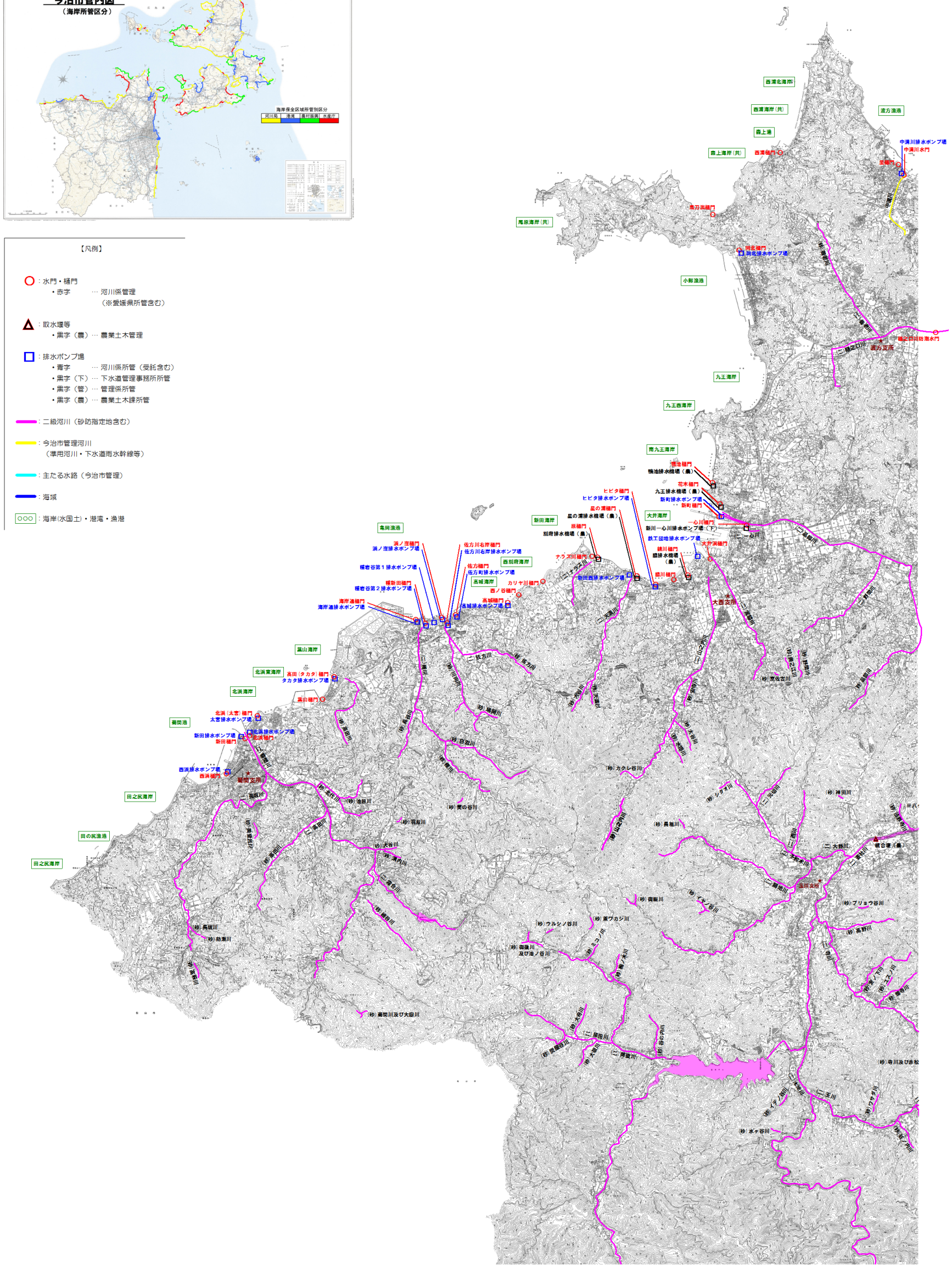
治水施設位置図 (2/4)

【河川・水門・ポンプ場】

(H30.12.25更新)

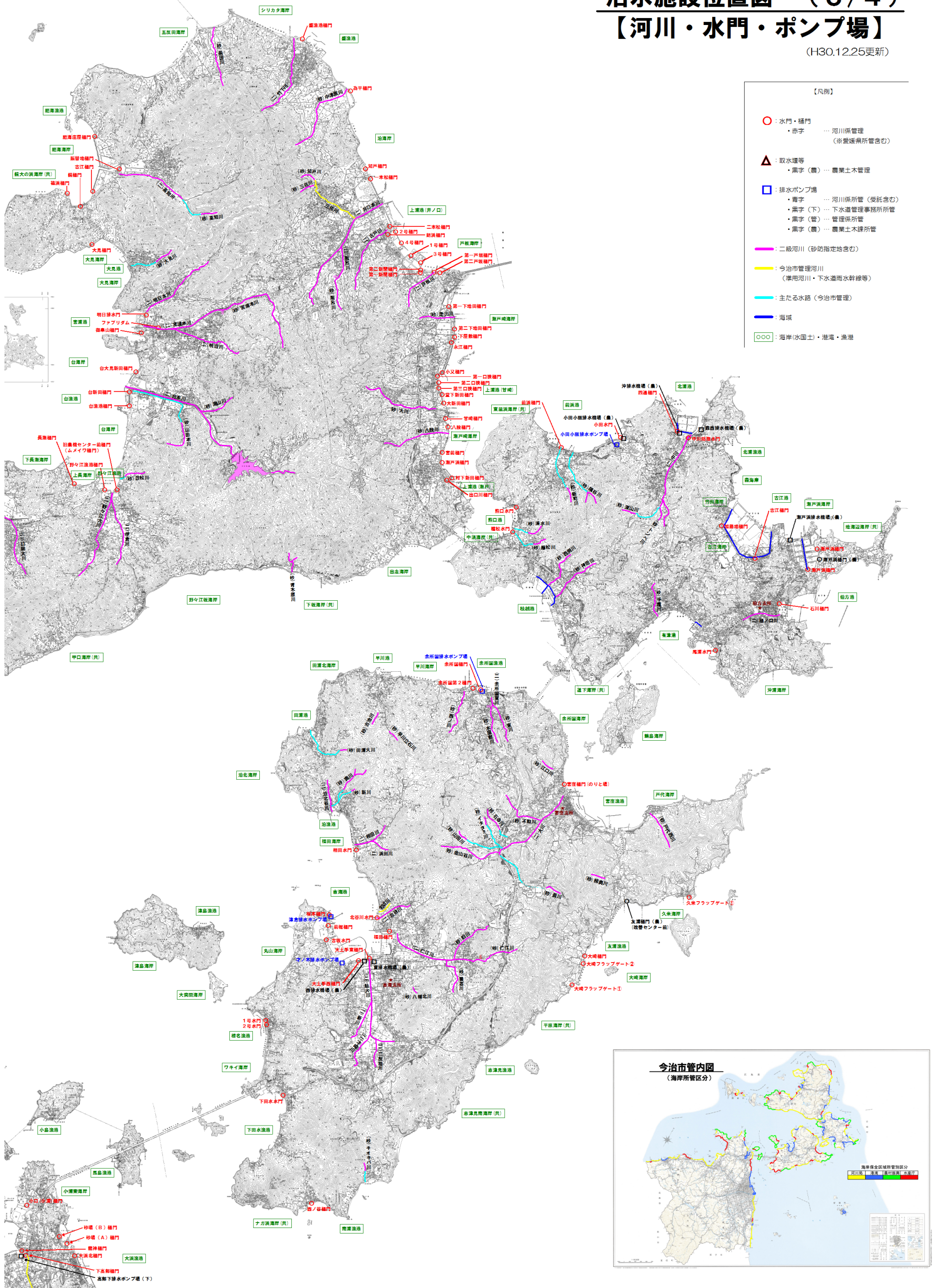


- 【凡例】
- ：水門・橋門
 - ・赤字 …… 河川係管理 (※愛媛県所管含む)
 - ▲：取水堰等
 - ・黒字(管) …… 農業土木管理
 - ：排水ポンプ場
 - ・赤字 …… 河川係所管(委託含む)
 - ・黒字(下) …… 下水道管理事務所所管
 - ・黒字(管) …… 管理係所管
 - ・黒字(管) …… 農業土木課所管
 - ：二級河川(砂防指定地含む)
 - ：今治市管理河川(準用河川・下水道雨水幹線等)
 - ：主たる水路(今治市管理)
 - ：海域
 - ：海岸(氷国土)・港湾・漁港



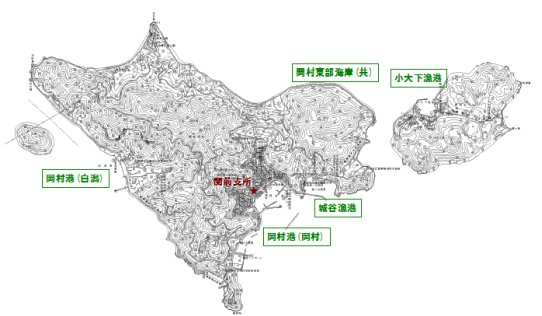
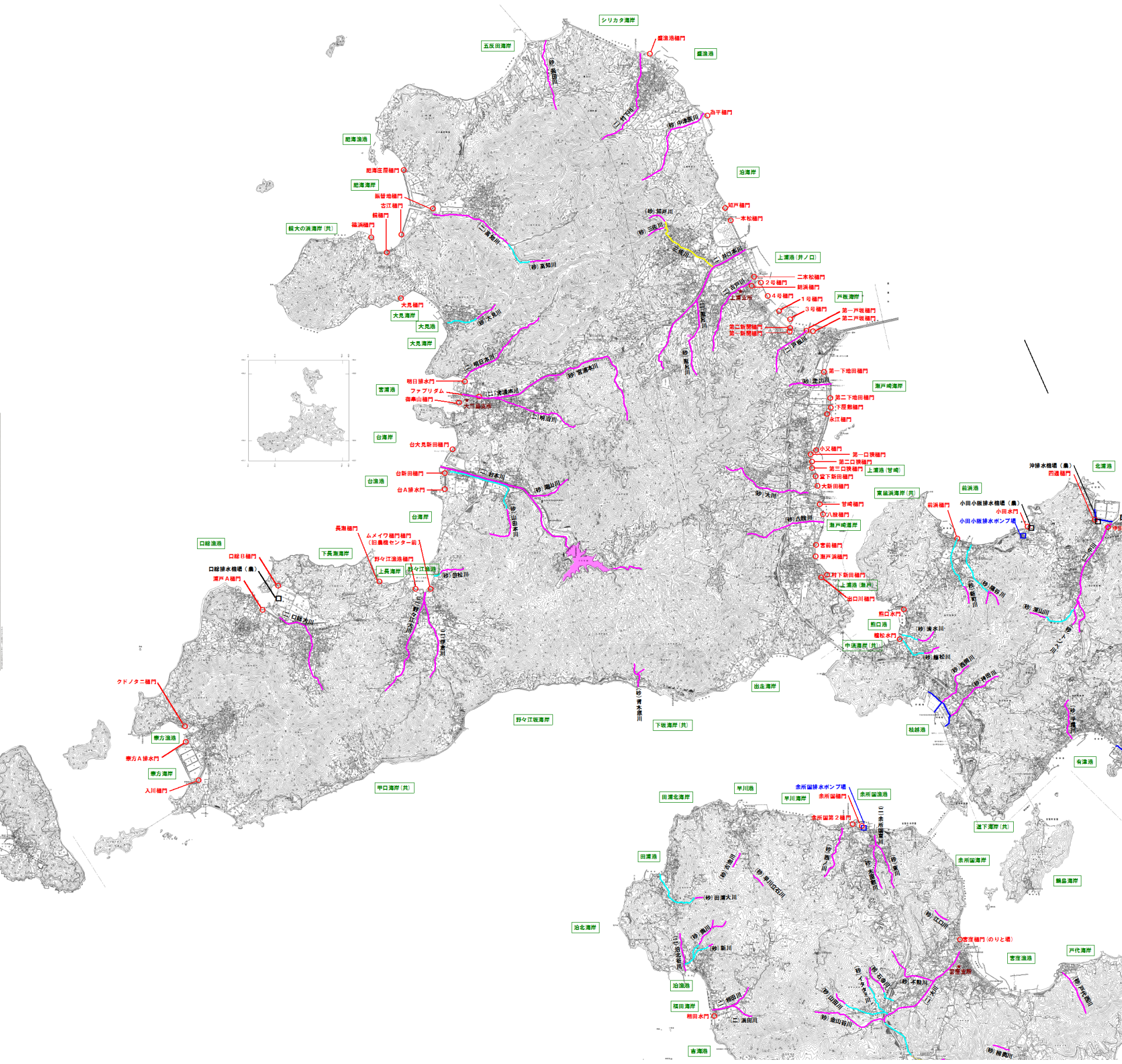
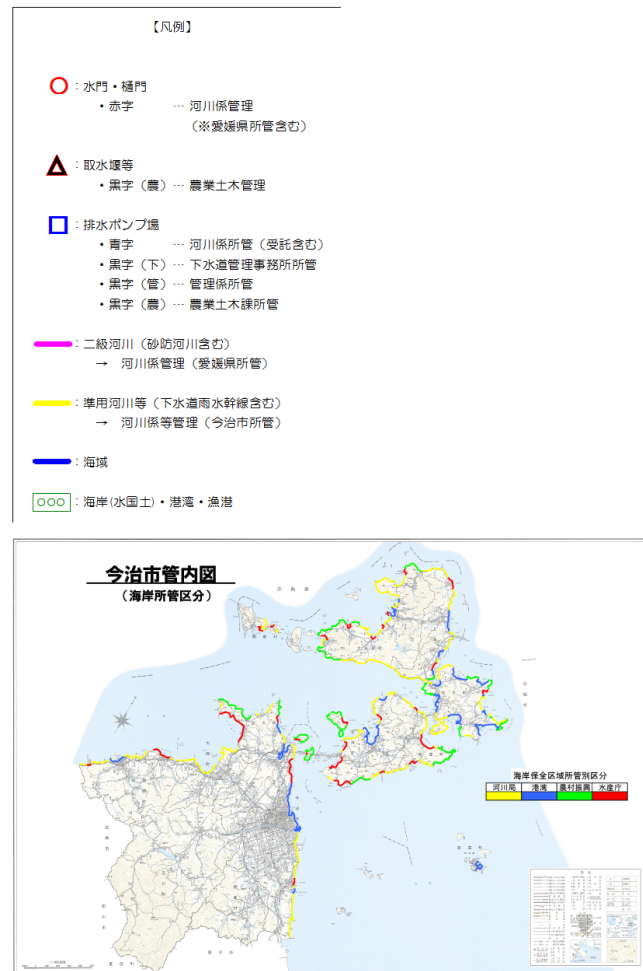
治水施設位置図 (3/4) 【河川・水門・ポンプ場】

(H30.12.25更新)



治水施設位置図 (4/4) 【河川・水門・ポンプ場】

(H30.12.25更新)



資料〔14-8〕

主な水防工法

現象	工法	工法の概要	利用箇所河川	主に使用する材料	
越水 (水があふれる)	積み土のう工	堤防上面に土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防上面に杭を打ち、せき板をたてる。	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼鉄支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防上面に土のうの代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防上面にビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の裏のり面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏 (居住地側)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	堤防から離れた箇所の漏水を、土のうを円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	堤防裏のり下部の漏水を土のうを半円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法。	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット式月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川	たる、防水シート、土のう
		漏水シート張り工	裏のり、犬走りに防水シートなどを敷きならべる。	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

現象	工法	工法の概要	利用箇所河川	主に使用する材料	
漏水	川表 (川側) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める。	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る。	一般河川 (水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る。	一般河川 (漏水面の広いところ)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川 (むしろ入手困難)	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る。	一般河川 (水深の浅いところ)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
洗掘(深掘れ)	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷きつめ傷口の拡大を防止する工法。	芝付堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する。	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭	
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう、または大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうを付けて、堤防斜面（のり面）を被覆する。	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため、くいを打ち、中詰め土のうを入れる。	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、堤防斜面（のり面）を覆う。	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	

現象	工法	工法の概要	利用箇所河川	主に使用する材料	
き裂	天端 (堤防の上面)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし、折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	くい、鉄線
	天端 (堤防の上面) ～ 裏のり (住居側堤防斜面)	控え取り工	き裂が上面から裏のりにかけて生じるもので、折り返し工と同じ。	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	天端から裏のりにかけて生じるもので、控えとり工と同じ。	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
住居側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ち込む。	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する。	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ち、これを連結して中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る。	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り、中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

(水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より)

資料〔14-9〕

愛媛県建設業協会今治支部（今治地区）災害対策本部

（令和4年度）

今治市 いこいの丘 4番地 2

TEL 0898-22-1477

FAX 0898-24-1398

本部長 (株)日浅 日浅 則仁

副本部長 夏目建設(株) 三宅 英昭 (株)渡辺建設 渡辺 俊

越智昇鉄工(株) 越智 昇二 越智勝建設(株) 越智 吉朗

西越建設(株) 新居田 徳行 (有)神野組 神野 裕之

班	班 長	副 班 長	班 員	担当地区
1	四国通建(株) 瀬野 誠	アイエン工業(株) 山下 峰彦 夏目建設(株) 三宅 英昭	(株)崎山建設 東洋道路(株) (株)夢創 曾我土建(株) (株)日電 森越建設(株)	今治
2	桜井工業(株) 田中 賢一	曾我部建設(株) 曾我部 昌治 (株)常盤組 大西 正彦	アイケン工業(有) 今治ライン工業(株) (株)清水組 (有)田頭 今治舗道(株) 四国環境整備興業(株) (株)壮進 (株)日浅	今治
3	(株)大旺 越智 雅一	いづも(株) 三田 平 加藤建設(株) 加藤 敏博	愛媛三段ブロック(株) (株)眞鍋組 (有)友尚建設 (株)大三建設 (株)美保 (株)渡辺建設	今治
4	越智昇鉄工(株) 越智 昇二	重松建設(株) 重松 宗孝 (株)タニグチ 谷口 明	(株)河上工務店 (株)吉武工務店 (株)野間工務店 吉田建設(株)	今治
5	藤原建設(株) 藤原 政富	水機建設(株) 清水 将史	(有)田窪組 元岡建設(株)	朝倉
6	越智勝建設(株) 越智 吉朗	渡部建設(株) 渡部 哲也	(有)石丸建設 (有)タナベ工業 求和建設(株) (有)藤山建設	玉川
7	(株)崎山組 崎山 俊紀	(株)小林組 小林 雅樹	(有)森建設	波方
8	西越建設(株) 新居田徳行	(株)片山組 片山 康二	瀬戸内舗道(株)	大西

班	班 長	副 班 長	班 員	担当地区
9	岡田建設(株) 岡田 智哉	松田工業(株) 松田 仁志	西原建設(株) (株)松田建設	菊間
10	重松土建(株) 重松 秀貴			吉海
11	(有)神野組 神野 裕之			宮窪
12	富士建設(株) 馬越 章治	あさひや建設(株) 村上 広海	伊予建設工業(株) (株)せんば (株)野間組 伯方建設(株)	伯方
13	(株)号ヤ組 浅海 博義			上浦
14	内海建設(株) 菅 敏克	(有)小笠原建設 菅 伸六	大栄建設(有) (有)多和建設	大三島 関前

資料〔14-10〕

建設業者（愛媛県建設業協会今治支部）一覧表

業者名	所在地	電話番号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブレイカー	高速洗車	水中ポンプ 150～200
								5t未満	5t以上			
アイエン工業(株)	波止浜赤崎6-113	0898-41-9411				3	2	1				
アイケン工業(有)	長沢甲539-4	0898-48-7524				2	3					
いづも(株)	桜井1丁目10-27	0898-48-1161				12	5	1		1	2	
今治舗道(株)	常盤町5丁目2-36	0898-22-0341			2	2	1					
今治ライン工業(株)	旦甲455-1	0898-47-2711				2	2	1			1	
愛媛三段ブロック(株)	長沢乙203-65	0898-48-0680				1	1	3				
加藤建設(株)	喜田村7丁目2-1	0898-48-2178		1		2	3					1
(株)崎山建設	南日吉町3丁目1-30	0898-25-8788				15	5	1	1			
桜井工業(株)	南鳥生町1丁目1-51	0898-32-8981				4	5					1
四国環境整備興業(株)	国分1丁目1-18	0898-48-1600			1	6	6	3				4
四国通建(株)	南大門町1丁目1-15	0898-32-5555				2	3	2				
(有)清水組	北高下町3丁目4-4	0898-22-8080	4		2	12	11		2	3		1
(株)壯進	南鳥生町1丁目1-55	0898-32-9001				2	2					
曾我土建(株)	高部甲328	0898-41-9130	1			8	3					3
曾我部建設(株)	辻堂3丁目5-62	0898-22-6188			1	11	5	1		4		5
(有)田頭	別名643-1	0898-23-3455				2	3	1				
(株)大旺	喜田村4丁目10-25	0898-47-2300	2			6	2	1	1	1		
(株)大三建設	石井町1丁目3-36	0898-32-3443				9	4	2				
東洋道路(株)	玉川町別所甲348	0898-55-2684				5	7	1				
(株)常盤組	山路町1丁目5-3	0898-23-8841				5	4					
夏目建設(株)	高地町2丁目甲1946-1	0898-22-4159				8	3	1				
(株)日電	町谷甲681-12	0898-47-4747				9	2	2	2			
(株)日淺	立花町2丁目3-9	0898-32-4133			1	13	4	1		1		2
(株)眞鍋組	波方町波方甲1614-4	0898-22-2030				3	1	1				2
(株)美保	富田新港1丁目2-8	0898-47-4810				3	2	2				
(株)夢創	石井町2丁目3-1	0898-31-4664	1		1	13	5	1				3
森越建設(株)	鯉池町2丁目3-23	0898-23-0152				14	4	1		4		3
(有)友尚建設	桜井2丁目4-12	0898-47-3264				1	1					
(株)渡辺建設	東村3丁目1-3	0898-48-6138	1		2	38	15	2	4	5		
越智昇鉄工(株)	阿方221-1	0898-23-1515					1					
(株)河上工務店	南宝来町3丁目4-5	0898-22-1586				1	2	1				
重松建設(株)	常盤町4丁目7-6	0898-22-2566										
(株)タニグチ	延喜甲303-8	0898-22-4016				16	8	4	3			
(株)野間工務店	東門町2丁目2-2	0898-32-0016										
(株)吉武工務店	延喜甲249-42	0898-23-7163				1	1	1				
吉田建設(株)	美須賀町2丁目1-2	0898-22-3113					1	1				

業者名	所在地	電話番号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブローカー	高速 洗浄車	水中ポンプ 150 ~ 200
								5t 未満	5t 以上			
(有)田窪組	朝倉下甲355-2	0898-56-2020				4	2					2
藤原建設(株)	朝倉下甲517	0898-56-2399	1		1	7	4			2		2
水機建設(株)	古谷甲82-2	0898-56-2327			1	8	5			2		2
元岡建設(株)	朝倉南甲274	0898-56-2121				5	2	1				2
(有)石丸建設	玉川町中村甲262-2	0898-55-2316				8						2
越智勝建設(株)	玉川町鈍川丁147	0898-55-3090	1		1	6	6	1		1		1
求和建設(株)	玉川町高野甲309-2	0898-55-2159				6	3	1		1		
(有)タナベ工業	玉川町八幡甲247-22	0898-55-4026				6	2	1				
(有)藤山建設	玉川町鈍川乙48	0898-55-3056				5	3	1		2		
渡部建設(株)	玉川町畑寺甲488-1	0898-55-4100			1	6	4			1		2
(株)小林組	波方町郷乙415-320	0898-41-6100			3	5	4	2	1			
(株)崎山組	波方町波方甲1913-1	0898-41-9290			2	11	7	1				
(有)森建設	波方町樋口甲1086-1	0898-41-8662				5	5	1				
(株)片上組	大西町脇甲928	0898-53-4028			2	7	4	1		2		1
西越建設(株)	大西町宮脇甲681-1	0898-53-3674	2		4	25	10	2	4	3		3
瀬戸内舗道(株)	大西町九王甲2060	0898-53-5300			1	6						
岡田建設(株)	菊間町浜2145	0898-54-3295			1	7	5	1		2	1	2
西原建設(株)	菊間町浜948-1	0898-54-2035			1	4	3	1				
(株)松田建設	菊間町池原223	0898-54-3608			1	7	3			1		
松田工業(株)	菊間町池原914	0898-54-3390	2	1	2	21	5					6
重松土建(株)	吉海町泊500-2	0897-84-2133				5	2					3
(有)神野組	宮窪町余所国549-12	0897-86-2161			1	6	5	1		4		3
あさひや建設(株)	伯方町木浦甲441-1	0897-72-2850				7	4	1	1	2		
伊予建設工業(株)	伯方町木浦甲3942-1	0897-72-2600				11	4	1		2		1
(株)せんば	伯方町北浦甲1352	0897-73-1331				8	3	1		2		1
(株)野間組	伯方町有津甲829-3	0897-72-1688				2	2	1				
伯方建設(株)	伯方町北浦甲1021	0897-73-0031			1	3	3	1				
富士建設(株)	伯方町木浦甲2748	0897-72-2982				4	3	1		1		1
(株)号ヤ組	上浦町瀬戸3263-1	0897-87-2331			1	16	5		2	2		
(有)小笠原建設	大三島町宗方507	0897-83-0759			1	10	6		1	2		3
大栄建設(有)	大三島町宮浦3993	0897-82-0223				16	6			2		1
(有)多和建設	大三島町肥海1085-1	0897-82-1058	2		1	9	11	1	1	3		2
内海建設(株)	大三島町宮浦5739	0897-82-0037			1	15	9		2	5		3

資料〔14-11〕

建設業者（愛媛県建設業協会外）一覧表

業者名	所在地	電話番号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブレイカー	高速洗浄車	水中ポンプ 150～200
								5t未満	5t以上			
安藤建設(株)	辻堂4丁目1-19	0898-22-5782				3	3					
小西土建	新谷甲1937-16	0898-31-2913				3	3					
(有)河上土建	蔵敷町2丁目4-13	0898-22-7615			1	1	2					
越智重機(株)	宮下町3丁目甲1474-1	0898-24-0666			2	2	5					
(株)藤本重機	近見町3丁目6-60	0898-22-3480				2	1		25			
(株)藤本組	高市甲594-4	0898-48-2220				6	1					2
伸栄産業(株)	天保山町6丁目7-5	0898-22-5550			2	3	14					3
(有)三宗組	松木384-4	0898-47-0164				2	1					
(株)西坂組	高部甲479	0898-41-5302				10	4			1		
小澤建設工業(株)	阿方甲732	0898-23-4135				4	2	1			1	
(有)武本建設	四村309	0898-22-5073			1	5	2			2		4
(有)東和	神宮乙401	0898-22-6163					1					
(有)越智土木建設工業	南高下町1丁目1-18	0898-23-9334				6						
(株)加藤組	国分6丁目4-18	0898-48-0316										
カワカミ建設産業(株)	町谷甲727-1	0898-47-3825		2			2			1	1	
佐和建(株)	片山2丁目9-26	0898-33-9568				1	1					
清水建設(有)	古谷甲1069-1	0898-56-2185		1		7	3			1		11
仙波建設(株)	中寺618	0898-32-3330				3	3					
(株)壮進	南鳥生町1丁目1-55	0898-32-9001				6	4					
(株)滝本建設	中寺26	0898-48-4346					1					
(有)永江建設	徳重270-3	0898-32-5954				1	2	1		1		2
長崎工業(株)	徳重87	0898-55-4000			1	9	9	2		3		
(有)長野工業	孫兵衛作甲329-3	0898-47-0039				3	3	1		1		5
(有)八木建設	延喜甲290-1	0898-31-2224				1	1			1		1
(有)山乃花工業	松本町5丁目1-44	0898-25-8470				10	8	2		2		3
岡本組	朝倉南乙321-4	0898-56-2864				3	1					5
(有)正和工業	玉川町中村甲767-7	0898-55-4236				2	1					
鎌田電気水道(株)	波方町岡甲263-5	0898-52-2021				8	2			1		4
(有)須賀田建設	波方町養老乙229-8	0898-43-0175				6	2					4
(株)別府建設	大西町別府1373	0898-53-3061				3	2	1				
大安建設(株)	大西町脇甲877-3	0898-53-2277							1			3
(有)藤吉工業	大西町九王甲1244-5	0898-53-4525				11	3	1				
(株)新居田組	大西町宮脇甲1258	0898-53-2061			1		2					2
(有)三和興産	菊間町種4555-1	0898-54-4923	1		1	5	3					
(有)田中建設	菊間町浜489	0898-54-2630				9	2			2	1	3
(有)早野建設	菊間町浜1204-5	0898-54-4478				4	2			1		

業者名	所在地	電話番号	ブルドーザー	トラクター シヨベル	タイヤ シヨベル	油圧 シヨベル	ダンプ	クレーン車		ブレイカー	高速洗浄車	水中ポンプ 150～200
								5t未満	5t以上			
(有)藤田水道工業所	吉海町幸新田229	0897-84-4185			1	5	1			1		
(有)佐七屋	宮窪町宮窪2963-1	0897-86-3728				2						1
成功開発(株)	宮窪町宮窪4182	0897-86-3537			4	17	13	4	2			2
中川土建	宮窪町宮窪877	0897-86-2271				4	3		2			
(株)みづほ建設産業	宮窪町宮窪2780	0897-86-2025				4	2		1			
村上土建(有)	宮窪町友浦1373	0897-86-3044			1	4	2		3			6
(有)白雪建設	伯方町北浦甲351-2	0897-72-0366			1	4	4	2	2			3
伯方工務店	伯方町北浦甲2036	0897-73-1316				5	2	1	2			2
(有)小川商事	上浦町井口5373	0897-87-2238			1	4	6	2				
文田建設	関前岡村甲75-1	0897-88-2053			1	5	2		3			3

資料〔14-12〕

今治造園建設業協会（今治地区）災害対策本部

本部長	副本部長	班	班長	班員	担当地区	機材及び機器	台数
(株)檜垣造園 檜垣秀次 090-8973-3270	(有)植正造園土木 別宮功二 090-8970-6105	1	(有)小澤造園 小澤宜弘 090-3788-9219	亀田造園 (有)河松園緑地 (有)繁信造園 渡部造園 愛新緑化園(株) 美樹園芸	旧今治市 旧島嶼部	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	5 3 7 0 7 10 15
		2	(株)瀬戸内園芸 センター 丹下貴啓 090-3188-0567	(株)大西屋 (有)桧垣園芸 愛媛緑地(株) 加藤造園 (有)創造園	旧今治市 旧朝倉村	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	4 6 8 1 9 16 15
		3	(有)サングリーン 丹下正也 090-4506-8543	(有)丹下園芸 (株)丹下造園 (株)大沢造園 丸山造園(有) (有)二宮造園 (有)山本園芸 天野造園(有)	旧今治市 旧波方町	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	5 2 7 0 12 14 19
		4	(有)九王造園 渡部和人 090-5143-8881	(株)渡部造園 玉川造園 (株)グリーン来嶋 村上造園	旧菊間町 旧玉川町 旧大西町	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	6 2 4 0 13 10 21

1 5 事故災害関係

資料〔15-1〕

東予地区排出油防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携しかつ、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等防除マニュアルの作成

- イ 情報の共有
- ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進

(3) 排出油等防除に関する研修及び訓練

(4) 排出油等防除活動の連携の推進

(5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項

(6) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における

技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものの中から会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
 - (3) その他必要事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめるうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものと

する。

- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域）に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和50年1月29日から施行する。

平成8年9月25日改正

(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成10年6月13日改正

(第7条、出動要請の改正)

平成19年6月19日改正

(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

1 6 災害救助法関係

資料〔16-1〕

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

令和4年5月24日現在

資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (災害救助法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (災害救助法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議の上、特別基準を設定する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 災害により現に炊事できない者	1 人1日当たり 1, 180円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ① ②以外の世帯 1世帯当たり 655,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 318,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により使用することができず、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,700円 中学校生徒 1人当たり 5,000円 高等学校生徒 1人当たり 5,500円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 一体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび職 21,600円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1 7 復旧・復興関係

資料〔17-1〕

災害弔慰金等一覧表

資料

		災害弔慰金等一覧		負担割合			
災害弔慰金	対象災害	自然災害（法第2条）	<ul style="list-style-type: none"> — 1市町村において住家が5世帯以上滅失した災害 — 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	国	2/4		
	支給額	① 生計維持者	500万円	県	1/4		
		② その他の者	250万円	市町村	1/4		
		遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母			
災害傷害見舞金	対象災害	自然災害（法第2条）	<ul style="list-style-type: none"> — 1市町村において住家が5世帯以上滅失した災害 — 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	国	2/4		
	支給額	① 生計維持者	250万円	県	1/4		
		② その他の者	125万円	市町村	1/4		
	障害の程度	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 					
災害援護資金	対象災害	自然災害——— 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		国	2/3		
	貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	<ul style="list-style-type: none"> — 250万円 — 270万円 (350) — 350万円 	市町村へは無利子貸付		
		② 家財の1/3以上の損害	150万円				
		③ 住居の半壊	170万円 (250)				
		④ 住居の全壊	250万円 (350)				
		⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 特別の事情がある場合は（ ）内の額	350万円				
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得額)			
			1人	220万円			
			2人	430万円			
			3人	620万円			
		4人	730万円				
		5人以上	1人増すごとに700万円に30万円を加えた額				
		ただし、住居全体が滅失した場合は一律に1,270万円					
利率		年3% (据置期間は無利子)					
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)						
償還期限	10年 (据置期間を含む。)						
償還方法	年賦又は半年賦						

18 南海トラフ地震防災対策

資料〔18-1〕

事前避難対象地域一覧表

町名	世帯数	人口	1世帯 当たりの 平均人口	建物数	想定避難 人口	近隣の避難所等
郷桜井4丁目	430	1,038	3	43	129	桜井公民館 桜井小学校 桜井中学校
波止浜3丁目	85	144	2	10	20	(波止浜公民館) (波止浜小学校) 北郷中学校
波方町大浦	82	182	3	18	54	なみっこ交流館 波方公民館 国立波方海上技術短期大学校 波方ふれあいセンター
大西町九王	903	1,787	2	40	80	大西体育館 (大西中学校) (大西小学校) 大西公民館 旧大西老人福祉センター 大西藤山歴史資料館
吉海町幸新田	187	354	2	75	150	(吉海小学校) (大島中学校)
吉海町本庄	296	477	2	4	8	(吉海学習交流館) 旧吉海老人福祉センター (吉海認定こども園)
伯方町北浦	516	1,045	3	18	54	伯方公民館 伯方農村環境改善センター 旧伯方北浦体育館
上浦町甘崎	215	358	2	29	58	上浦小学校 大三島中学校
上浦町井口	623	1,143	2	34	68	上浦認定こども園 上浦開発総合センター 旧上浦保健センター
大三島町浦戸	95	143	2	1	2	(大三島公民館)
大三島町口総	117	197	2	5	10	大三島少年自然の家
大三島町野々江	242	434	2	18	36	大三島小学校
大三島町肥海	160	308	2	36	72	
大三島町宮浦	417	828	2	41	82	
大三島町宗方	179	238	2	13	26	
合計				385	849	

※世帯数及び人口は令和4年3月末時点（住民基本台帳）

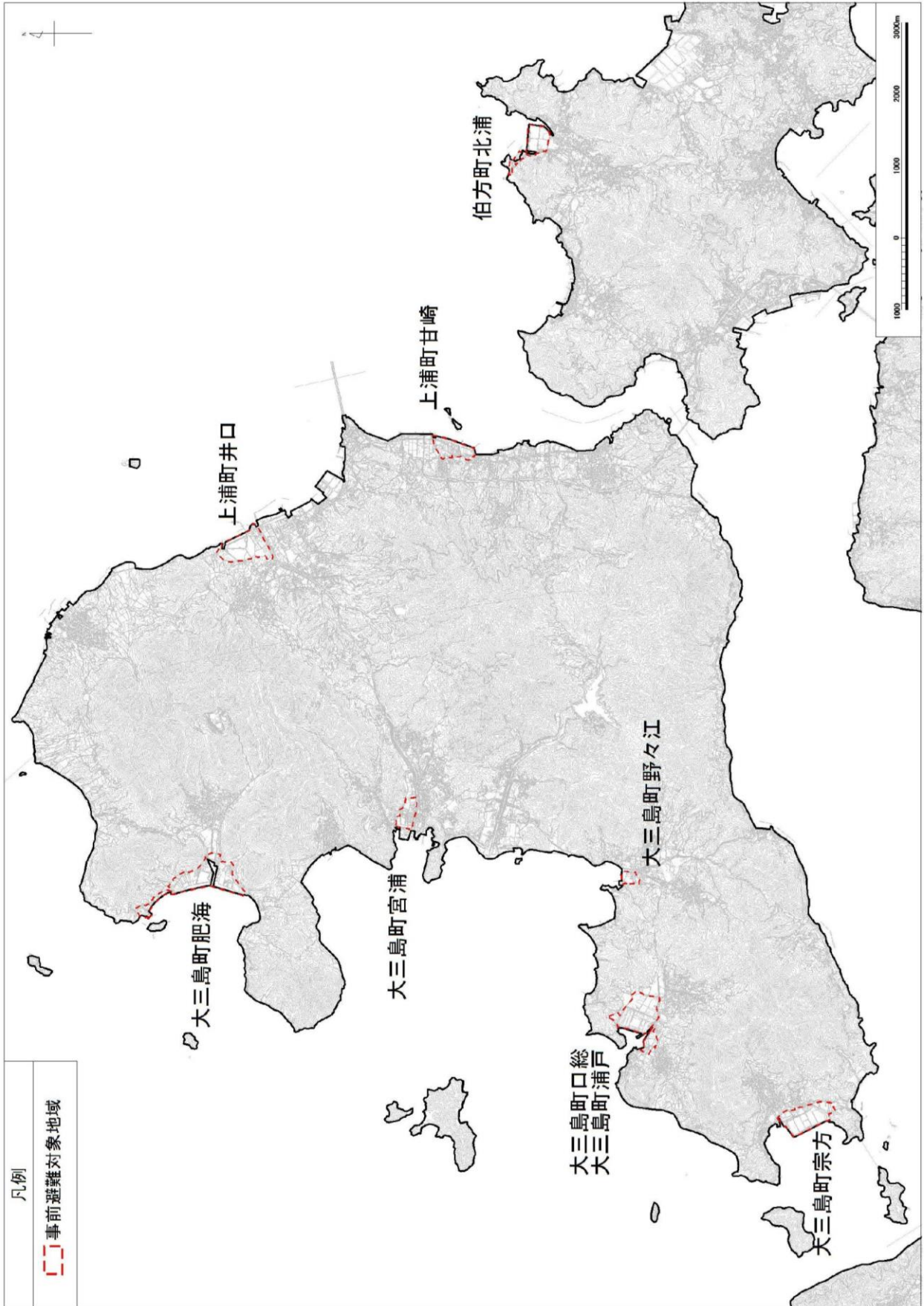
※括弧書きの避難所は上層階への避難が必要な施設

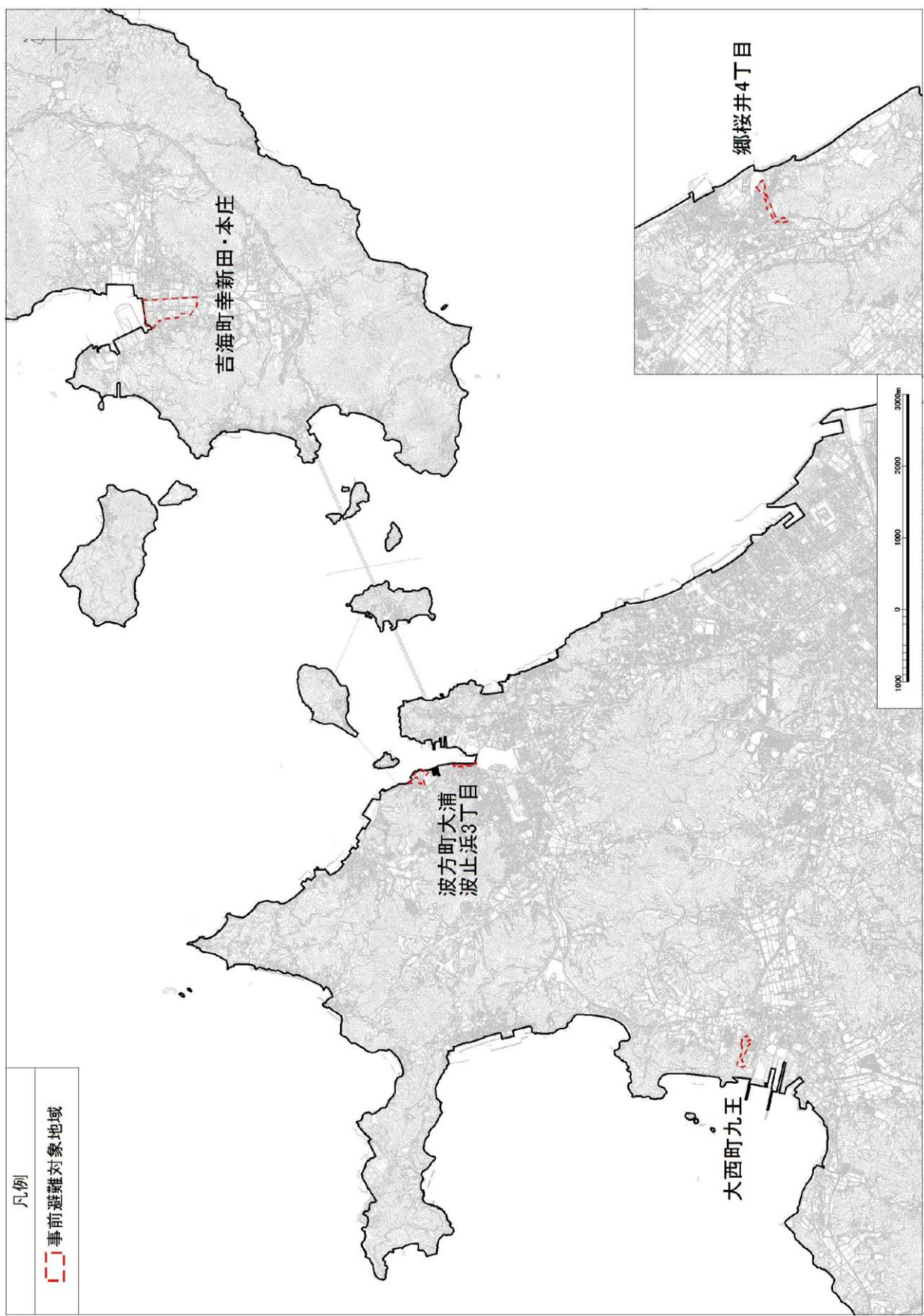
※事前避難対象地域とは愛媛県津波浸水想定において地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域から避難可能範囲（徒歩前提）を除いた地域

※事前避難対象地域は住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。本市では住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域は同じ地域である。

事前避難対象地域図

資料





資料〔18-3〕

津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

No.	地区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
1	今治	枝堀児童館	今治市枝堀町 1-4-1	児童館	1.0～2.0m 未満
2	今治	カラコリーナ（エダボリーナ）	今治市枝堀町 1-6-16	共同生活援助サービス	1.0～2.0m 未満
3	今治	ウェルえがお	今治市恵美須町 2-2-1	グループホーム	0.3～1.0m 未満
4	今治	ウェルすまいる	今治市恵美須町 2-2-1	地域密着型通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
5	今治	ウェルすまいる	今治市恵美須町 2-2-1	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
6	今治	ウェルえびす	今治市恵美須町 2-2-4	グループホーム	0.3～1.0m 未満
7	今治	ふきあげワークス	今治市恵美須町 3-1-16	日中活動系サービス	0.3～1.0m 未満
8	今治	ふきあげワークス	今治市恵美須町 3-1-16	訓練サービス（共同生活支援除く）	0.3～1.0m 未満
9	今治	J Aおちいまぱりデイサービスセンター元気	今治市鐘場町 1-2-9	通所介護（デイサービス）	0.3m 未満
10	今治	近見虎岳幼稚園	今治市鐘場町 1-2-11	幼稚園	0.3m 未満
11	今治	今治虎岳保育園	今治市鐘場町 1-2-25	保育所	0.3～1.0m 未満
12	今治	サスケ設計工房今治東	今治市北高下町 1-3-35	訓練サービス（共同生活支援除く）	1.0～2.0m 未満
13	今治	デイサービスたちばな	今治市北高下町 3-3-18	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
14	今治	発達みかんの木 あそびの森	今治市北鳥生町 1-3-48	放課後デイサービス	0.3～1.0m 未満
15	今治	ケアプラスデイサービスセンター今治	今治市北鳥生町 1-3-55	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
16	今治	カインドハウス北浜	今治市北浜町 3-10	有料老人ホーム	0.3m 未満
17	今治	デイサービス カインドハウス北浜	今治市北浜町 3-10	通所介護（デイサービス）	0.3m 未満
18	今治	ゆいまーる わんぴーす	今治市喜田村 5-16-30	放課後デイサービス	0.3m 未満
19	今治	広瀬病院	今治市喜田村 6-5-1	病院	0.3m 未満
20	今治	カラコリーナ（フレンドシップホームⅣ）	今治市衣干町 2-1-28	共同生活援助サービス	0.3～1.0m 未満
21	今治	麦の穂	今治市衣干町 2-144-3	日中活動系サービス	1.0～2.0m 未満
22	今治	麦の穂	今治市衣干町 2-144-3	訓練サービス（共同生活支援除く）	1.0～2.0m 未満
23	今治	サービス付き高齢者向け住宅よしの	今治市黄金町 1-9-2	サービス付き高齢者住宅	0.3～1.0m 未満
24	今治	デイサービスよしの	今治市黄金町 1-9-2	地域密着型通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
25	今治	デイサービスよしの	今治市黄金町 1-9-2	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
26	今治	ケアハウス吹揚	今治市黄金町 3-2-6	ケアハウス	0.3～1.0m 未満
27	今治	指定短期入所生活介護事業所シルバーハウス吹揚	今治市黄金町 3-2-6	短期入所生活介護（ショートステイ）	0.3～1.0m 未満
28	今治	指定通所介護事業所デイサービスセンター吹揚	今治市黄金町 3-2-6	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
29	今治	シルバーハウス吹揚	今治市黄金町 3-2-6	特別養護老人ホーム	0.3～1.0m 未満
30	今治	吹揚小学校	今治市黄金町 3-3	小学校	0.3～1.0m 未満
31	今治	美須賀病院	今治市黄金町 3-4-8	病院	0.3～1.0m 未満

No.	地区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
32	今治	介護サービス包括型障がい者グループホーム WINDS、WINDS2	今治市桜井 4-5-15	共同生活援助サービス	1.0～2.0m 未満
33	今治	ハートウォーミングライフ志々満	今治市桜井 4-6-2	サービス付き高齢者住宅	0.3～1.0m 未満
34	今治	小規模多機能型居宅介護施設 ししま	今治市桜井 4-6-52	小規模多機能型居宅介護	0.3～1.0m 未満
35	今治	デイサービスたんぼぼ	今治市桜井 4-6-52	地域密着型通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
36	今治	デイサービスたんぼぼ	今治市桜井 4-6-52	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
37	今治	J Aおちいまぱりデイサービスセンター元気桜井	今治市桜井 4-13-7	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
38	今治	志々満保育園	今治市桜井 6-2-1	保育所	0.3～1.0m 未満
39	今治	波止浜小学校	今治市地堀 1-3-40	小学校	1.0～2.0m 未満
40	今治	はしはまこがく認定こども園	今治市地堀 2-3-12	幼保連携型認定こども園・私立	0.3～1.0m 未満
41	今治	吉野病院	今治市末広町 1-5-5	病院	0.3～1.0m 未満
42	今治	燧園	今治市末広町 3-1-6	介護老人保健施設	0.3～1.0m 未満
43	今治	老人保健施設燧園	今治市末広町 3-1-6	短期入所療養介護（ショートステイ）	0.3～1.0m 未満
44	今治	老人保健施設燧園	今治市末広町 3-1-6	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3～1.0m 未満
45	今治	看護小規模多機能 ひうち	今治市末広町 3-3-6	看護小規模多機能型居宅介護	0.3m 未満
46	今治	シルバーマンションひうち	今治市末広町 3-3-6	有料老人ホーム	0.3m 未満
47	今治	高山内科病院	今治市大正町 3-5-8	病院	0.3～1.0m 未満
48	今治	今治市障がい者地域活動センターときめき	今治市天保山町 2-2-1	地域活動支援センター	0.3～1.0m 未満
49	今治	株式会社ネオリサイクル今治事業所	今治市天保山町 5-2-15	訓練サービス（共同生活支援除く）	0.3m 未満
50	今治	シルバーハウスブルーメ	今治市拝志 1-26	有料老人ホーム	0.3m 未満
51	今治	広瀬クリニック通所リハビリテーション	今治市拝志 3-1	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3～1.0m 未満
52	今治	リアン	今治市波止浜字高部下 145-1	日中活動系サービス	0.3～1.0m 未満
53	今治	株式会社デイサービス愛	今治市東鳥生町 1-6-7	地域密着型通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
54	今治	株式会社デイサービス愛	今治市東鳥生町 1-6-7	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
55	今治	サービス付き高齢者向け住宅愛	今治市東鳥生町 1-6-38	サービス付き高齢者住宅	2.0～3.0m 未満
56	今治	まんまるファクトリー	今治市東村 1-5-23	訓練サービス（共同生活支援除く）	0.3～1.0m 未満
57	今治	若葉保育園	今治市東村 1-15-36	幼稚園	0.3m 未満
58	今治	瀬戸内みすかの家	今治市東門町 5-14-52	小規模多機能型居宅介護	0.3m 未満
59	今治	鈴木病院	今治市別宮町 2-1-5	病院	0.3m 未満
60	今治	鈴木病院	今治市別宮町 2-1-5	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3m 未満
61	今治	今治幼稚園	今治市別宮町 2-4-13	幼保連携型認定こども園・私立	0.3～1.0m 未満
62	今治	木原病院	今治市別宮町 3-7-8	病院	0.3～1.0m 未満
63	今治	さくら苑	今治市別宮町 3-7-17	介護老人保健施設	0.3～1.0m 未満
64	今治	老人保健施設さくら苑	今治市別宮町 3-7-17	短期入所療養介護（ショートステイ）	0.3～1.0m 未満
65	今治	老人保健施設さくら苑	今治市別宮町 3-7-17	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3～1.0m 未満

No.	地区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
66	今治	別宮小学校	今治市別宮町 5-1-7	小学校	0.3～1.0m 未満
67	今治	今治市医師会市民病院	今治市別宮町 7-1-40	病院	0.3～1.0m 未満
68	今治	ひなた別宮	今治市別宮町 7-3-11	訓練サービス（共同生活支援除く）	0.3～1.0m 未満
69	今治	本町児童館	今治市本町 5-2-24	児童館	1.0～2.0m 未満
70	今治	白石病院	今治市松本町 1-5-9	病院	0.3～1.0m 未満
71	今治	セントラルケアホーム	今治市松本町 2-6-6	介護老人保健施設	0.3～1.0m 未満
72	今治	老人保健施設セントラル ケアホーム	今治市松本町 2-6-6	短期入所療養介護（ショートステイ）	0.3～1.0m 未満
73	今治	老人保健施設セントラル ケアホーム	今治市松本町 2-6-6	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3～1.0m 未満
74	今治	森耳鼻咽喉科医院	今治市松本町 3-2-24	診療所	0.3～1.0m 未満
75	今治	児童発達支援 すばる	今治市美須賀町 3-2-3	児童発達支援事業	1.0～2.0m 未満
76	今治	放課後等デイサービス すばる	今治市美須賀町 3-2-3	放課後デイサービス	1.0～2.0m 未満
77	今治	ハーフデイリハビリステ ーション晃誠	今治市美須賀町 3-3-2	地域密着型通所介護（デイサービス）	1.0～2.0m 未満
78	今治	ハーフデイリハビリステ ーション晃誠	今治市美須賀町 3-3-2	通所介護（デイサービス）	1.0～2.0m 未満
79	今治	住んで民家 in 今治	今治市美須賀町 4-1-22	サービス付き高齢者住宅	1.0～2.0m 未満
80	今治	デイサービスはなび	今治市美須賀町 4-1-22	地域密着型通所介護（デイサービス）	1.0～2.0m 未満
81	今治	デイサービスはなび	今治市美須賀町 4-1-22	通所介護（デイサービス）	1.0～2.0m 未満
82	今治	ゆいまーる あくあ	今治市美須賀町 4-1-46	放課後デイサービス	0.3～1.0m 未満
83	今治	城東保育所	今治市美須賀町 4-1-48	保育所	1.0～2.0m 未満
84	今治	チャレンジスクール え ーる	今治市南高下町 2-2-10	放課後デイサービス	1.0～2.0m 未満
85	今治	ハートフルケアホーム青 空	今治市南高下町 2-2-67	グループホーム	1.0～2.0m 未満
86	今治	鳥生小学校	今治市南高下町 3-3-71	小学校	1.0～2.0m 未満
87	今治	晴心幼稚園	今治市南高下町 3-4-46	幼保連携型認定こども園・私立	0.3～1.0m 未満
88	今治	放課後等デイサービス キート今治北クラス	今治市南大門町 4-2-10 号	放課後デイサービス	0.3m 未満
89	今治	子育てサポート ぶれ・ しゅーれ	今治市南鳥生町 1-1-15	児童発達支援事業	0.3～1.0m 未満
90	今治	カインドハウス	今治市南鳥生町 2-3-43	有料老人ホーム	0.3～1.0m 未満
91	今治	デイサービス カインド ハウス鳥生	今治市南鳥生町 2-3-43	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
92	今治	カラコリーナ（フレンド シップホームⅢ）	今治市室屋町 1-1-8	共同生活援助サービス	0.3～1.0m 未満
93	今治	いまばり光生園	今治市室屋町 3-2-10	介護老人保健施設	0.3～1.0m 未満
94	今治	光生病院	今治市室屋町 3-2-10	病院	0.3～1.0m 未満
95	今治	通所リハビリステーショ ン 光生病院	今治市室屋町 3-2-10	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3～1.0m 未満
96	今治	グループハウス富士	今治市室屋町 3-2-19	有料老人ホーム	0.3～1.0m 未満
97	今治	デイサービスぽかぽか	今治市室屋町 5-3-6	地域密着型通所介護（デイサービス）	1.0～2.0m 未満
98	今治	デイサービスぽかぽか	今治市室屋町 5-3-6	通所介護（デイサービス）	1.0～2.0m 未満
99	今治	有料老人ホームひだまり	今治市室屋町 5-3-6	有料老人ホーム	1.0～2.0m 未満

No.	地区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
100	今治	ハートフルケアホームあけぼの	今治市室屋町 6-1-9	グループホーム	1.0～2.0m 未満
101	大西	大西小学校	今治市大西町大井浜 103	小学校	0.3～1.0m 未満
102	大西	おおにし光生園	今治市大西町九王甲 622-1	介護老人保健施設	0.3m 未満
103	大西	おおにし光生園	今治市大西町九王甲 622-1	短期入所療養介護（ショートステイ）	0.3m 未満
104	大西	おおにし光生園	今治市大西町九王甲 622-1	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3m 未満
105	大西	大西中学校	今治市大西町九王甲 2280-1	中学校	0.3～1.0m 未満
106	菊間	亀岡児童館	今治市菊間町佐方 428	児童館	0.3m 未満
107	菊間	亀岡保育所	今治市菊間町佐方 490	保育所	1.0～2.0m 未満
108	菊間	亀岡小学校	今治市菊間町種 52	小学校	0.3～1.0m 未満
109	菊間	職人集団	今治市菊間町浜 657	訓練サービス（共同生活支援除く）	0.3～1.0m 未満
110	菊間	発達みかんの木	今治市菊間町浜 680	児童発達支援事業	0.3～1.0m 未満
111	菊間	発達みかんの木	今治市菊間町浜 680	放課後デイサービス	0.3～1.0m 未満
112	菊間	スマイリーハウス	今治市菊間町浜 848	共同生活援助サービス	0.3m 未満
113	菊間	シーサイドきくま	今治市菊間町浜 1061	グループホーム	0.3～1.0m 未満
114	菊間	シーサイドきくま	今治市菊間町浜 1061	小規模多機能型居宅介護	0.3～1.0m 未満
115	菊間	障害者施設 きくま	今治市菊間町浜 1147-3	共同生活援助サービス	0.3m 未満
116	菊間	障害者施設 きくま	今治市菊間町浜 1147-4	日中活動系サービス	0.3m 未満
117	菊間	さとやま	今治市菊間町浜 1336-1	訓練サービス（共同生活支援除く）	1.0～2.0m 未満
118	吉海	片山医院	今治市吉海町幸新田 71	診療所	1.0～2.0m 未満
119	吉海	片山医院	今治市吉海町幸新田 71	短期入所療養介護（ショートステイ）	1.0～2.0m 未満
120	吉海	笑家（吉海）	今治市吉海町幸新田 84	小規模作業所	1.0～2.0m 未満
121	吉海	大島中学校	今治市吉海町幸新田 250	中学校	2.0～3.0m 未満
122	吉海	斎藤クリニック	今治市吉海町仁江 16-2	診療所	1.0～2.0m 未満
123	吉海	吉海認定こども園	今治市吉海町八幡 56	幼保連携型認定こども園・公立	1.0～2.0m 未満
124	吉海	吉海小学校	今治市吉海町八幡 157	小学校	2.0～3.0m 未満
125	伯方	しのぎき整形外科	今治市伯方町伊方甲 1022-1	診療所	0.3m 未満
126	大三島	大三島認定こども園	今治市大三島町明日 2493-1	幼保連携型認定こども園・公立	0.3～1.0m 未満
127	大三島	今治市社協グループホームゆいの家	今治市大三島町野々江 2435-1	グループホーム	0.3～1.0m 未満
128	大三島	今治市社協デイサービスセンター大三島	今治市大三島町野々江 2435-2	通所介護（デイサービス）	0.3～1.0m 未満
129	大三島	今治市社協グループホームゆいの里	今治市大三島町野々江 2435-14	グループホーム	0.3～1.0m 未満
130	大三島	今治市社協小規模多機能ゆいの村	今治市大三島町野々江 2435-14	小規模多機能型居宅介護	0.3～1.0m 未満
131	大三島	大三島中央病院	今治市大三島町宮浦 5318-1	病院	0.3～1.0m 未満

